

2020(令和2)年度
自己点検評価報告書

聖学院大学

目 次

序章	1
第1章 理念・目的	3
(1) 現状説明	3
(2) 長所・特色	10
(3) 問題点	11
(4) 全体のまとめ	11
第2章 内部質保証	12
(1) 現状説明	12
(2) 長所・特色	20
(3) 問題点	21
(4) 全体のまとめ	21
第3章 教育研究組織	22
(1) 現状説明	22
(2) 長所・特色	32
(3) 問題点	32
(4) 全体のまとめ	32
第4章 教育課程・学習効果	34
(1) 現状説明	34
(2) 長所・特色	54
(3) 問題点	55
(4) 全体のまとめ	55
第5章 学生の受け入れ	56
(1) 現状説明	56
(2) 長所・特色	65
(3) 問題点	65
(4) 全体のまとめ	66
第6章 教員・教員組織	67
(1) 現状説明	67
(2) 長所・特色	77
(3) 問題点	78
(4) 全体のまとめ	78

第7章 学生支援	80
(1) 現状説明	80
(2) 長所・特色	93
(3) 問題点	94
(4) 全体のまとめ	94
第8章 教育研究等環境	95
(1) 現状説明	95
(2) 長所・特色	103
(3) 問題点	103
(4) 全体のまとめ	104
第9章 社会連携・社会貢献	105
(1) 現状説明	105
(2) 長所・特色	110
(3) 問題点	110
(4) 全体のまとめ	110
第10章 大学運営・財務	112
第1節 大学運営	
(1) 現状説明	112
(2) 長所・特色	122
(3) 問題点	122
(4) 全体のまとめ	122
第2節 財務	
(1) 現状説明	123
(2) 長所・特色	128
(3) 問題点	128
(4) 全体のまとめ	128
終章	129

序章

聖学院大学では、前回7年前の認証評価において指摘を受けた項目を中心に、改善の取組を進めてきた。個々の項目に触れる前に、本学での改組の経緯について触れておきたい。

前回の認証評価受審時は、本学は政治経済学部(政治経済学科、コミュニティ政策学科)、人文学部(欧米文化学科、日本文化学科)、人間福祉学部(児童学科、こども心理学科、人間福祉学科)の3学部7学科から構成されていた。その後、2014年のコミュニティ政策学科の募集停止、ついで2018年の改組によって、政治経済学部(政治経済学科)、人文学部(欧米文化学科、日本文化学科、児童学科)、心理福祉学部(心理福祉学科)の3学部5学科に編成がなされた。この改組は、収容定員に対する在籍学生数の改善のみならず、大学の理念的な在り方をより現実的に実現していくという視点からの改組であり、指摘された項目の改善活動の一端を担った。また2016年には、財政基盤の安定化のため、大学教員の定年齢を70歳から65歳に引き下げ、希望する専任教員は、65歳から70歳まで特任教員として勤める途を定めた。

2014年の認証評価において指摘を受け改善を行ってきた諸点を次に述べる。

教員・教員組織において、大学院担当教員の選考に関する資格審査基準が定められていなかった点について、①「求める教員像と教員組織の編成方針」に関して、学部に関するものの中に大学院も統合するものとし、教員人事を含む「求める教員像と教員組織の編成方針」を審議、承認し公表した。②聖学院大学大学院教員資格審査内規を制定し、大学院において、新たに授業科目または研究指導を担当する教員の資格審査に関して必要な事項を定めた。

教育内容・方法・成果において、教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針成果の学部・研究科ごとの学位授与方針について、課程修了にあたって修得しておくべき学習成果が十分には読み取れなかった点について、課程修了にあたり修得しておくべき学習成果の記載を含め、授与方針を含む3つのポリシーの見直しを行った。また教育方法において、1年間の履修登録単位数の上限が人間福祉学部において60単位であった点について、履修上限単位数を各学期25単位とし、卒業論文も履修上限単位数に含めることとした。

卒業判定時に卒業必要単位数を満たしていない学生に対し、不合格科目の再認定措置として実施している「特別試験」制度を規程等に明示していなかった点について、「特別試験」を「再試験」に名称変更し、「単位認定に関する内規」を制定した。

政治政策学研究所、アメリカ・ヨーロッパ文化学研究所(2020年より文化総合学研究所に名称変更)および人間福祉学研究所(2019年より心理福祉学研究所に名称変更)において、学位論文審査基準が明示されていなかった点について、アメリカ・ヨーロッパ文化学研究所にて博士前期課程学位授与判定基準、博士後期課程学位授与判定基準を再策定し、政治政策学研究所・人間福祉学研究所にて修士課程学位授与判定基準を再策定し、公表した。

アメリカ・ヨーロッパ文化学研究所の博士後期課程において、修業年限内に学位を取得できず、課程の修了に必要な単位を取得して退学した後、在籍関係のない状態で学位論文を提出した者に対し「課程博士」として学位を授与することを規定している点について、大学院学位規程の改正を行い、2015年度入学以降の満期退学者から、課程博士ではなく論

文博士として学位授与の申請を受け付けるよう変更した。また 2016 年度から「研究計画・指導計画書」の導入を決定、修士/博士前期課程、博士後期課程 1 年次秋学期に計画書の提出を義務付けた。

学生の受け入れにおいて、人文学部欧米文化学科において在籍学生数比率が 0.87 と低かった点について、2015 年度教育課程にコースを設置し、学科教育活動の充実、学生に対する学習支援、そして学内外への広報努力の 3 点から、学科活動の活性化と周知化、離学者対策による在籍者数の安定化、そして入学者数増加と定員充足率の増加を目指した。その結果、入学者数および定員充足率は年々向上し、2020 年度には入学定員充足率、収容定員充足率とも改善している。2018 年新設の心理福祉学部心理福祉学科はじめ、全学科で入学者の増加を見ることができ、定員充足率も改善された。

管理運営・財務において、前回認証評価以降、財政状況は 2017 年度まで非常に厳しい状況が継続した。そのため 2018 年度 6 項目から成る中長期計画「SEIGVISION2018-2023」を策定した。財政再建としては安定した財政基盤を構築するうえでまずは「基本金組入前収支差額」の収支均衡を当面の目標としてきた。そのためには収入の根幹となる学納金収入（学生・生徒等の募集）における部門別目標人数（各学校・園）を明確にした。特に大学（学部）では最低の在籍目標を 2,000 人としてきた。2020 年 4 月 1 日現在 2,259 人となり、学院全体の収支に大きく寄与している。また、支出では人件費について大学教員定年齢の引き下げ（65 歳）、本務教職員数の定員管理、事務職員の人事・給与改定などを実施している。その結果、全国平均には達していないが人件費比率は約 60% 中盤まで改善してきた。そのほか、教育研究・管理などの一般経費については第三者機関の審査を受けるなど経費削減および有効活用努力している。今年度新型コロナウイルス感染症対策にあって想定外の支出も生じているが、2020 年度決算において当面の目標としている「基本金組入前収支差額」の収支均衡が現実的になってきた。

聖学院大学は、経営母体である学校法人聖学院としての伝統を踏まえるとともに、大学として独自の理念に基づき教育研究を推進してきた。その中には時代を超えて普遍的な理念を含むとともに、その実現においては、具体的な社会状況等を踏まえる必要がある。理念を重視する大学は、しばしば理念にしばられ、現実的な対応に遅れを取る傾向があることは否定できない。しかしながら、キリスト教プロテスタント主義が一方で、経済活動など、組織運営の合理性を追求してきたこともまた事実である。理念がただの観念に終わらず、着地し現実的成果となることを大学は望まねばならない。

今回の認証評価を期に、変わらぬものと変わるべきものとを、大学の建てる目標に向け、整理し再構築する機会としたい。

聖学院大学
学長 清水 正之

第 1 章 理念・目的

1. 現状説明

点検・評価項目①

大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点 1：学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

評価の視点 2：大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

1：学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

聖学院大学の母体である学校法人聖学院は、1903年アメリカのディサイプルス教会から派遣された宣教活動による神学校の設立に端を発し、幼稚園から大学院まで、プロテスタント・キリスト教を基盤にした教育を行っている（根拠資料1-1）。建学の精神や大学の理念もこれに基づき以下の通り掲げている（根拠資料1-2【ウェブ】、1-3【ウェブ】）。

大学の直接の前身である女子聖学院短期大学は1967年に設置されたが、そのキャンパスを引き継ぐ形で1988年に、本学は埼玉県上尾市に4年制大学として開学した。設立当時は政治経済学部政治経済学科のみからなる単科大学であったが、その後拡充され、現在では、3学部5学科、3研究科を擁するに至った。幼稚園から大学院まで、プロテスタント・キリスト教を基盤にした教育を行っている。「神を仰ぎ 人に仕う」とする建学の精神（根拠資料1-2【ウェブ】）に則り、教育研究の標語としては、「敬虔と学問」を挙げている。実際の教育研究の体制を支える理念としては、聖学院大学の理念（1988年制定）（根拠資料1-3【ウェブ】）を挙げることができる。

プロテスタント・キリスト教の精神が、大学の自由と敬虔の学風を支えるとともに大学共同体の教育・研究・伝道の創造的力の源泉であること（第1条、第2条）、現代文化の源泉にあるプロテスタント・キリスト教の伝統を踏まえ、日本におけるプロテスタント・キリスト教の伝統およびその信仰的、文化的、教育的貢献を日本社会に対する指標とすること（第3条、第4条）、国際化した時代と激動する社会、および地域の問題にも積極的に取り組み、そのキリスト教的、文化的特色を発揮することを期すること（第5条）、聖学院全体の一貫教育の中で高等教育段階を担うこと（第6章）、教員は、自由と真理への畏敬の念を持って、学問的探究に鋭意努力し、その研究と教育を通して、時代の課題に積極的に応えつつ、新しい世代の知的、実践的、霊的次元での育成に努め、本大学の精神、学問、伝統の確立と継承および新たな創造に努めること（第8条）、学生が知的、実践的のみならず霊的次元において成熟し、かつ専門の学問の研鑽とその応用力の修得に努め、現代社会の課題に取り組み、明日の社会を担い得る教養と良識とを身につけ、豊かで個性的な人格形成に努めること（第9条）が期待される。本学の主眼が伝統に沿った人格教育であることを明示している。

時代に応じた見直しが必要であろうが、これらの精神を継承している。

引き続き聖学院教育憲章（2002年制定）の設定、三次にわたる教育会議宣言文として見直し、制度運用については学校法人聖学院倫理綱領を制定している（根拠資料1-4、1-5）また2017年には加えて「一人を愛し、一人を育む。」という新しいタグラインを掲げた（根拠資料1-6【ウェブ】）。

これらは建学の精神のより教育現場を踏まえた具体化であると理解している。

学部研究科の組織運営は、これらの理念、宣言、綱領によって運営され、基準として見直しつつ運営されている。

2：大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

学部・学科設置の理念（根拠資料1-7【ウェブ】）とともに、また学部の教育研究上の目的については、聖学院大学学則別記として規定・公表している（根拠資料1-8）。

以上の理念・目的は、聖学院大学学則第2条（根拠資料1-8）に掲げる、「本学は、プロテスタント・キリスト教の精神に基づき、自由と敬虔の学風によって真理を探究し、豊かな教養と深い専門の学術を教授し、精神（霊）的、知的、実践的に成熟した全体的な人間形成に努め、民主的社会人としての良識と国際化した現代社会に対する見識とをもった有為の人間を育成し、文化の発展と人類世界の福祉及び平和に寄与することを目的とする」との方針と合致するのみならず、きわめて現代的な意義を有するものと言ってよい。

各学部学科について特記すると、政治経済学部政治経済学科では、大学の理念（根拠資料1-3【ウェブ】）、特にその第5条「国際化した時代と激動する社会、および地域の問題にも積極的に取組み、創造的な活動をすること」、第9条「学生は・・・現代社会の課題に取組み、明日の社会を担い得る教養と良識とを身につけ、豊かで个性的な人格形成に努めること」という理念を実現すべく、学部および学科の設置理念・教育研究上の目的を適切に定めている。（根拠資料1-8、1-9 p.35-36（ディプロマ・ポリシーとして）、1-10 p.74）。

人文学部欧米文化学科では、学科の理念・目的を大学ホームページ上で平易に説いている（根拠資料1-11【ウェブ】）。

その要点は同学科ホームページ「学科の特色」が、『異文化理解』と『グローバル・コミュニケーション』を軸に、グローバルな現代社会にふさわしい多様な価値観を養います」と簡潔にまとめている（根拠資料1-12【ウェブ】）。

上記の内容が「民主的社会人としての良識と国際化した現代社会に対する見識とをもった有為の人間」の育成を掲げた本学の理念・目的、ならびに「日本はもとより他国の人々をも含む人類全体の文化の進展に寄与する人材を育成する」ことを目指す人文学部の理念・目的に沿うものであることは明白である。

次に、人文学部日本文化学科の理念は、新しい文化グローバリゼーションというコンテキストにおける新しい「日本学」の探究を取り組むことを宣言し、その具体的な展開として文学・歴史・宗教・思想・芸術など広い視野に立脚して日本文化の新しい見直しと統合を目的としている。かかる日本文化学科の理念・目的は、日本文化学科のカリキュラム構成に結実している（根拠資料1-13【ウェブ】）。

続いて、人文学部児童学科であるが、幼稚園および小学校・特別支援学校の教員養成、保育士養成を学士課程の目的とする同学科は、人文学部における文化創造の営みの具現化を目指す。すなわち、乳幼児・学童期において、言葉を介することで他者の意思をより

確かに知る力、自らの思いを言葉に託して他者に伝える力が育まれることに着目し、そこに文化創造の芽生えを捉え関連する教育・研究に取り組む。このように、言葉のもつ力を軸に、児童英語、インクルーシブ教育、子ども・子育て支援等の今日的課題を人文学的基礎のもとに探究し、キリスト教的人間理解と児童学を土台としながら人格としての児童を理解する器量を備え、多様な教育課題・支援課題に臨み解決に向けた取り組みのできる教員・保育者、言葉を媒体に真のコミュニケーション能力を生かせる幅広い職業人を養成する。本学科はそれらの理念・目的を、「聖学院大学学生要覧」(根拠資料 1-9)ならびに「聖学院大学人文学部児童学科ホームページ」に示し、また「ポリシー」において公開することで「子どもを対象化して客観視する営みである児童学について、その視点や具体的な方法論、学際性について理解する」ことを目指した特色ある必修科目「児童学概論」を設置するに至っている(根拠資料 1-14【ウェブ】)。

こうした姿勢は、上掲の通り「多様性を認めあう現代社会では、子どもとおとながともに安心して自分らしく生きる生活環境づくりが必要」との思いから、「育つ・育てることの、しあわせな人間関係を一緒に考えて」いこうとする学科の理念・目的の反映であるが、それは大学および人文学部が育成しようとする人材を、いわば下支えする構想であり、その意味で人文学部児童学科の理念・目的は、本学そして本学部の理念・目的に適合している。

心理福祉学部心理福祉学科は、人間福祉学部こども心理学科・人間福祉学科を改組し、2018年度に開設された。1学部1学科の運営において、同学科内で心理学と社会福祉学の近接2領域の学問および国家資格養成課程を併設した。また、人間福祉学部に開設されていた児童学科を人文学部児童学科として新たに開設し、人文学部は中高英語科・国語科教員養成課程における教育活動に加え幼稚園・小学校・特別支援学校の教職課程を設置し、幼児期から青年期までの連続的かつ包括的な教職課程を有することになった(根拠資料 1-15【ウェブ】)。

心理福祉学部心理福祉学科では、プロテスタント・キリスト教文化を基盤とする聖学院大学の理念 10カ条(根拠資料 1-3【ウェブ】)を、格差の拡大する現代社会の多様な課題において具現化することを目指し、「一人を愛し、一人を育む。」という本学のタグラインのもとに、現代社会に生きる一人ひとりの心理的内面の深い洞察や、社会における人権と社会変革に向けた意識の醸成のための教育を行い「ひとりも取り残さない地域共生社会」の創造へ寄与することを目指している(根拠資料 1-8)。

2020年度に、募集停止前年度入学生が卒業年次となる人間福祉学部児童学科、こども心理学科、人間福祉学科における「児童文化」や「奉仕文化」および「福祉文化」を基盤に、心理福祉学科における「共生文化」の創生へと目的を統合し、従来の学部学科の特性を発展させた学部全体としての協力関係にも配慮している。特に、各学科の特性に応じた専門諸資格課程の育成・充実に図り、学生各自の持てる能力を福祉ニーズに即して実現する学びと実践の体制を堅固化することに力を注いでいる(根拠資料 1-16【ウェブ】)。

同じく 2020年度に募集停止前年度入学生が卒業年次となる人間福祉学部児童学科は、キリスト教における児童理解を基盤とした児童学の探究のうえに、教育・保育の方法論を修得し、とりわけ少子化をもたらした現代社会の現実に即して、子どもの傍らにあって子どもの気持ちを汲む専門職の育成を教育目標としている。人間福祉学部児童学科が設定している本来の学科理念・教育目的と、設置している保育士や幼稚園・小学校教諭といった

資格課程・教職課程の理念や目的を、たえず「現実社会」との連関において見直し、教育内容へと具体化することが学科として取り組み続けるべき課題である。

2020年度に募集停止前年度入学生が卒業年次となる人間福祉学部こども心理学科は、現代の「現実社会」に顕著な、心身の問題を抱えるこどもたちに対し、専門的基礎の上に立って取り組む人材の育成を目的として設置された。加えて2011年の東日本大震災以来、苦難を背負うこどもたちの「心のケア」、継続的な心理学的ケア・サポートを実践する人材がますます必要となるなか、こどもの人格・人権を十分に尊重できるゆるぎない価値観と深い人間理解の基盤形成を重要な目標としている。

人間福祉学部人間福祉学科は、全ての人々が健やかに生活できる福祉社会の実現を目指し、そのために、制度の整備はもとより、人の幸福とは何かということに常に立ち返りながら、相互に人格を尊重し、人々を支えていく豊かな人間性と援助技術を身につけた人材養成を目的として設置された。高齢化をもたらしている現在の社会状況にあっては、精神ある専門人たる「福祉人」の育成がますます必要とされており、本学科はこの「現実社会」の動向に応えるものである。

聖学院大学大学院は、1996年に開学し政治政策学研究科を設置した。1999年アメリカ・ヨーロッパ文化学研究科修士課程を設置、2001年アメリカ・ヨーロッパ文化学研究科博士後期課程を設置(これに伴い修士課程を博士前期課程に変更)、2006年に人間福祉学研究科を設置した。また2019年に人間福祉学研究科を心理福祉学研究科に名称変更し、2020年にアメリカ・ヨーロッパ文化学研究科を文化総合学研究科に名称変更した。

聖学院大学大学院の設置の趣旨については、「大学院設置の趣旨」(根拠資料1-17【ウェブ】)に掲載している。聖学院大学院学則(根拠資料1-18)第1条第2項において「本大学院は、学校法人聖学院の最高学府として、プロテスタント・キリスト教の精神に基づき、自由と敬虔の学風の中で、高度にして専門的な学術の理論及び応用を教授研究し、真理の深奥をきわめることを通して、民主的社会人としての良識と国際化した現代社会に対する見識とを持ち、かつ精神(霊)的、知的、実践的に成熟した有為の人間を育成し、文化の進展と人類世界の福祉及び平和に寄与することを目的とする。」と設置の目的を規定している。また、研究科の教育研究上の目的を、大学院要覧に聖学院大学大学院学則別記を記載している。(根拠資料1-19、1-20 大学院パンフ)。

大学院各研究科がインターネット上に公表する上記の「人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容」は、「聖学院大学院学則第1条第2項」で示された大学院全体の設置目的や教育方針と合致するものであり、したがって大学院各研究科はその理念・目的を適切に設定していると言える。

政治政策学研究科の教育研究上の目的は、聖学院大学大学院学則別記に定めている。政治政策学研究科は、問題の発見や解決策の立案などに関する専門知識および幅広い教養と豊かな精神を高め、かつ専攻分野における研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要な能力を有する人材の養成を目指している(根拠資料1-18)。

政治政策学研究科では、大学院学則に定める設置目的、ことに「民主的社会人としての良識と国際化した現代社会に対する見識とを持ち、かつ精神(霊)的、知的、実践的に成熟した有為の人間を育成」という目的を実現すべく研究科固有の教育研究上の目的を適切に定め、「大学院学則」、『大学院要覧』、および、ホームページで明示している(根拠

資料 1-18、1-19、1-21【ウェブ】）。

文化総合学研究科はその理念・目的を、大学院設置の趣旨それ自体については、「大学院設置の趣旨」（根拠資料 1-17【ウェブ】）で、また研究科・専攻の教育研究上の目的については、「大学院研究科・専攻の教育研究上の目的」（根拠資料 1-21【ウェブ】）で説明・公表しているが、これに加えて「聖学院大学大学院文化総合学研究科ホームページ」においても、「キリスト教精神を基盤とする、現代の『生きた知』を探究」することを明示し、キリスト教理解を基盤にした「アメリカ文化学」・「ヨーロッパ文化学」・「キリスト教文化学」・「日本文化学」の 4 コースの設置を踏まえ、「アメリカ・ヨーロッパ文化およびグローバルズの関連にある日本文化の深層理解に学問的に対応できる能力と幅広い教養を修得し、かつ専攻分野における研究能力または高度な専門性を要する職業に必要な能力をもつ者」や、「新しいアメリカ・ヨーロッパ文化学および日本文化学の総合的視点にたった専門的見地から、多様化する社会において自立した研究者として貢献する専門的知識と研究方法を習得し、高度に専門的な業務に従事するに必要な研究能力をもつ者」の養成を掲げている（根拠資料 1-22【ウェブ】）。

心理福祉学研究科（修士課程）は、本学人間福祉学部と総合研究所の「人間福祉学研究センター」を基礎に 2006 年に設立された人間福祉学研究科をその前身とし、社会の新たなニーズに応えるべく心理と福祉の領域にまたがる教育研究を充実させてきたことに鑑み、研究科の内容を実態に合わせるべく心理福祉学研究科に名称変更した。

本研究科は、プロテスタント・キリスト教精神に基づいた本学の伝統と理念を核としながら、教育、福祉、心理、医療、看護などヒューマンサービスが抱える様々な問題を研究課題として取り上げ、カウンセリングの視点や包括的なケアの知識を持ちながら、格差社会、少子高齢社会という「現実社会」の現代的な要請に応じて、人間学的基礎の上に、人間福祉学研究科としては、「心理福祉学」の形成を担いする精神ある専門人、福祉人の教育と研究を目的としている。①児童学、②心理学、③社会福祉学、④死生学、⑤スピリチュアルケア学を核としていたが、改組後の心理福祉学研究科では①共生社会、②心理学、③対人援助、④児童学を核としている。

なお、2020 年度からは、公認心理師のカリキュラムにも対応している（根拠資料 1-18、1-23【ウェブ】、1-24【ウェブ】）。

点検・評価項目②

大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

評価の視点 1：学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示

評価の視点 2：教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的、学部・研究科の目的等の周知及び公表

1：学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示

「聖学院大学の理念 10 か条」は『学生要覧』に収録し（根拠資料 1-9）、全入学生・全

教職員に毎年度初頭に配布している。同冊子は学生を主な対象として作成したものであり、入学後のガイダンスを通じて周知を徹底するとともに、教職員も常に参照して理念に基づいて学生指導を行うよう努めている。また、「聖学院大学の理念10か条」は本学のホームページの「大学について」(根拠資料 1-3【ウェブ】)の中にも掲載し、社会へ公表している。

本学の目的に関しては、学部は大学学則第2条に、大学院は大学院学則第1条に、それぞれ定め、本学のホームページで公開している(根拠資料 1-25【ウェブ】、1-26【ウェブ】)。

学部または学科の目的について、聖学院大学学則別記として規定し、公表している(根拠資料 1-27【ウェブ】)。学部に関しては『学生要覧』(根拠資料 1-9)に、大学院に関しては『大学院要覧』(根拠資料 1-19)にそれぞれ掲載し、周知を図っている。

本学では、建学の精神と大学の理念を広く共有し実質化するために、「キリスト教センター」ならびにチャプレン(宗教主任)の主導のもとで、クリスチャン教職員また関係者の協力を得つつ、全学礼拝を週4回実施している。週に1回礼拝・講堂棟を開放し、静かな祈りの場として利用できるようにもしてきた。毎週水曜には「アセンブリアワー」の時間を設け、諸行事・企画を通して大学の理念に示されたプロテスタント・キリスト教精神の共有と実践に努めている。

また、新入生に対しては、入学時のガイダンスであるNSO(New Student Orientation)を礼拝から始める形で実施し、本学のキリスト教精神に基づく理念を示してきた。また、春と秋の2回にわたって「キリスト教週間」を設け、音楽会・講演会・「キリスト教と諸学の会」などの行事を持っている。さらに、刊行物『キリスト教と諸学』には、キリスト教に関する諸行事の成果を掲載するとともに、キリスト教に関連する論考を掲載し、大学の理念の実現を図ってきた。「キリスト教活動の栞」では、主として初年次の学生に対して、キリスト教精神に基づいた教育や、ボランティア活動などキリスト教に関連するクラブ活動の紹介をしてきた(根拠資料 1-28、1-29)。

他に、「クリスマスツリー点火祭」や「キリスト教音楽会」には地域の人々も多く訪れて、キリスト教的文化を共に体験する良い機会となっている。さらに、クリスチャン学生が主体となって実施される「リトリート」(修養会)は、クリスチャンとノンクリスチャンとのよき交流の機会ともなっている。

加えて、「キリスト教概論A・B」(必修科目、1年次)、キリスト教関連諸科目(選択必修、2年次)、「キリスト教社会倫理A・B」「キリスト教文化論A・B」「キリスト教人間学A・B」(必修科目、3年次)等のキリスト教に関わる授業において、本学の個性を生かした学びの活動を展開してきた。

また、2020年度より、Facebookに「聖学院キリスト教センター」を開設し、全学礼拝を動画やテキストで配信する他、キリスト教に関連するクラブ紹介や大学の近況など、幅広い話題を取り上げ、本学におけるキリスト教的理念の共有に役立ててきた。

以上のように、様々な機会を通して建学の精神また大学の理念の共有とその実質化、実践に努めてきた。

2：教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的、学部・研究科の目的等の周知及び公表

学部・研究科の目的の明示及び周知、公表は以下の通りである。

政治経済学部政治経済学科では、学部および学科の設置理念・教育研究上の目的を適切に定め、「聖学院大学学則」、『学生要覧』、『大学案内』、および、ホームページで明示し公表している（根拠資料 1-9 pp. 35-36(ディプロマ・ポリシーとして)、1-8、1-10 p. 74、1-7【ウェブ】）。

人文学部はその理念・目的を適切に設定しており、上掲の大学ホームページのほか、受験生向けに頒布する「大学ガイドブック」において、在学生の表情を活かした親しみやすいビジュアルとわかりやすい説明で広く紹介している（根拠資料 1-30【ウェブ】）。人文学部のいずれの学科も設置の理念については、学部・学科の理念（根拠資料 1-27【ウェブ】）として、また学科の目的については、聖学院大学学則別記として規定し、公表していることは学部についてと同様である（根拠資料 1-27【ウェブ】、1-7【ウェブ】）。

心理福祉学部心理福祉学科の学科教育の理念および目的は、大学ホームページに「心理福祉学部・学科の3つのポリシー」（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）として公表し具体的な展開を示している（根拠資料 1-31【ウェブ】）。

さらに教職員に対しては学部学科のアジェンダ、学生に対しては大学ホームページによって周知されているほか、学部固有のものとして、「キリスト教人間学A・B」（3年次必修科目）は、心理福祉学部心理福祉学科におけるキリスト教教育の理念を最も具現化した科目となっている（根拠資料 1-7）。

人間福祉学部の学科教育の理念および目的は、大学ホームページに「人間福祉学部・学科の3つのポリシー」（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）として公表されており、また学科ごとに固有のホームページでその具体的な展開を示している（根拠資料 1-32【ウェブ】、1-33【ウェブ】、1-34【ウェブ】）。

大学院設置の趣旨については、大学院設置の趣旨（根拠資料 1-17【ウェブ】）として公表している。研究科の教育研究上の目的については、以下の通り規定し公表している（根拠資料 1-21【ウェブ】）。

また、大学院のポリシー、各研究科のポリシーについては以下の通り規定し公表している（根拠資料 1-22【ウェブ】、1-35【ウェブ】、1-36【ウェブ】、1-37【ウェブ】）。

教員に対しては、毎年開催される「大学院教員研修会」を通して、大学および大学院の理念・目的の徹底と共通確認を図っている。学生に対しては、院生1年次生全員が「全体会」と「研究科毎」の2部制で構成される「新入生オリエンテーション」、また2年次生は、4月の論文発表会、7月の論文中間発表の場となる「大学院教員研修会」を、学長・研究科長出席のもとで行なうことにより、大学院および研究科の理念・目的の再確認の場としている。

点検・評価項目③

大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

評価の視点1：将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定

・ 認証評価の結果等を踏まえた中・長期の計画等の策定

1：将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定

学校法人聖学院は2018年に「SEIG VISION 2018-2023」を策定し、そのなかで教育アクションプランとして、大学を含む法人内諸学校の中長期計画を策定した(根拠資料1-38【ウェブ】、1-39、1-40)。

学院の財政危機を背景に、01.教育、02.財政、03.施設・設備、04.人材・組織、05. ICT、06.広報の6部門に分け、現状認識とともに、運営組織を見直し改善していく道筋を示した。理事長の下に理事長室会議、学校長会を実施点検機関として、定期的にプランの策定から実施、点検・評価を行ってきた。学院内の各校、そして大学もそれを受け、教育アクションプランに基づいて、6つの部門での改善改革に着手した。大学では、学院全体に関わる部分は法人に委ね、プロジェクトチームを組み、実施点検のサイクルを回して今日に至る。「01.教育」については、「将来の日本及び国際社会に貢献する人間を育成することを教育の根本目的とする」(聖学院教育憲章)(根拠資料1-4【ウェブ】)ことを再確認するとともに、建学の精神「神を仰ぎ 人に仕う」(根拠資料1-2【ウェブ】)を具現化する道筋を再考、大学の授業改善もまたこの精神の中で行われることを確認し、着手している。若手の育成、また聖学院大学大学院 教員資格審査内規の制定はその成果である。大学院生の発表機会の増加、大学院生の自らの研究の中間発表実施の機会を増やすなどした(根拠資料1-38【ウェブ】、1-39、1-40)。

「02.財政」では、入学者の確保についての見直しと収支の見直しを図り、「03.施設・設備」では、学生生活を活性化する施設の修繕、学生会館の建築などを展望している。「04.人材・組織」については職員の労働環境の整備、昇進基準を見直し教員の業績評価のシステムの整備もまたこの中期計画と連動する。「05. ICT」については、不足する設備の整備を、より深いICT教育を目指して推進している。2020年度の新型コロナウイルス感染症への対応によってその足りないところが明らかになった。「06.広報」においては、聖学院大学の教育目的理念をあらためて広報し、情報公開することに鋭意努力している。

中長期計画は2018年度より、毎年見直すとともに理事長室会議において毎月その進捗状況を検討し、新たなアクションに向けている。

この中長期計画については、対外的にも発表、広報の体制を整え、卒業生、保護者、学生、関係する外部に送付するとともに、あわせてホームページ等でも公表している(根拠資料1-38【ウェブ】)。

その概要と進行状況は、教授会での報告、広報媒体等で、逐次報告している。また2020年10月大学教授会では、中長期計画の半ばであることをあらためて覚え、中長期計画推進の行動基準を大学教授会で示した(根拠資料1-41)。

2.長所・特色

本学の特色としては、教育活動の基軸となる建学の精神、大学の理念・目的を明確に定めるとともに、それに安住することなく、「不断に確認し、見直しを続けていること」である。建学の精神を教職員・学生に周知させ浸透させる機会を新年研修会等、多く設けている。学生に対しては入学時のオリエンテーションから始まり、建学の精神を学ぶキリスト教科目、講演会、週日に行われる全学礼拝実施等があり、教職員に対しては新年教職員

研修会など建学の精神に関する研修会の実施などの諸施策を毎年継続して取り組んでいる。

3. 問題点

教員のうち、非常勤講師についても、建学の精神、大学の理念・目的を周知する必要がある。非常勤講師に対しても建学の精神をあらためて確認するための資料となる広報誌を送る等しているが、今後非常勤講師の研修や配布資料の充実を通して、建学の精神、大学の理念・目的を周知することとする。

4. 全体のまとめ

本学では建学の精神、大学の理念・目的を適切に定め、また決して安住することなくその変わらぬ部分を堅守するとともに、これに則って学部・研究科の目的を定め、また学科ごと、専攻科ごとの教育研究上の目的を適切に定め、かつ学内外に適切な方法で公表している。また中長期の計画その他の施策についても、教授会、研修会、学内配付資料等を通じて学内構成員に周知し、実施している。大学の将来を見据えたグランドデザインは、単年度計画に落とし込むことで、組織や財政等の裏付けを行い、その実現性を持たせている。さらに、本学では、2018年学院の中長期計画「SEIG VISION 2018-2023」（根拠資料1-36【ウェブ】）の策定に伴い、大学での諸分野の見直しと施策の実行を目指してプロジェクトチームを作り、理念の実現を図っている。また第2章で説明するように、2020年度には内部質保証システムを新たに整備するとともに、検証体制を整備機能させてきた。

以上のように本学では、建学の精神、大学の理念・目的に沿って諸施策に取り組んでおり、大学基準に照らして概ね適切であり、この方針で今後も引き続き取り組んでいく。

第 2 章 内部質保証

1. 現状説明

点検・評価項目①

内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

評価の視点 1：下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示

- ・内部質保証に関する大学の基本的な考え方
- ・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担
- ・教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針（P D C Aサイクルの運用プロセスなど）

1：内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示

・内部質保証に関する大学の基本的な考え方

本学では、2020年度に「内部質保証の方針」および「聖学院大学内部質保証推進 I R 委員会内規」が定められた。前回の認証評価の指摘事項を受け、全学的に内部質保証を推進し一層の連携を図るためである。それに則り現在、各部署の連携および内部質保証の推進が図られている。当該委員会の主たる目的は、(1)大学学則第 2 条に定める本学の設立目的および社会的使命を達成するため、本学の教育研究活動等の状況を把握したうえで、教育研究の改善に努めること、(2)本学の教育研究の質を確保するため、自己点検・評価を行い、その結果をもとに教育研究活動等の継続的な改善を推進することの 2 点である（根拠資料 2-1）。

・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担

当該内規に基づき、全学的な内部質保証推進の組織として「内部質保証推進 I R 委員会」が従来の「点検評価委員会」に代わって設置された。本学の理念・目的の実現のため、内部質保証のため、本学の教育研究・運営等の活動について全学的な見地から点検・評価を行い、必要な改善措置を講じることで、恒常的・継続的に教育の質の向上に努めている。

具体的には、自己点検・評価に関する次の項目を審議し、決定する権限を当該委員会には有している。すなわち①自己点検・評価の基本方針および自己点検・評価事項の策定に係る事項、②自己点検・評価の実施、組織および体制に係る事項、③各組織の自己点検・評価の総括および検証に係る事項、④自己点検・評価の報告書作成に係る事項、⑤自己点検・評価の結果の公表に係る事項、⑥学長の指示に基づく特定の項目に関する自己点検・評価の実施に関する事項、⑦外部評価および第三者評価に係る事項、⑧学校教育法に定める認証評価に係る事項がそれである。加えて内部質保証に関する次の事項についても同様の権限を有している。a)内部質保証の方針および手続の策定に関する事項、b)内部質保証のための体制の確保に関する事項、c)内部質保証の仕組みの機能向上に関する事項がそれにあたる。当該委員会は、その他、委員会の目的を達成するために必要な事項についても、審議し、決定を下す権限を有している（根拠資料 2-1）。

学内の部会、学部・学科・研究科および関連組織に自己点検・評価の実施を指示し、またその結果を集約して内部質保証推進 I R 委員会に報告する業務は、副学長を委員長とする「全学評価委員会」によってなされる。ただし、自己点検・評価の推進に関する体制の設置と構成および運営に関する必要な事項は、実情を把握している当該部署によって設定される（根拠資料 2-1）。

こうした基本方針と制度は、以前より継続的に実施されている「新年教職員研修会」と「アジェンダ」との充実に寄与している。（「アジェンダ」前回報告書では「マニフェスト」と呼称されていた）。これら 2 つの取り組みは、2014 年度大学基準協会認証評価指摘事項においても指摘されたように 2011 年度以降関連の度を強めており、2014 年度には「聖学院大学の指針と目標」において明確化され、大学運営全般にわたる改革の姿勢を示すものとなっている（根拠資料 2-2）【ウェブ】。

新年教職員研修会は、大学の全教職員が一同に会して本学の理念に関連する様々な問題に関する学びと、そうした問題を検討するワーキング・グループ活動とを通じて学内での内部質保証の取り組みに関する共通理解の醸成に寄与している。近年では、タグライン作成のためのワークショップを 2017 年度に実施することで大学の将来ビジョンに関する全学的な認識の共有を図り、2018 年度には SDG s 研修を実施することで将来の本学の担うべき課題についての全般的な検討を行った。また、2019 年度は性の多様性の研修、現状・問題の把握を行うことで、近年その重要性が認識されている性の多様性への対応に関する理解を深めた。この課題はまた、2020 年度に人権・情報保護委員会でのより具体的・専門的な LGBT 対応の検討に継続されている。

・ **教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針（P D C A サイクルの運用プロセスなど）**

他方、アジェンダは、毎年度当初に学科運営や教育の充実を目指して策定する計画であり、学内の各部署および各学部・学科の前年度の取り組みに関する評価と、当該年度における改善の取り組み目標を明確化することで、関係各部署での改善活動方針、および改善の実施にまつわる P D C A サイクルの継続的实施を学内に周知、明確化する役割を担っている。

アジェンダを軸にした自己点検・評価の取り組みは先述の 2014 年度大学基準協会認証評価でも触れられたように本学で長く続けられている点検・評価の軸をなすものである。現在、その取り組みは、より効果的な自己点検・評価のシステムとして活用されている。一例を挙げれば、2020 年度に各部署から提出されたアジェンダは、年度末に開催された内部質保証推進 I R 委員会において総括され、その内容が精査された。その上で各部署の検討課題および、次年度に向けた教育の企画に関する課題が論じられている。アジェンダを通じて、継続的に各部署、および大学における検討の成果と課題とが共有されている（根拠資料 2-3）。

こうしたアジェンダを軸とする学内改善活動に並行して前回の認証評価の指摘事項を受けて一時期設置されていたのが学内点検評価報告書システムである。2015-18 年度にわたって、全学的な自己点検・評価の取り組みのさらなる実質化を目指して取り組まれたものだった。その概要は、2015 年の大学教授会で示された「聖学院大学学内改善活動概要」に基本方針が示されている（根拠資料 2-4）。学内点検評価報告書作成システムは学内の P D

CAサイクルの運用に関わるもので、当該システムを基にした改善活動は2015年以降継続され、当初に掲げられた改善課題はほぼ解消という成果を上げた（根拠資料2-5）。今後は先に触れたアジェンダを軸とするPDCAサイクルの活用に加えて、別項で触れる新たな自己点検・評価システムを立ち上げることで、より効率的な内部質保証を推進することが検討されている（根拠資料2-6）。

また、現行のシステムでは、学内での内部質保証の取り組みを外部視点から点検するため、学外有識者を含む「大学評価会議」が設置され、当該会議による意見聴取が実施されている（根拠資料2-1）。大学評価会議は内部質保証推進IR委員会内規が制定される以前の2016年度に設置された教育課程編成に関する外部有識者検討会議を、2020年度に内部質保証システムの中に明確に位置付け、名称を大学評価会議に変更したものである。2018年度からは、地域連携および産学官連携に関する事項も対象に含めて外部有識者に意見を求め、改善を進めた。直近の2020年の大学評価会議では、改善の取り組みに対する一定の評価を得ており、2021年度からは、自己点検・評価の結果について諮問する予定である（根拠資料2-7）。加えて、自己点検・評価による改善について本学の学生（学部および大学院）および卒業生から意見を聴取する機関として、大学評議会（学生・院生懇談会）の設置を予定している（根拠資料2-1）。教育の質保証に関しては、学部では学科会、学部教授会、大学院研究科では研究科委員会を中核とし、そこにFD・SD委員会、教務部委員会、学生生活部委員会、内部質保証推進実行委員会などが連携することで教育活動の展開とその有効性の検証および検証結果を踏まえた改善・向上が取り組まれている（根拠資料2-8）。

学内各部署の連携を促進する役割を果たしているのが内部質保証推進実行委員会である。従来、その任に当たっていた点検評価実行委員会に代わって「聖学院大学 内部質保証推進IR委員会内規」第10条に基づいて設置された（根拠資料2-1、2-9）。内部質保証推進実行委員会は全学的な内部質保証の推進の実質化を推進する組織であり、所管する業務は、(1)「聖学院大学内部質保証推進IR委員会内規」第3条に定める事項に関して、聖学院大学内部質保証推進IR委員会より諮問を受けた事項、(2)大学専任教員の年次業績報告に関する事項、(3)学校教育法に定める認証評価の受審に関する事項、(4)学生による授業アンケートの実行および総括に関する事項、(5)前各号に付帯関連する事項に関する具体的な業務に取り組むことである。これらを通じて、各教員、各部署の内部質保証に関する業務の推進、連携、改善を促している。

内部質保証推進実行委員会の業務のうち、特に教育の質保証に関連するものは大学専任教員の年次業績報告に関する事項と、学生による授業アンケートの実行および総括に関する事項とである。大学専任教員の年次業績報告に関する事項は、「聖学院大学 教育研究業績等点検・評価内規」（根拠資料2-10）に定められた「教育研究業績等点検・評価委員会」を補助する役割である。教育研究業績等点検・評価は、a) 研究者としての自己像の確立、b) 教育および研究レベルの向上、c) 教育および研究に関する対外的な質的保証、d) 効果的かつ効率的な大学運営の推進、e) 地域・社会貢献活動の活性化内容に関する本学専任教員の学術、社会、教育などにおける毎年次の業績を自己点検・評価するものであり、内部質保証推進実行委員会はそのための研究に関する情報の集約を担っている。

学生による授業アンケートは、毎学期末に学生を対象にした授業内容などに関するアンケート（根拠資料2-11）の実施と、アンケート結果の集約、集計結果の公表と各担当教員

の学生へのフィードバックの公表および学内各部署への通知を執り行うことで、各学部、基礎総合教育部、FD・SD委員会、教務部会に教育の質保証を促す役割を果たしている。

点検・評価項目②

内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

評価の視点1：全学内部質保証推進組織・学内体制の整備

評価の視点2：全学内部質保証推進組織のメンバー構成

1：全学内部質保証推進組織・学内体制の整備

2：全学内部質保証推進組織のメンバー構成

全学的な内部質保証を中心的に担う「内部質保証推進IR委員会」の構成員は、学長、副学長、大学チャプレン、学部長・研究科長、学長補佐、大学事務局長、経営企画部長、学務部長、学長室長、IR室員のうち学長が指名する者、留学生センターの事務担当者のうち学長が指名する者という本学における主要な部署の長である。（根拠資料2-1）。

内部質保証の実施状況を点検する「全学評価委員会」の構成員は副学長、大学チャプレン、学部長・研究科長、学部チャプレン、基礎総合教育部長、学長補佐、学科長、教務部長、学生生活部長、入試部長、キャリアデザイン部長、地域連携・教育センター所長、ボランティア活動支援センター所長、グローバルキャンパスセンター所長、総合研究所長、内部質保証推進実行委員長、IR室長、FD・SD委員長、大学事務局長、その他学長が指名する者となっている（根拠資料2-1）。

内部質保証推進IR委員会を補助し、学生アンケートや、教員業績評価などについて、学内での情報共有と連携を担う「内部質保証推進実行委員会」の構成員は、学長の指名による委員長、副学長、学長補佐、IR室長、FD・SD委員長、その他学長が指名する者からなり、内部質保証に関連する取り組みの情報共有と実施が円滑に進むように配慮されている（根拠資料2-1）。

教員の業績評価を行う「教育研究業績等点検・評価委員会」の構成員は、副学長、各学部長、基礎総合教育部長、その他学長が指名した者からなり、加えて学長は、評価の透明性および客観性を担保するのに資すると判断した場合に学外の者を指名することができる（根拠資料2-10）。

本学の内部質保証PDCAサイクルは、それぞれの改善活動に取り組んでいる部局の長が所属する内部質保証推進IR委員会を通じて、大学基準協会の定める基準等を参考にしつつ管理されている。内部質保証推進IR委員会の構成員が示すように、そこには学部・学科、研究科、各事務組織の長が所属しており、各学部・研究科、部会及び事務組織の個別の取り組み状況や改善・向上に向けた計画や行動に関する情報の共有と、それらの取り組みを全学的観点から点検・評価することを可能にしている（根拠資料2-12）。

学内各部署の改善活動の実施、着手に関しては、第10章で詳述される、学長の諮問機関である学長企画会議、および学内執行機関の一つである運営委員会において方針が提示されることで全体の方向性が定められている。こうした方針の決定にも、IR委員会に集約された情報が役立てられている。

これら一連の内部質保証推進の取り組みを外部視点から評価する大学評価会議の構成員

は、学外の地域社会・産業界その他の有識者である。また、大学評価会議とは独立して学外有識者からの内部質保証に関する意見を聴取することも内規で備えており、必要に応じて随時、外部的視点からの点検を可能にしている（根拠資料 2-1）。

外部有識者からの評価だけでなく、教育を受ける当事者である学生らの意向を反映させる仕組みとして「大学評議会」の設置が「内部質保証推進 I R 委員会内規」に定められている。内部質保証推進実行委員会の実施する学生アンケートだけでなく、大学評議会を用いることで、全学的な内部質保証の取り組みに関する学生からの意見を反映させることができる。その構成員は、学部および大学院に在籍する学生と、卒業生であり、内部質保証推進 I R 委員会は、必要に応じて本学の内部質保証の推進の取り組みに関する意見を聴取することができる（根拠資料 2-1）。

一連の委員会と会議（内部質保証推進 I R 委員会、全学評価委員会、内部質保証推進実行委員会、大学評価会議および大学評議会）の事務は、経営企画部が務め、情報の集約化と、速やかな点検評価の実施を可能にしている（根拠資料 2-1）。

こうした恒常的な取り組みのほかに、内部質保障に関する計画的な取り組みの一貫として大学プロジェクトをあげることができる。大学プロジェクトは、聖学院大学内部質保証推進 I R 委員会内規第 14 条において規定され、内部質保証推進 I R 委員会により設置される。その目的は、内部質保証推進 I R 委員会から指示のあった改善活動および各方針の実施にあたり、より具体的な見地から審議を行い、各組織における実行を支援することにある。

大学プロジェクトは、聖学院大学内部質保証方針および内部質保証推進 I R 内規の制定に先立ち、2019 年度から学長の指示により設置され、2020 年度からは内部質保証推進 I R 委員会の指示により、内部改革、外部連携、職場環境改善を目的とするプロジェクトを実施し、本学の改善活動を推進している。また、大学プロジェクトは、中期計画である「SEIG VISION 2018-2023」に関わるプロジェクトも多く、本学の中期計画の推進にも寄与している。（根拠資料 2-13）

点検・評価項目③

方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

評価の視点 1：学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定

評価の視点 2：方針及び手続に従った内部質保証活動の実施

評価の視点 3：全学内部質保証推進組織による学部・研究科その他の組織における教育の P D C A サイクルを機能させる取り組み

評価の視点 4：学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施

評価の視点 5：学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

評価の視点 6：行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応

評価の視点 7：点検・評価における客観性、妥当性の確保

評価の視点 8：COVID-19への対応・対策

1：学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定

本学は「聖学院大学」の教育方針を2010年に定め、ホームページを通じて公表している（根拠資料2-14【ウェブ】）。その基本的な考え方は、建学の精神および大学の理念に基づいて大学、大学院および学位課程ごとの教育研究上の目的を学部、大学院それぞれの学則の中で定め、各学部と各学科または研究科と各専攻という2層の構造でポリシーを構築することにある。

3つのポリシーはディプロマ・ポリシーを上位として、それがカリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの各構成要素に関連する構成となっている。上記の3ポリシーの連携や実質化は、全学に関しては内部質保証推進IR委員会が中心となって教学全般に関する定期的な進捗報告を受け、取り組み内容と実施状況を把握し、改善や支援、調整などが必要とされる事項について各部局等への働きかけを行うものになっている。

2：方針及び手続に従った内部質保証活動の実施

3：全学内部質保証推進組織による学部・研究科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取り組み

学部学科の内部質保証活動の基本方針(P)は、先に触れた「アジェンダ」によって年度ごとに表明され、それに関する学内の改善活動が実践される(D)。秋学期初頭の運営委員会では、その進捗が報告され、全学での取り組みの進捗が確認される。運営委員会は各学部、学科および、委員会をはじめとする学内各組織の長の出席する機関であるため、ここでの報告を通じて全学的な内部質保証活動の取り組みに関する情報共有が可能になっている。そして、年度末には、年度内の達成度を含む教育などの成果が点検(C)され、それが全学教授会で報告され、継続案件については次年度のアジェンダに引き継がれていく(A)。内部質保証推進IR委員会は、こうした一連の内部質保証の取り組みに関する情報を集約することで、全学的な取り組みを掌握している（根拠資料2-7【ウェブ】、2-15）。

4：学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施

5：学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

前述したように、学部・学科・研究科その他の組織において、毎年、アジェンダとして、各部署が所掌している役割・機能を点検・評価し、その改善を進めてきた。3月に点検・評価(C)を行い、4月に改善を新年度の活動計画に盛り込み(A+P)、当該年度を通じてそれらを実施してきた(D)。活動を促すため、9月に中間報告を作成した。

2021年度からは、①全学的な観点から点検・評価項目を増やし、②各項目を5段階評価し、③評価が上から3、4、5番目の場合、改善を行う予定である。これらにより、より総合的に、定期的に、点検・評価結果に基づく改善活動を計画的に実施することができる。と考える。

6：行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置 計画履行状況等調査等）に対する適

切な対応

2014 年に大学基準協会による認証評価を受けた際に、教育内容・方法・成果、学生の受け入れをはじめとして、8 項目の努力課題が指摘された。そのため、2015 年から 2019 年にかけて学内改善活動を実施した。指摘事項の内容に基づいて担当部署を決め、当該部署が①「改善案を検討して改善計画書を学長室 I R 課(当時の名称)」に提出し、②「改善に取り組み」、③「年度末に改善結果の報告書を I R 課に提出」した。④「年度ごとに作成される学内点検評価報告書の公表」は、先に「提出される計画案の修正をも含むものとする」ことで、⑤「担当部署の次年度にむけた改善活動の取り組みにつながる」ものとなっている(資料 2-4)。当該システムを経た改善活動の結果、課題として挙げられたほとんどが改善されたという成果を上げた(根拠資料 2-5)。

2018 年度に「改善報告書」を同協会に報告した。当該報告書の検討結果において「今後の改善経過について再度報告を求める事項はなし」とされ、本学の改善に向けた取り組みが評価されている状況にある(根拠資料 2-2【ウェブ】)。

こうした指摘を踏まえて本学では、自己点検・評価における客観性・妥当性を高めるため、先に触れた「大学評価会議」を 2020 年に開催し外部評価を受けた。学外有識者からなる当該会議では、内部質保証推進に関する本学の取り組みを「内部質保証に関し、方針が明快という評価」を得ている(根拠資料 2-7【ウェブ】)。ちなみに、当該報告書は大学ホームページを通じて一般に公表されている。

2016 年度に人間福祉学部こども心理学科の履行状況等調査に対しては、文部科学省より「人間福祉学部こども心理学科において、定年規程に定める退職年齢を超える専任教員数の割合が比較的高いことから、定年規程の趣旨を踏まえた適切な運用に努めるとともに、教員組織編制の将来構想について検討すること」との「改善意見」があった。これについて文部科学省に次のように応答している。「2016 年度末に、教職課程(中高保健科教諭、特別支援学校教諭)の完成年度を迎えます。在職専任教員 14 名のうち、3 名が定年規程の定める定年年齢を超えておりますが、3 名ともこの教職課程担当教員であり、2016 年度末の教職課程完成年度を迎えるのと同時に退職することが学内的には合意されており、補充人事について検討中。また、学科の教育理念に沿って分野別教員編制に留意しつつ、さらに若手の積極的任用について努力し、継続して専任教員の年齢構成バランスについて改善されるよう努めます」。(根拠資料 2-16)。

こうした改善意見に対する抜本的な対応策として 2019 年 4 月 1 日に改訂された 65 歳定年制が挙げられる(根拠資料 2-17)。大学教員の定年を 70 歳から 65 歳に引き下げ、希望の者は 65 歳から 70 歳の間は、特任として勤める制度である。改定の結果、2020 年度には心理福祉学部(2018 年度設置)・人間福祉学部で 70 歳以上は 2 名、60~69 歳は 8 名、50~59 歳は 6 名となり、教員組織編成が適切に行われた(大学基礎データ表 5)。

7：点検・評価における客観性、妥当性の確保

点検・評価における客観性および妥当性の確保は困難が伴う。より客観性および妥当性を高めるために、まず、数値データの活用がある。入学者数や内定率など客観的データが存在しない場合は、学生対象のアンケート調査を用いる。学修成果の評価は、学生の自己判定と教員あるいは採用企業の他者判断の双方を用いることとする。また、全学評価会議

で外部の有識者の意見を、大学評議会で学生などの意見を、それぞれ聴取することで、客観性をより高めている。

妥当性については、点検・評価が建学の精神、聖学院教育憲章、3つのポリシーに基づいて、その内容と方法が設定されていることから、確保されていると考える。

8：COVID-19 への対応・対策

内部質保証システムは、新型コロナウイルス感染症感染拡大という緊急事態においても稼働させる必要があり、次のような対策を講じた。

- ①「新型コロナウイルス感染症に伴う活動制限ガイドライン」の策定
- ②会議および打ち合わせのオンライン化(Teamsの活用)
- ③電子データのクラウド活用の推進

教育、入試、研究、学生支援などに関する新型コロナウイルス感染症への対策・対応は、第4、5、7、8章に記述した。

点検・評価項目④

教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

評価の視点1：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表

評価の視点2：公表する情報の正確性、信頼性、適切な更新

評価の視点3：公表する情報の適切な更新

1：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表

2：公表する情報の正確性、信頼性、適切な更新

3：公表する情報の適切な更新

本学は、以下に述べるように、広く社会に情報発信を行い、教育研究活動をはじめとする諸活動の状況に対する適切な理解の促進と、社会に対する説明責任を果たすことに努めている。大学ホームページ「情報公開」にて各年度の事業報告書を公開し、法令に対応した教育情報、規程等の公表、事業計画・事業報告・財務諸表などの公表を行っている（根拠資料 2-18【ウェブ】、2-19【ウェブ】）。

認証評価をはじめとする大学評価についても、同ページ上で公表を行っている（根拠資料 2-20【ウェブ】）。また、教員の研究活動、地域連携や社会貢献に関する活動なども大学ホームページにて公表している（根拠資料 2-21【ウェブ】、2-22【ウェブ】）。これらの情報は随時更新し、常に最新情報の公表に努めている。

点検・評価項目⑤

内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：全学的なPDCAサイクルの適切性、有効性の定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価における適切な根拠（資料、情報）の使用

評価の視点3：点検・評価結果に基づく改善・向上

- 1 : 全学的な P D C A サイクルの適切性、有効性の定期的な点検・評価
- 2 : 点検・評価における適切な根拠（資料、情報）の使用
- 3 : 点検・評価結果に基づく改善・向上

従来、旧「聖学院大学点検評価規程」に基づき、評価対象に応じて7つの評価委員会（「大学点検評価委員会」、「学部点検評価委員会」、「大学事務局点検評価委員会」、「部門点検評価委員会」、「個別部門点検評価委員会」、「基本事項点検評価委員会」、「点検評価専門委員会」）を組織していたが、実質的には大学教授会、学部教授会以下の各組織における会議の一部として機能していたため、2004年度から、7つの評価委員会とは独立した「点検評価実行委員会」を設置し、点検・評価を実施してきた（根拠資料 2-24）。部会ごとの点検評価については、2016年度より、年度初頭のアジェンダ作成とその中間報告・総括というサイクルで実施している。

2020年に「聖学院大学内部質保証方針」を策定し、併せて「聖学院大学点検評価規程」（根拠資料 2-24）および「聖学院大学点検評価実行委員会内規」（根拠資料 2-23）を廃止し、それに代わる「聖学院大学内部質保証推進 I R 委員会内規」（根拠資料 2-1）および「聖学院大学内部質保証推進実行委員会内規」（根拠資料 2-9）を制定した。

こうした改変に連動して、現在、先に触れた学内点検評価報告書作成システムに代わる新しい内部質保証方針に基づいた、自己点検・評価システムの整備が進められている。自己点検・評価項目は、『令和元年度 教育の質に係る客観的指標(統合版)』（文部科学省）の「1 全学的チェック体制① 3つのポリシーを踏まえた点検・評価」を踏まえて、1. 教育研究組織、2. 入学者選抜、3. カリキュラムの内容・学修方法・学修支援又は学修成果（教育課程・学習成果）、4. 学生支援、5. 社会との接続、6. 施設・設備である。項目の2, 3に関しては、アセスメント・ポリシーと連動した内容である。対象組織は、これらの項目に関係する、各学部・学科・研究科、総合研究所、総合図書館、グローバルキャンパスセンター、ラーニングセンター、教職支援センター、地域連携・教育センター、ボランティア活動支援センター、入試部、教務部、学生生活部、キャリアデザイン部、F D・S D委員会、大学総務課である。具体的には、各項目の細目に関するチェックリスト（設問）を設けて点検評価を行い、問題・課題を抽出することとしている。なお、全学評価委員会が、関係部署に I R 室などが提供する客観的なデータや資料をもとに自己点検・評価することを指示し、その結果を分析する。対応すべき問題・課題に関して内部質保証推進 I R 委員会に報告し、同委員会が関係部署に改善を指示する予定である。併せて、外部有識者を外部委員とする大学評価会議において、自己点検・評価内容に関して意見を聴取する（根拠資料 2-7）。

2. 長所・特色

本学の内部質保証システムにおける長所は、自己点検・評価に関わる客観性および妥当性を高める仕組みを保有していることにある。①内部質保証推進 I R 委員会を中心とした学内の自己点検活動を統括する仕組、②学内各組織に自己点検評価を指示し、結果を集約する全学評価委員会、③外部の視点から客観的な評価を下す大学評価会議と、当事者的な視点に立った学生の提言を可能とする大学評議会との存在がそれである（根拠資料 2-1）。

加えて、全学的な自己点検・評価活動を円滑に進ませるための内部質保証推進実行委員会と、研究・教育活動等の客観的な自己点検を促す教育研究業績等点検・評価委員会、さらに改善活動の具体的な審議や各組織での実行を支援する大学プロジェクトも存在している。また、学部、学科、研究科、および学内各部署での自己点検活動を促す内部質保証に関する新しいシステムの導入も現在進められており、こうした点において内部質保証の実質化を推進するシステムについても随時アップデートが計られていると言える。

3. 問題点

本学は旧「聖学院大学点検評価規程」（根拠資料 2-24、3-69）に基づいて自己点検・評価活動を行ってきたが、2020 年度に「聖学院大学内部質保証推進 I R 委員会内規」（根拠資料 2-1）を定めることで、その仕組みをより実効性のあるものに移行した。評価項目⑤でも触れた 7 つの点検評価委員会の活動を見直すことで、シンプルでより効果的な自己点検・評価活動を進めるためである。こうした切り替えのため、旧規程下での学内点検評価報告書作成システムは、一定以上の成果を収めたこともあり終了した。現在、新たな自己点検評価システムへの移行が進められている。新しいシステムが、短期間で学内に浸透すること、また、担当者の負荷が過大にならないことが課題である。

4. 全体のまとめ

本学は、建学の精神に基づく大学の理念・目的の実現に向けて、恒常的・継続的な教育および諸活動の質の保証と向上に取り組んでいる。そして、内部質保証のための全学的な方針および手続きに基づき、内部質保証推進 I R 委員会が内部質保証に関する全学的な責任を負い、上述のように内部質保証システムを有効に機能させるための様々な取り組みを進めてきた。次年度以降は、内部質保証システムが本学に適した形で有効に機能しているかについての検証を行うとともに、内部質保証システム自体の改善を図っていく必要があり、理念・目的の実現に向けてさらなる努力が必要である。

第3章 教育研究組織

1. 現状説明

点検・評価項目①

大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点1：大学の理念・目的と学部（学科または課程）構成及び研究科（研究科または専攻）構成との適合性

評価の視点2：大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織の適合性

評価の視点3：教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

1：大学の理念・目的と学部、学科、研究科の構成との適合性

本学は、「プロテスタント・キリスト教の精神に基づき、自由と敬虔の学風によって真理を探究し、豊かな教養と深い専門の学術を教授し、精神（霊）的、知的、実践的に成熟した全体的な人間形成に努め、民主的社会人としての良識と国際化した現代社会に対する見識とをもった有為の人間を育成し、文化の発展と人類世界の福祉及び平和に寄与する」ことを目的とすることを、「聖学院大学学則」第2条に規定している（根拠資料 1-25【ウェブ】）。

また大学院においては「学校法人聖学院の最高学府として、プロテスタント・キリスト教の精神に基づき、自由と敬虔の学風の中で、高度にして専門的な学術の理論及び応用を教授研究し、真理の深奥をきわめることを通して、民主的社会人としての良識と国際化した現代社会に対する見識とを持ち、かつ精神（霊）的、知的、実践的に成熟した有為の人間を育成し、文化の進展と人類世界の福祉及び平和に寄与する」ことを目的として、「聖学院大学大学院学則」第1条第2項において規定している（根拠資料 1-26【ウェブ】）。

こうした目的の実現を目指し、現在、大学において3学部5学科を設置（別に募集停止している4学科がある）、大学院において3研究科3専攻を設置している（大学基礎データ表1、表2）。

【学部・学科】 以下、学部について概観すれば、まず政治経済学部は「政治経済学部の設置理念」に示す通り、技術的・社会的分業化に伴う学問の細分化・専門化という近代以降の趨勢においては把えきれなくなっている「巨大な総合的有機体としての現代社会の認識のため」、「高度に専門化された知識を生かしつつ、学際的な統合による把握」を目指した「統合学部」として構想された。「キリスト教思想の伝統においては、ポリティックス（政治学）とエコノミックス（経済学）とは分けられず、広い意味でのエシックス（倫理学）として捉えられていた」ことに基づく「統合」であり（根拠資料 1-7【ウェブ】）、これは「聖学院大学の理念」第5条に資するものである点から「大学の理念・目的に照らして、学部の組織の設置状況は適切」であり、かつ「教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮」を行っているものである（根拠資料 1-3【ウェブ】）。

政治経済学部政治経済学科は、1学部1学科の大学として1988年に創立された本学設立にその礎を置く、本学において最も長い歴史を持つ学科である。2000年に分権化と地域社会の要請に応えるため同学部内にコミュニティ政策学科を新設したが、2014年に、コミュニティ政策学科が担う「地域社会の問題を積極的に担う人材育成」という「まちづくり

学」の理念の統合的実践を期して2学科を統合し1学部1学科となっている。

以上の変遷は「聖学院大学の理念」第5条に照らした以下2点からなる熟慮に基づく。第一に、冷戦崩壊という世界的変動により新たな国際秩序形成の探究が時代の大きな課題として浮上し、さらに国際情勢の激動は国内への影響下、政界再編、地方分権化に及んだ。こうした要請に応えるべく、2000年に、政治経済学部政治経済学科は国際的課題の研究・教育に焦点を置き、地域社会の課題及び地方分権化の研究・教育を主眼とするコミュニティ政策学科を政治経済学部内に設置し、グローバル化の国際的要請と地方創生の社会的要請に応える体制を整えた。

第二に、21世紀に入るとグローバル化、情報化、少子高齢化、格差拡大の深刻化など国際的国内的課題の錯綜と複雑化の加速度的進展に伴い、既存の学問枠を超えた領域横断的な研究および学際的・複眼的思考力と見識を併せ持つ人間形成の教育が課題となった。グローバルな視点とローカルな視点を結びながら往還し領域横断的に学ぶ思考を促す学科編成を目指して2学科編成は1学科に再統一され(根拠資料3-1)、コミュニティ政策学科の14年間に蓄積された学問的教育的資産は「まちづくり学」等の科目に継承された。

政治経済学部政治経済学科は、「政治学」「経済学」「法律学」「経営学」「社会学」「情報学」という6つの専門分野を領域横断的に学ぶことができるよう編成されており(根拠資料3-2【ウェブ】)、2020年度から「平和学」「まちづくり学」を「共通専門科目」に位置付け、国際社会と国内社会がともに実現を目指すSGDs推進を積極的に学修することも可能とする体制を備えている(根拠資料1-9 p.44)。

また高度な専門的学修の提供を期し、一定の修得単位数とGPAを満たす3年次生は4年次に大学院政治政策学研究科の科目履修が許され、かつ5年で学士および修士の取得を可能とする「学部・大学院5年一貫コース」(根拠資料1-10 p.74、p.78、3-2【ウェブ】)を2018年以来設置している。AI導入に伴い激変が見込まれる労働環境には幅広い教養と深い専門性を備えた人間力が求められる。こうした要請に応えるとともに「学部・大学院5年一貫コース」は「豊かな教養と深い専門の学術を教授し、精神(霊)的、知的、実践的に成熟した全体的な人間形成」という「聖学院大学の理念」に資するものと言いうことができる(根拠資料1-3【ウェブ】、1-25【ウェブ】)。

次に、人文学部は「聖学院大学人文学部ポリシー」で明示しているように「近代世界の成立と展開に独自の貢献を果たし、現代社会においても固有の責任を負っているプロテスタント・キリスト教の役割を基盤とし、真理の探究と成熟した人間形成を通じて、日本はもとより他国の人々をも含む人類全体の文化の進展に寄与する人材を育成する」ことを目的とする(根拠資料1-9 p.55)。これは「聖学院大学の理念」の第3、4、5条と合致する点で、「大学の理念・目的に照らして、学部の組織の設置状況は適切」であり、かつ「教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮」を行っているものであると言える(根拠資料1-3【ウェブ】)。

人文学部に属する3学科のいずれも上記の方針を貫いている。まず人文学部欧米文化学科は、「聖学院大学人文学部欧米文化学科ホームページ」で、『異文化理解』と『グローバル・コミュニケーション』を軸に、グローバルな現代社会にふさわしい多様な価値観を養うことを明記している。特に2014年度以降、グローバル化の顕著な国際環境に学科として大いに関心を払い、カリキュラムにも反映させてきた。これは「聖学院大学の理念」の第

3条や第5条を体現するものであると言える（根拠資料 1-3【ウェブ】、1-12【ウェブ】）。

人文学部日本文化学科は、「聖学院大学の理念」第3条、第4条に示される「近代世界」の成立と日本社会における近代化ならびに日本文化の形成課題を探究することを目的とし、同理念第5条に示された「現代文化の諸問題とキリスト教の課題」にも取り組んできている（根拠資料 3-4【ウェブ】、3-5【ウェブ】）。

人文学部日本文化学科の取り組み例としては、「キリスト教と諸学の会」の成果の共有と問題意識の更新を挙げることができる（根拠資料 3-6、3-7）。また、科目の構成においては日本文化を通時的に理解するための「近代以前」に関わる学問分野を充実させることで、それらの学問との有機的な連携を可能にしている。加えて、こうしたカリキュラム構成は、新たな研究分野の探究や、学問動向に柔軟に対応することを可能にしている（根拠資料 3-4【ウェブ】、3-5【ウェブ】）。

なお2019年度に、聖学院大学は台湾・長榮大學とのダブルディグリー協定を締結した。協定は、当初は人文学部日本文化学科と長榮大學 人文社会学部応用日本語学科との間で学生の交換を始めるものであった。現在、2021年度以降の実施に向けてプログラムの整備を行っており、「東アジア」における多元的な価値観を踏まえた日本の歴史・文化を相対的に捉える契機として、本学科の国際交流の重要な一翼を担うことが期待されている（根拠資料 3-8【ウェブ】、3-9【ウェブ】）。

人文学部児童学科は、前身である人間福祉学部児童学科において幼稚園・小学校教員養成および保育士養成に取り組んできた実績がある。その実績を踏まえて2018年、教職課程を文化創造の営みと捉える人文学部に新たに加わった。人文学部児童学科は「聖学院大学人文学部児童学科ホームページ」で明示しているように、キリスト教的人間理解を基盤とする乳幼児・児童を一人の人格とする児童理解を踏まえた保育・幼児教育・初等教育・特別支援教育に関わる研究を軸に、その研究を反映させた教師・保育者の養成に取り組んでいる。すなわち、幼児期から学童期にかけての育ちを児童一人一人の側に立って支える人材の育成を目指している。こうした学科の方針は、キリスト教に基づく人格教育を掲げた「聖学院大学の理念」筆頭の第1条を受け継ぐものだと言える（根拠資料 1-3、1-27【ウェブ】）。

また、心理福祉学部心理福祉学科は、「心理福祉学部のポリシー」にあるように、「心理学と福祉学の専門知識を修得し、『良き隣人』となって共生社会の創成に資するための基礎的な知識と能力を培う」ことを目的として、心理学と福祉学という2領域の学問を基盤に据え、現代社会における福祉的課題および心理学的問題に関する専門研究を行い、キリスト教主義のもと共生社会の創成に資する人格教育を実践している。

心理福祉学部では、「心理福祉学科ホームページ」にあるように、福祉実習指導室、心理学実習指導室（学部附属心理相談室内）を設置し、専門職として活躍する卒業生や関係機関との連携のもとで専門的かつ実践的な研究及び教育に取り組んでいる。この「心理学と社会福祉の専門知識をもち、人に寄り添い、総合的に支援できるスペシャリスト」の養成は、「聖学院大学の理念」第1条に掲げられた「全体的な人間形成に努め、人類世界の進展への寄与」の具現化であると言える（根拠資料 3-10【ウェブ】、3-11【ウェブ】、3-12）。

また、総合研究所（後述）に設置されている心理相談・グリーンケア・ルームや人間福祉スーパービジョンセンターに加え、2020年度に開設された心理福祉学部附属心理相談室

には専任教員が関わることで、地域の関係機関や卒業生、および専門職並びに地域住民に開かれた実践研究と専門的な活動を展開している。このことは、「聖学院大学の理念」第1条を実現するものであり、第3、5、7条とも合致している（根拠資料 3-13【ウェブ】）。

人間福祉学部は、「人間福祉学部ポリシー」に示された通り、福祉学、児童学、心理学等の対人援助にまつわる研究の蓄積から「深い人間理解を培い、他者と自己を理解し、福祉社会の実現に向けて貢献できる人材を育成」することを目的に児童学科、こども心理学科、人間福祉学科の3学科を設置した（根拠資料 3-14【ウェブ】）。また、それに併せて人間力の強化や、福祉社会への明確な方向性を有した個性的に生きる能力の涵養と共生社会の実現を志向する専門的な研究教育を実践している（根拠資料 1-16【ウェブ】）。

人間福祉学部の3学科はいずれも上記の方針を貫き、人格を尊び合うことを基本に、児童学、福祉学、さらに心理学や環境等、生活に直結する学問を深め、理念を有する専門職として各資格（幼稚園・小学校教諭、保育士、社会福祉士、精神保健福祉士、認定心理士等）を志向する力を育てている。本学部での児童文化論、福祉文化論の充実と、児童教育や支援を求める人々への専門技術の教示は、それらを学ぶ者にとっての社会生活や家庭生活における力量の発揮に繋がっていたと言える。

2018年度に新設された公認心理師国家資格制度に基づく公認心理師の養成課程を開始するため、人間福祉学部人間福祉学科とこども心理学科にまたがっていた心理学の研究教育を統合し心理福祉学部心理福祉学科を設置した。なお、人間福祉学部児童学科は、児童文化の創造を目指して改組し人文学部児童学科を設置した。

以上のように心理福祉学部および人間福祉学部における取り組みは、「聖学院大学の理念10か条」の第3、5、8、9条と合致しており、「大学の理念・目的に照らして、学部の組織の設置状況は適切」であり、かつ「教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮」を行っているものであると言える（根拠資料 1-3【ウェブ】、3-10【ウェブ】）。

基礎総合教育部は、本学の理念の理解と実践のために不可欠な「キリスト教概論A・B」をはじめとする全学共通の基礎教育および教養教育に関する責任を担っている（根拠資料 3-15【ウェブ】）。また、教職課程、図書館情報学課程、日本語教育、さらには学生の基礎学力向上を支援するラーニングセンター等、学部を横断した教育を統括する重要な役割を果たしている。基礎総合教育部の存在によって、そうした各種課程、基礎力向上の仕組みに関する全学的な検討・調整が実現している。また、近年、社会的にリベラルアーツの重要性が唱えられるなか、教養教育の充実が求められていることを踏まえて、各学部・学科独自の教育方針を尊重しつつ教養教育の充実に努めている。

これらのことから、基礎総合教育部は、「聖学院大学の理念10か条」の第3、4、5条を反映しており、大学の理念・目的に照らして組織の設置状況は適切であり、かつ、社会的要請等への配慮を行っているものであると言える（根拠資料 1-3【ウェブ】）。

【大学院研究科】

大学院政治政策学研究科は、「近代デモクラシー思想の根源的研究を通じて“理念から政策へ”という展開を基礎にして、世界と社会に貢献できる理論と実学の知識を備えた人材を育成する」ことを目的として掲げている（根拠資料 3-16）。これは本研究科が、聖学院大学の理念第1条に掲げる「自由と敬虔の学風によって、真理を探究し、霊的次元の成

熟を柱とした全体的な人間形成に努め、人類世界の進展に寄与せんとする者の学術研究と教育の文化共同体」の形成において、その一翼を担おうとしていることを表すものであるという点から、「大学の理念・目的と研究科構成との適合性」があることを示している（根拠資料 1-3【ウェブ】）。

聖学院大学の理念第5条では「開かれた大学として、プロテスタント・キリスト教の精神をもって国際化した時代と激動する社会、および地域の問題にも積極的に取り組み、創造的な活動をする事」を指針として掲げているが、本研究科の「カリキュラム・ポリシー」が明示するところでは、「キリスト教的な政治思想と人権尊重を根底に据えた」科目群として「共通基礎」を設置し、院生の専門的探究に応えるため、「政治・政策分野」「税法分野」「経済・経営分野」「地域共生分野」という4科目群を擁している（根拠資料 1-19 pp. 18～19）。このことは、本研究科の方針が「聖学院大学の理念」と合致していることを示している。

さらに本研究科は、「高度の専門性を要する職業等に必要な能力を有する人材の養成を目指す」ことを教育研究上の目的として定めているが（根拠資料 1-19、p. 18、p. 42、1-26【ウェブ】）、「高度の専門性を要する職業」の一つである税理士資格取得を志す社会人が多く学修し成果を出しており、知的な実践力の鍛錬の場としての本研究科の意義を示している（根拠資料 3-16【ウェブ】、3-17）。以上の点から、本研究科が「教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮」のもとで運営されていることが明らかである。

文化総合学研究科は、「聖学院大学大学院文化総合学研究科ホームページ」の各分野概要において、学生の専攻分野にかかわらず、キリスト教ならびにそれに裏打ちされた普遍的理念を踏まえ、常に現代を意識して思索するよう学生に促している（根拠資料 1-3【ウェブ】、1-22【ウェブ】）。「聖学院大学の理念」第3条は、近代世界の淵源としてのプロテスタント・キリスト教が、現代社会において固有な責任を負っていることを掲げており、こうした点において「大学の理念・目的と研究科構成との適合性」があると述べることができる。

また「聖学院大学の理念」第4条は、日本におけるキリスト教に連なる普遍的理念の形成を示唆しているが、こうした指針の一翼を本研究科が担おうとしていることは、「アメリカ文化学」「ヨーロッパ文化学」「キリスト教文化学」に加え、「日本文化学」の講義課目を設置していることで示されている（根拠資料 1-3【ウェブ】、1-36【ウェブ】）。

「聖学院大学の理念」第5条では、この理念を踏まえて「現代文化の諸問題」や「国際化した時代と激動する社会、および地域の問題」と取り組むことの必要性を説いている。この点についても、「聖学院大学大学院文化総合学研究科ホームページ アドミッションポリシー」で、「ジェネラリストとして、グローバリゼーションの理念に基づき、自治体、民間レベルの文化交流・国際的業務に携わることをめざす人を求める」と述べており、本研究科の方針が大学の理念と合致するものであると言える（根拠資料 1-3【ウェブ】、1-36【ウェブ】）。そしてこのことは、本研究科が「教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮」のもとで運営されていることを証明するものであると言える。

心理福祉学研究科は、現代社会の心理・社会的課題への取り組みをより明瞭に示すため、

2019年度より研究科の名称を人間福祉学研究科から心理福祉学研究科へと改称した。

本研究科の「大学の理念・目的と研究科構成との適合性」については、心のケアの指導ができる実務者の養成と普及、発達・子育て支援に関する教育研究を推進し、心理と福祉にまたがる領域の教育研究を充実させてきたことに明らかである。これは、「聖学院大学の理念」第1条にある「真理を探究し、霊的次元の成熟を柱とした全体的な人間形成に努め、人類世界の進展に寄与せんとする者の学術研究と教育の文化共同体」の具現化であると言える（根拠資料 1-3【ウェブ】、1-26【ウェブ】）。

特に、近年は多様な局面におけるメンタルヘルスケアの重要性が増していることに鑑み、「人間学的基礎の上に福祉社会の担い手として貢献しうる高度な専門性をもった人材の養成を目的」（心理福祉学研究科ディプロマ・ポリシー）として、心理学領域の教育研究を強化している。それは、現代人の心の問題と現代社会の福祉的課題、子ども・子育て支援に関わる課題について主体的に研究し、また、心のケアの指導を担いうる実務者の養成に注力するためである。これは、「聖学院大学の理念」第8条にある「学問的探究に鋭意努力し、その研究と教育を通して、時代の課題に積極的に応えつつ、新しい世代の知的、実践的、霊的次元での育成」を行うための取組みであり、「大学の理念・目的と研究科構成との適合性」がある。なお、公認心理師養成課程における実習指導は、心理福祉学部附属心理相談室において実施することとし、研究と統合された実践的な教育を担保しており、「教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮」のもとで運営されていることを示している。

また、ディプロマ・ポリシーにある「各専門分野の課題について自ら問いを立て、回答を求める研究能力を有する人材の養成」のため、3研究科中最も開講科目が多く、研究内容は、共生社会、心理学、対人援助、児童学と多岐にわたり、学部教員との併任・兼担比率を高めて対応している（根拠資料 1-22）。

2：大学の理念・目的と各種センター等組織の適合性

【聖学院大学総合研究所】

本学は、附置機関として聖学院大学総合研究所を置き、また教学、入試に関連する7つのセンターと5つのその他組織を設置している（根拠資料 3-18）。

聖学院大学総合研究所は、大学創設に先立って設置された「大学理念検討委員会」を母体に、大学の附置研究機関として、大学設置と同時に設立された研究所である（根拠資料 3-19【ウェブ】、3-20【ウェブ】、3-21、3-22）。また、大学院研究科設置に際しては大学院における研究活動の母体としてその基礎構造を担った。現在は、文化総合研究センター、心理福祉総合研究センター、教育総合研究センターの3研究センターが研究所内に設置され、研究代表を中心に各研究会、研究講演会等の活動を実施している。

各研究活動は、研究講演会等を通じて社会還元される。2019年に学外に公開された研究講演会・セミナーは10回だった（根拠資料 3-23【ウェブ】）。また『聖学院大学総合研究所紀要』（年1回）や『News Letter』（年2回）も発行され、大学のリポジトリである「聖学院大学学術情報発信システム SERVE」を通じての公開など、本学教員の研究成果公表の場としても活用されている（根拠資料 3-24【ウェブ】、3-25【ウェブ】、3-26【ウェブ】、3-27【ウェブ】）。そうして公開される研究成果の中には、韓国の長老会神学大学校との共同

研究など国際的な研究交流に関するものも含まれており、本研究所が国際的な研究交流の場として重要な役割を担っていることを明らかにしている(根拠資料 3-28)。

総合研究所には「聖学院大学出版会」や「カウンセリング研究センター」、「人間福祉スーパービジョンセンター」などの各種センターが併設されている(根拠資料 3-21)。

聖学院大学出版会は、本学教員の研究成果を中心に、「聖学院大学の理念」に即した学術書の発行を行っている(根拠資料 1-3【ウェブ】)。カウンセリング研究センターは、本学の根幹をなすキリスト教の精神に則ったカウンセリングや牧会電話相談などを行っている。そして人間福祉スーパービジョンセンターは、人間福祉学科の卒業生を中心とした学びの場「ピア・スーパービジョン」の開催や、個別スーパービジョン、グループ・スーパービジョンを通じて福祉に携わる人々を支え繋げる活動がなされている(根拠資料 3-29【ウェブ】、3-30【ウェブ】)。これらの活動は、研究所でなされる諸研究をベースにしたものであり、蓄積された知や成果が社会へと循環する形が整えられている。

こうした各種センターを併設させた総合研究所の運営は、「聖学院大学総合研究所規程」に従い、総合研究所委員会にて行われている。また、紀要編集委員会、出版企画委員会の2委員会も組織されて活動しているが、各活動内容や情報は総合研究所委員会において共有されている(根拠資料 3-31、3-32)。

総合研究所における新型コロナウイルス感染症への対応、対策としては、研究会およびワークショップ等におけるオンライン開催が挙げられる。ZoomやTeamsなどの環境整備や開催のための開催支援を行った。また、補助活動ではキッズ・イングリッシュは3月より休止、グリーフケア・ルームは4月初旬の緊急事態宣言を受けて対面での実施を休止とした。

その後、グリーフケア・ルームは6月末に対象者を一部制限しつつ、またキッズ・イングリッシュは8月末より感染予防対策を実施しながら対面での活動を再開している。

特に対面等が生じる場合には、マスク着用や手洗いの慣行など基本的な感染予防を講師、参加者に求めるほか、消毒液やフェイスガードの準備、3密にならない環境の確保、共有物品を減らすための工夫などを行った。

総合研究所のほかに設置している教学、入試に関連する7つのセンターと5つの関係組織は、聖学院大学の理念第5条にて規定している、「プロテスタント・キリスト教の精神をもって国際化した時代と激動する社会、および地域の問題にも積極的に取り組み、創造的な活動をすることによって、そのキリスト教的、文化的特色を発揮すること」を期し、第9条に規定している、「知的、実践のみならず霊的次元において成熟し、かつ専門の学問の研鑽とその応用力の修得に努め、現代社会の課題に取り組み、明日の社会を担い得る教養と良識とを身につけ、豊かで個性的な人格形成に努める」学生を支援するために設置しており、いずれも大学の理念・目的に照らして、設置状況は適切である。以下、それらセンター、関係組織の概要を記載する。

【ボランティア活動支援センター】

ボランティア活動支援センターは、建学の精神である「人に仕う」精神を、ボランティア活動を通して育むと同時に、聖学院大学が社会に開かれた教育・研究機関としての責任にこたえていくことを目的としている(根拠資料 3-33、3-34【ウェブ】)。

学生への情報提供や社会・地域のニーズとのマッチングのほか、学生サポートメンバー

養成講座や学生ボランティア団体の育成支援等により、学生の主体的な活動と学び合いをコーディネートしている（根拠資料 3-35）。

【地域連携・教育センター】

地域連携・教育センターは、聖学院大学が地域に根差す大学として地域との連携を深めることと、学生が地域の生きた課題を学び、解決法を探ってゆく教育の場として活用することを目的として 2013 年に設立された（根拠資料 3-36、3-37【ウェブ】）。

【教職支援センター】

教職支援センターは、「神を仰ぎ 人に仕う」の建学の精神に基づき、現代の諸問題と真摯に向き合い教育に取り組むことにより、他者と共に生きる自分自身であることを自覚し、他者との関係性の中で自らの役割を全うできる教員を養成するという目的に基づき、教職課程を履修している学生に対して支援を行うための組織である（根拠資料 3-38、3-39）。具体的には、①教職課程における履修等についての指導および助言、②教育実習、介護等体験、学校インターンシップ、学習支援ボランティア等教育現場体験の実施についての助言、③教員採用試験に関わる資料収集、試験対策についての指導及び助言など、学生への様々な支援業務を実施している。

【ラーニングセンター】

ラーニングセンターは、大学の学修領域において、学生生活の不安払拭と学修理解のサポートを中心に学生の学修支援の場として専有のスペースを確保し専任職員 3 名を配置して、一人一人の学生の学修状況を把握しつつ、丁寧な個別指導を行っている（根拠資料 3-40、3-41【ウェブ】、3-42、3-43）。

【グローバルキャンパスセンター】

グローバルキャンパスセンター（G C C）は 2 つの部門からなっている。一つは外国人留学生を支援する留学生センターであり、専任職員を配し、専有のスペースを確保して、海外からの留学生の学修面、生活面の指導を活発に行っている。留学生が孤立しないように日本人学生との活動も取り入れ、その成果は学園祭や地域の催しへの留学生多数の参加という成果となっている。留学生による上尾市在住のベトナム人等への母国語および日本語による市広報の発行の手助けなどを行っている（根拠資料 3-44【ウェブ】、3-45）。もう一つは国際交流センターであり、カナダ、米国、オーストラリア、韓国、台湾の提携校との留学プログラム（ダブルディグリー制度含む）等に関わる学生支援を行っている（根拠資料 3-46 留学パンフ）。新たな提携大学の模索もこのセンターの業務であるが、2019 年度は、台湾長榮大學 とのダブルディグリー協定の締結という形でその成果が結実した。2 つの部門を統合する G C C は提携校との協定や交流等の管理運營業務を担っている（根拠資料 3-47、3-48、3-49）。

【キリスト教センター】

キリスト教センターは、本法人所属の各学校・園が、本法人の教育憲章、理念、および各校の学則、園則等に示されている建学の精神の実現を図り、またそれを推進するために設置された組織で、聖学院大学においては、入学式、卒業式、創立記念式典等の式典を執り行い、全学・全校礼拝を守り、キャンパスでのキリスト教的諸活動の指導を行うとともに、キリスト教教育・伝道に関わる諸学校や教会その他の団体との連携を促進する活動を行っている（根拠資料 3-50、3-51【ウェブ】）。

【保健室】

各種センターのほかに、健康で合理的な配慮を得た学生生活を送るための支援組織として次のものがある。

まず、保健室ではけがや病気の応急処置のほか、健康相談、肥満改善指導、定期健康診断および生活習慣病予防のための個別指導等の活動を行っている(根拠資料 3-52【ウェブ】)。

【学生相談室】

学生相談室は、学生生活において学生個人が直面する諸問題に関し、相談、助言を行い、健全な学生生活が保持されるように助力することを目的として設置している。個別相談が中心であるが、グループカウンセリングやグループワーク、各種心理検査の実施、学生相談室便りの発行を行っている。また、学生が気軽に出入りでき静かに過ごすためのスペースを設け、学生の居場所のひとつを提供している。学期中は直接来室、電話、電子メール、手紙での申し込みを受け付けている(根拠資料 3-53、3-54、3-55、3-56)。

【オリーブデスク】

そして、オリーブデスクでは、何らかの障がいや病気等により配慮が必要な学生に対しての修学支援として、専任の職員を配した相談窓口および日常的な相談対応、履修登録期間における障がい等を考慮した履修相談等を実施している(根拠資料 3-57、3-58【ウェブ】、3-59、3-60)。

学期開始前後には、本人との面談等を重ね、アセスメントを行った上で、合理的配慮として各授業担当教員への授業配慮願いの配付や定期試験の配慮について、各学科、教育支援課との連携のもと配慮の調整を行なっている。そのほか、障がい学生に関わる教員および職員の障がい等のある学生に関する教育研究上の間接的支援等も行っている。学生生活部、学生相談室の把握する学生の状況を踏まえ、ゼミ担当および、アドバイザークラス担任の教員と緊密な連携をとりつつ、情報共有を図るとともに、教員からのフィードバックを受けとめる体制・運用となっている。学生相談室の学生に関する情報は一定の秘匿性が求められるのに対して、オリーブデスクはその対象学生の心身の状態に応じて、教員、ゼミ、学生生活部と共有しつつ指導するという特色があり、両組織によってきめ細かい学生指導が可能となっている。

【心理福祉学部附属心理相談室】

心理福祉学部附属心理相談室は、本学における公認心理師養成に資することを目的として、2020年9月に開室された(根拠資料 3-11【ウェブ】、3-12)。業務内容は、1)大学院心理福祉学研究科の公認心理師資格課程の学生に対する臨床実習の場の提供、2)学外者に対する心理相談、心理検査とアセスメント、心理療法その他の相談業務の提供を通じた地域社会への貢献、3)関係諸機関との連携と協力を行うことなどである。

【インスティテューショナル・リサーチ室】

こうした各種センター、組織の活動を把握し、学生生活の充実を情報面で支援するのがインスティテューショナル・リサーチ室(IR室)である。IR室は学内の各組織と連携した情報の収集・分析・公表、学生(新入生、在学生、卒業生)への学生生活・学修成果に関するアンケート調査等を通じて、本学における教育研究その他の活動に関する情報を各組織に提供し、教育研究活動の改善に向けた意思決定を支援している(根拠資料 2-1)。

【情報センター】

情報センターは、学校法人の機関として、学校と学生生徒、家庭との交流ツールとしてのICTの活用、学校基盤として必要な教育・事務体制での情報セキュリティの構築およびその教育普及を目途に、2017年4月に設立された。(根拠資料 3-61、3-62【ウェブ】、3-63)。

【総合図書館】

総合図書館は、本学に必要な図書館資料を収集・管理し、本学の教職員・学生の利用に供し、教育および学術研究に資することを目的として設置されている。蔵書数約30万冊と雑誌1,215タイトルを所蔵し、約10,160タイトルの電子ジャーナル、15のデータベースなど学術情報を提供し、学修や研究支援の要となっている(根拠資料 3-64、3-65、3-66【ウェブ】、3-67、3-68、3-69)。

上記のほか、法人および聖学院各校についての広報活動を推進し、ステークホルダーとの信頼関係構築と教育活動を通じた社会貢献の促進を目的とする広報センターを設置している。

点検・評価項目②

教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

1：適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価

本学では従来、運営委員会において、教育研究組織の適切性の点検・評価を行ってきた。運営委員会は、「聖学院大学運営委員会規程」に基づく学長の諮問機関として位置付けられた本学の教育研究経営等を検討する組織である(根拠資料 3-70)。また、本学を含む学院全体の観点から教育研究経営等を検討する、理事長を中心とした「学校法人聖学院理事会」および「人事委員会」でも、同様な評価を行ってきた。

教育研究組織の適切性検証の制度化に関する大学基準協会からの指摘を受け、点検・評価をより具体的に実施するため、2017年度の大学構想委員会(当時)において、教育研究組織の適切性に関する従来の検証を振り返り、新たに教育研究組織の適切性検証システムが構築された(根拠資料 3-71)。2019年度に修正を加え、教育研究組織の①設置目的および業務、②組織の運営体制・制度の適切性に関する以下の学内各組織を対象とする点検・評価の実施へと結実した(根拠資料 3-72)。すなわち、3学部、基礎総合教育学部、3研究科、総合研究所、総合図書館、ラーニングセンター、教職支援センター、ボランティア活動支援センター、地域連携・教育センターがそれである。その点検を踏まえて関係規定の改正など、改善事項が確認された。

2021年度からは、教育研究組織の適切性検証を、第2章で記述した内部質保証システムの一環として行う予定である。

2：点検・評価結果に基づく改善・向上

各組織の年度毎の実施計画を学内に周知し、改善を進めるため、各学科および教務部委員会・入試部委員会・学生生活部委員会・キャリアデザイン部委員会・国際部委員会（現グローバルキャンパスセンター）において、毎年の行動計画として、実施事項ごとに、①目的・目標、②実施内容、③実施者、④実施時期・期間からなる「アジェンダ」が作成されている。第2章でも触れたようにアジェンダは9月に中間の自己点検の結果が運営委員会で報告され、3月に総括がなされている（根拠資料2-3）。これらの内容は全学教授会でも共有されることで学内各部署の点検評価および課題の把握の向上に貢献している。2020年度以降は、アジェンダ及び総括を全学評価委員会で点検・評価し、その結果を内部質保証推進IR委員会に報告する変更が加えられた（根拠資料2-1、2-3）。アジェンダを内部質保証システムにより適切に組み入れることで、内部質保証推進IR委員会が、必要に応じて各組織へ改善活動等を指示することになっている。

これらの点検・評価により、以下のような改善・向上が果たされている。

- ・人間福祉学部こども心理学科・人間福祉学科を改組し心理福祉学部心理福祉学科を設置
- ・人間福祉学部児童学科を改組し人文学部児童学科を設置
- ・留学生センターおよび国際交流センターからなるグローバルキャンパスセンターを創設

2. 長所・特色

本学は、プロテスタント・キリスト教の精神に基づいて創設され、各教育研究組織はその理念に合致していることが大きな特色である。学問の動向、社会的要請、国際的な社会経済情勢などにも配慮し、組織の改編を進めてきた。また、最近の学生の動向に鑑み、学内各組織との連携を手厚くしながら学修支援、学生生活支援を行っているところにも本学の教育研究組織の特色がある。

3. 問題点

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により急速に進んだオンライン授業の導入において、ハード面での対応は十分にできたが、教育課程やカリキュラムとの整合性をとったうえでの、大学の理念・目的とICT教育のあり方との関係については今後の課題である。全学的見地から教育デザインの立案と実施に関わる教育開発センター(仮称)の設置が求められている。

4. 全体のまとめ

学部・学科・研究科、総合研究所、各センター等、全学の教育研究組織は、建学の精神、大学の理念・目的に適った教育の実現のために適した形であり、かつ時代の変化や社会的要請、学問研究の動向に配慮したものとなっている（根拠資料1-2【ウェブ】、1-3【ウェブ】）。また総合研究所を基盤とした、教員の研究活動を充実・活性化させるための組織も機能しており、適切であると考え（根拠資料3-19【ウェブ】、3-20、3-21）。なおこの度の新型コロナウイルス感染症に伴うオンライン授業の展開のなかで、ICTの有効活用の高度化を図るため、授業デザイン等を、諸組織を俯瞰した全学的見地から研究

し指導する「教育開発センター」(仮称)の設置を計画している。

以上から現状では、本学の教育研究組織は、大学基準に照らして良好な状態にあり、理念・目的を実現する取り組みは概ね適切である。

第4章 教育課程・学習成果

1. 現状説明

点検・評価項目①：授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）及び公表

1：課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）及び公表

本法人は学校法人聖学院寄附行為第3条において「新約聖書に表示された基督教主義に基づき学校教育を行う」ことを目的として明示しており、これを前提に本学も設置されている（根拠資料1-1）。また、「聖学院大学学則」においても、「本学は、プロテスタント・キリスト教の精神に基づき、自由と敬虔の学風によって真理を探究し、豊かな教養と深い専門の学術を教授し、精神（霊）的、知的、実践的に成熟した全体的な人間形成に努め、民主的社会人としての良識と国際化した現代社会に対する見識とをもった有為の人間を育成し、文化の発展と人類世界の福祉及び平和に寄与すること」を目的と謳っている（根拠資料1-8）。この全学としての教育目的に基づき、大学、学部、学科、大学院、研究科においてディプロマ・ポリシーを定め、その内容を『学生要覧』を配布する形で全学生、教職員に説明するとともに、同冊子のウェブ版を学内外に公開し、大学の学位授与方針、学生が修得することが求められる知識、技能、態度などを公表している（根拠資料1-9 p.2、pp.5-6、p.8）。

学生要覧では、はじめに全学の教育目標や方針が示され、その後それぞれの学部・学科ごとに、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、学習の進め方などを明示している。また各学期開始時に実施される履修ガイダンスや履修指導において、教職員が学生要覧をもとに、指導の根拠として学生要覧の該当ページを参照することによって、学生が卒業時に目指す目標と、該当学年で学ぶべき内容とその位置づけについて毎学期確認できるシステムとなっている（根拠資料1-9 pp.35-36、pp.55-56、pp.85-86、pp.115-116、pp.155-156）

各学部学科の学士の学位取得に必要な単位数および単位の算定基準については、「聖学院大学学則」第8章「教育課程及び履修方法等」、第10章「卒業、学位、課程認定及び資格」にまとめられており、特に学生にとって重要な情報である卒業に必要な授業科目および単位数については、学生要覧にも抜粋され記載されている（学則別表第Iで科目名を、別表第IIで挙げている（根拠資料1-8 pp.158-159、pp.161-162、pp.175-188、1-9 pp.37-48、pp.57-69、pp.87-101、pp.117-128、pp.157-167）。

大学院研究科の人材育成およびその他教育研究上の目的は、毎年度配布される『大学院要覧』掲載の「聖学院大学大学院学則」第5条第4項別記において示され、学位授与方針であるディプロマ・ポリシーは「聖学院大学大学院の教育方針」にて示している。また修士課程、博士課程修了に必要な要件を記載し、かつ大学院ホームページには「学位論文審

査基準」を掲載し、入学時や各学期開始時の履修指導などで、必ず参照するよう指導している（根拠資料 4-1【ウェブ】、4-2【ウェブ】、4-3【ウェブ】、4-4【ウェブ】）。なお修士課程および博士課程修了および学位取得に必要な要件の詳細は、『大学院要覧』巻末に掲載されている大学院学則第 21 条から 27 条に記されている（根拠資料 1-18、1-19）。

点検・評価項目②：授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

評価の視点 1：下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）及び公表

- ・教育課程の体系、教育内容
- ・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等

評価の視点 2：教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な関連性

1：教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）及び公表

- ・教育課程の教育体系、教育内容
- ・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等

全学部ともに教育課程と必要となる単位数は学生要覧に掲載されている。全学部共通の卒業要件として、休学期間を含まない 4 年以上の在学と、124 単位以上の単位を修得する必要がある（根拠資料 1-8「聖学院大学学則」第 20 条、21 条に、成績評価については第 22 条から 26 条までに、学科課程の修了については第 34 条、35 条に定められている）。その上で各学部・学科の教育課程は、「基礎科目群」「教養科目群」「専門科目群」の 3 種類の科目群から構成され（根拠資料 1-9 p. 37、p. 57、p. 87、p. 117、p. 157、4-5 p. 203、p. 239、p. 271）、「基礎科目群」は、政治経済学部政治経済学科は 24 単位以上、人文学部欧米文化学科は 30 単位以上、人文学部日本文化学科は 25 単位以上、人文学部児童学科、人間福祉学部児童学科および人間福祉学部こども心理学科は 14 単位以上、心理福祉学部心理福祉学部および人間福祉学部人間福祉学科は 12 単位以上の修得を、「教養科目群」は、全学部学科とも 8 単位以上の修得を必要としている。最後に「専門科目群」であるが、政治経済学部政治経済学科は 48 単位以上、人文学部欧米文化学科は 51 単位以上、人文学部日本文化学科は 68 単位以上、人文学部児童学科および人間福祉学部児童学科は 76 単位以上、心理福祉学部心理福祉学部および人間福祉学部人間福祉学科は 80 単位以上、人間福祉学部こども心理学科は 66 単位以上の修得を必要としている。卒業のために修得が必要となる単位数は、各学科とも「基礎科目群」、「教養科目群」、「専門科目群」の 3 種類の群それぞれの必要単位を含め、合計で 124 単位以上である。

大学院研究科の教育課程および単位は「聖学院大学大学院学則」第 21 条に、また教育方法と履修方法、科目区分や単位数は同第 20 条別表第 I に明記され（根拠資料 1-18）、これに基づき修士課程および博士前期課程では『大学院要覧』の「修士課程・博士前期課程カリキュラム」の各研究科カリキュラムに、博士後期課程では「文化研博士後期課程カリキュラム概要」（根拠資料 1-19 pp. 16-17、p. 19、p. 21、p. 32）に、さらにカリキュラム進行については「学位取得の流れ」（根拠資料 1-19 p. 33）として明示され、全院生に周知されている。またこれらの情報は大学院ホームページを通して公表もされている（根拠資料 1-

2：教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な関連性

全学に共通する「基礎科目群」と「教養科目群」は、大学全体のカリキュラム・ポリシーのもと、基礎総合教育部で編成している。基礎総合教育部では、本学の建学の精神や理念の基盤であるキリスト教人格教育を重視するとともに、それぞれの専門科目の基盤となる幅広い教養を身につけるリベラルアーツ教育を目指し、カリキュラム・ポリシーを、①基礎教育、②教養教育、③キャリア教育の3つの柱から構成している（根拠資料 1-9 p. 8、4-5 p. 8）。

各学科の専門科目の教育課程は、各学科のディプロマ・ポリシーに則したカリキュラム・ポリシーにより編成している。

政治経済学部政治経済学科では、基幹科目である「政治学」「経済学」を必修科目、「法学」「社会学」「経営学」「情報学」「平和学」「まちづくり学」を選択科目として、共通専門科目群に位置付けている。上記科目を学科の基礎とし、その他科目を政治学系、法律学系、経済学系、経営学系等の社会科学全般の科目群に配置し、共通専門科目を経て専門科目群の学びを深められるよう、また体系的および横断的に学べるよう配置している。このような教育課程の編成によりディプロマ・ポリシーと適切な関連性を形成している（根拠資料 1-9 pp. 44-47）。

人文学部欧米文化学科では、ディプロマ・ポリシーに主体性やコミュニケーション力、思考方法、文化的批判力の修得を掲げており、それらの能力を涵養すべく、「基礎ゼミA」「基礎ゼミB」「基礎ゼミC」を共通専門科目群に位置付け、1年次春学期から2年次春学期まで必修としている。このほか、欧米文化科目群、異文化理解科目群、思想・表現文化科目群、歴史・グローバル文化科目群、コミュニケーション科目群等の科目群を用意し、専門的な知識を習得する科目を配置することで、3つの学位授与方針の達成に努めている（根拠資料 1-9 pp. 64-67）。

人文学部日本文化学科では、基礎科目群に「埼玉学」や「日本文化概論」「文章表現法」といった、日本や社会、表現方法の基礎を学ぶ科目を配置しているほか、14単位の必修と10単位の選択必修を含む学科基礎科目を設置している。そのうえで、文化論・比較文化系、文学・語学系・歴史・思想系等の科目群を用意して専門的知識の修得を図ると共に、他学科同様の演習科目だけでなく、修了科目という科目群を配置することで、文章表現やコミュニケーション能力の向上というカリキュラム・ポリシーを有しており、ディプロマ・ポリシーと連動している（根拠資料 1-9 pp. 96-99）。

人文学部児童学科では、初年次に児童学の入門科目、人文学の基礎的理解を目指す科目、社会的に要請される倫理観を育てる多数の科目を必修化し、設置している。そのため共通基本科目、児童文化系統、心理学系統、教育学系統、福祉・教育関連科目等という科目群を配置し、それぞれに必修科目を設置している。また、保育士・幼稚園教諭・小学校教諭・特別支援学校教諭といった資格取得を目指す学生に対しての複数の養成プログラムも設置している。これらの教育課程の編成により、ディプロマ・ポリシーの実現を図っている（根拠資料 1-9 pp. 124-127）。

心理福祉学部心理福祉学科では、現代人の心理と現代社会における福祉的課題に関する

知識の修得をディプロマ・ポリシーにおいて定め、共通基本科目、心理関連科目、福祉関連科目群にそれぞれ中心となる必修科目、選択必修科目を設置している。また各科目群には専門的な知識を習得する科目を配置し、本学科が学位授与にあたって求める知識と能力を学生自身が関心・目的に即して主体的に選択することを可能にしている。特に福祉職としての国家資格である社会福祉士、精神保健福祉士、さらに心理職としての国家資格である公認心理師の資格を目指す学生に対しては、それぞれの国家試験受験資格取得に必要な演習・実習科目の科目群を配置するとともに、養成するシステムを設置している（根拠資料 1-9 pp. 164-166）。

人間福祉学部こども心理学科では、「学士（心理・健康保健学）」の学位名称が表すように、「こころ」「からだ」「環境・文化」を軸として教育課程が編成されている。共通基本科目に1年次科目「こども心理学総論A」「こども心理学総論B」「スピリチュアルケア入門」「心理学総論」「こども学」、2年次科目「発達心理学」「グリーフケア入門」を必修として配置して基本的知識を養うと共に、心理学系、健康学系、環境・文化系等の科目区分において必修、選択必修科目を配置し、専門的知識の習得を目指している（根拠資料 4-5 pp. 237-266、1-33【ウェブ】）。

人間福祉学部人間福祉学科では、必修科目「人間福祉総論」などの専門基礎科目のほか、ディプロマ・ポリシーにある「人と社会」という視点から、人と社会関連科目、心理関連科目、福祉関連科目から成る人間社会科目という科目区分を置き、個々の関心に合わせて「人と社会」に関する科目を修得できるようにしている。そのほか、社会福祉士、精神保健福祉士養成のための国家資格演習・実習科目や演習科目の科目区分を設置している（根拠資料 4-5 pp. 269-295）。

修士課程・博士前期課程においても、大学院と各研究科のディプロマ・ポリシーに基づいて、各研究科のカリキュラム・ポリシーが定められている（根拠資料 1-19 p. 3、pp. 14-15、p. 18、p. 20）。

全研究科の科目は、「リサーチワーク」科目と「各コースワーク」に大別され構成されている。「リサーチワーク」科目とは、全研究科とも1、2年次に継続して指導を受け、研究倫理を含めた論文作法や基礎的な研究の知見等を学修する「演習」形式の必修科目である。

「コースワーク」科目については、文化総合学研究科では、人文学の立場からアメリカ・ヨーロッパ文化およびその根底にあるキリスト教理解、さらには世界のグローバル化のなかでの日本文化の深層理解に学問的に対応できる能力と教養の修得を研究教育上の目標に掲げて（根拠資料 1-19 pp. 36-43）、「アメリカ文化学」「ヨーロッパ文化学」「キリスト教文化学」「日本文化学」の4コースを設置している。当該研究科の学生は上記4コースのいずれかを主軸に学びを深めるが、他の研究分野に関する総合的・横断的な学識を得るために「文化総合学総論」（横断的）を必修科目としており、また論理的思考力を養うために「原典講読」を選択科目としている（根拠資料 1-19 pp. 16-17）。

文化総合学研究科博士後期課程では、研究科の基本理念に則りつつ「多様化する社会において自立した研究者として貢献する専門的研究活動を遂行する能力を養成するとともに、高度に専門的な業務に従事するのに必要な研究能力及びその基礎となる豊かな学識を有する人材の養成」を目指し（根拠資料 1-19 p. 42）、高度な研究指導を行っている。具体的には、在籍する全期間を通じた「特殊研究科目」による教授、年次ごとの論文発表機会の設

定、それを節目とする段階的なりサーチワークを軸とする指導がなされている（根拠資料 1-19 p.17）。

政治政策学研究科では、問題の発見や解決策の立案などに関する専門知識、および幅広い教養と豊かな精神を高めることを研究教育上の目標に掲げている。それには専攻分野における研究能力、または高度の専門性を要する職業などに求められる必要な能力を有する人材の養成が含まれている（根拠資料 1-19 p.18）。ディプロマ・ポリシーでは上記研究教育上の目的に従い「高度の専門性を要する職業（特に税理士）等に必要な能力を養成」することを示し、研究者の養成のみならず社会人にも門戸を開いて専門的な職業人の育成を目指している。そのため、当該研究科に在籍する院生は「政治・政策分野」「税法分野」「経済・経営分野」「地域共生分野」の4分野のいずれかを主軸に実学の知識を修得し、同時に幅広い教養と豊かな精神の涵養を目指す「共通基礎」科目である「政治政策学研究」もしくは「デモクラシー・人権研究」を修得しなければならない（根拠資料 1-19 pp.18-19）。

心理福祉学研究科は、人間学的基礎の上に福祉社会の担い手として貢献しうる高度な専門性を持った人材の養成を教育研究上の目的としている。それぞれの専攻分野の課題について自ら問いを立て、回答を求める研究能力を有する人材の養成を目指し（根拠資料 1-19 pp.20-22）、「共生社会特論」「心理学特論」「対人援助特論」「児童学特論」の4つの専門科目群を設置している。また他研究科と同じく、研究能力の涵養と人間学的基礎の確立のために「共通基礎」科目を設置し、なかでも各分野共通の学びの基礎として「研究方法入門」を必修としている。（根拠資料 1-19 pp.20-22）。

点検・評価項目③：教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

評価の視点1：各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置

評価の視点2：学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

1：各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置

・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性

本学では、大学、各学部、各学科のカリキュラム・ポリシーに基づき、「基礎科目群」、「教養科目群」、「専門科目群」の各科目および「資格課程」（幼稚園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校教職課程、保育士課程、図書館司書課程、図書館司書教諭課程、社会教育主事課程、社会福祉士国家試験受験資格に係る指定科目、精神保健福祉士国家試験受験資格に関する科目、公認心理師試験受験資格に関する科目）のカリキュラムを編成している（根拠資料 1-8、4-6）。

「基礎科目群」は、「基礎科目」、「英語科目」、「第二外国語科目」、「スポーツ科目」、「キリスト教関連科目」、「キャリア教育科目」、「地域学」、「サービスマーケティング」、「海外研修」科目から構成されている。これら基礎科目の目的は、大学教育を受けるための基礎を養うとともに、本学の理念の理解および実現への姿勢を整えることにあり、そのため必修に位置付けられている科目は1・2年次に配置されている。

「教養科目群」は、本学の目指す人間形成に向けて柔軟な思考を身につけることを目的

としている。「人間理解への基盤を学ぶ」(哲学や文学、歴史など)、「社会への基盤を学ぶ」(政治学や経済学、社会に関する科目など)、「自然理解への基盤を学ぶ」(環境学や数学、生命倫理学など)の3種類に分かれ、内容に則した学びが提供されている。

「専門科目群」は各学科のカリキュラム・ポリシーに従って編成されている。

・教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮

学士課程の各科目には適切な番号を付し分類する科目ナンバリングを導入し、学科ごとに関係性を明示・図示化した Numbering Map を作成している。これは科目分類と学修の段階を明らかにして、学生の体系的・横断的な学びを可能にするためのものである(根拠資料 1-9 pp.50-51、pp.80-81、pp.110-111、pp.150-151、p.173)。

・単位制度の趣旨に沿った単位の設定

「単位制」について、本学では大学設置基準に基づく制度を導入しており、科目ごとに定められている単位を修得して4年間の在学期間中に卒業に必要な単位を修得することが定められている。1単位の授業科目には45時間の学修が必要となる内容で構成され、教育効果や授業時間内に必要な学修時間を考慮し、講義(15時間の授業をもって1単位)、演習(30時間の授業をもって1単位)、実験・実習および実技(45時間の授業をもって1単位)であることについて「学生要覧」で説明している。なお、別に定める科目について15時間の授業をもって1単位としていること(聖学院大学学則第22条(2))、実験・実習および実技については、別に定める科目について30時間の授業をもって1単位としていること(聖学院大学学則第22条(3))を、別表で対象となる授業科目とともに学生に明示している(根拠資料 1-9 p.14)。

大学院の科目およびその単位数は、聖学院大学大学院学則別表第Iに示されている(根拠資料 4-1【ウェブ】)。

・個々の授業科目の内容及び方法

学士課程の全学共通の「基礎科目群」には、キリスト教関連科目、語学科目、情報関連科目、基礎教育入門、キャリア教育科目が含まれる。その中でも本学の特徴ともいえるキリスト教関連科目では、必修科目である「キリスト教概論A」「キリスト教概論B」や選択必修科目である「キリスト教関連科目」を通じて、本学の基盤であるキリスト教に基づいた人間性(人生観、生き方)および世界(社会)の有り様を理解するとともに、文化や芸術など多様な角度からキリスト教に触れ豊かな情操を身につけるための科目が設定されている。語学科目(英語・日本語・第二外国語)は初年度に設定され、専門科目の学びを深めるために必要な語学のスキルを、単に読解や文法だけでなく、コミュニケーションの実技、映画やテレビ番組などからも学べるよう複数の授業スタイルから学べる構造になっている。語学科目は各学科とも英語科目3科目(留学生にあっては日本語科目)を必修科目として配置している(根拠資料 1-9 p.9、4-5 p.9)。情報関連科目としては、情報基礎科目では、単にコンピュータに慣れるだけでなく、大学教育の基礎となる思考方法や知的技術力を身につけることを目指している。また、「キャリア教育」は、初年次に社会人として必要な基礎的知識を高めること、2年次には自己、社会、仕事を知ることを通じて社会人としての基礎的態度やキャリアプランニング能力などを身につけること、3年次には、社会、仕事のより深い学びを通じて就業力を身につけ、国の内外でのインターンシップ等も経験し、自分らしい生き方を実践していく能力を修得することを目的とした科目が設置さ

れている（根拠資料 1-9 p. 41、p. 61、p. 93、p. 121、p. 161）。

全学的な共通科目に加え、各学科が学科のカリキュラム・ポリシーに基づいて別途基礎科目を設定している。政治経済学部では、基礎学力およびコミュニケーション能力の向上を目的とした、「基礎教育入門(書き方)」、「基礎教育入門(話し方)」、「情報リテラシー」「情報基礎」など基礎的な科目を配置し、これらの科目を必修科目としている。人文学部では、基礎科目として、少人数教育の利点を生かした初年次導入教育を基盤とする「基礎教育入門(書き方)」、「基礎教育入門(話し方)」、「情報基礎」を必修科目として配置している。それらは文章力、読解力、思考力を伸ばし、プレゼンテーション力を含む自己表現力と言語的コミュニケーション力を養成する科目として位置付けられている。その他の学部・学科では、その特性から「情報基礎」のみを必修科目として配置している（ただし、心理福祉学部心理福祉学科および人間福祉学部人間福祉学科は「情報基礎」を配置せず、それに相当する科目を学科専門科目の中で必修としている）。

「教養科目」については、初年次に基礎的学問分野を含んだ教養科目をバランスよく学び、専門にとらわれない柔軟な思考を身につけるとともに、他学科の授業を受講する際の基礎を学ぶことを目的とした科目が設置されている（根拠資料 1-9 p. 43、p. 63、p. 95、p. 123、p. 163）。

各学科の専門科目群は当該学科のカリキュラム・ポリシーに従って編成されている。政治経済学科では1年次必修科目の「政治学」「経済学」を基礎として、そこから政治学系、法律学系、経済学系、経営学系、社会学系、情報学系等の科目区分に位置付けられた科目の履修をしていく。これはディプロマ・ポリシーにある、社会科学全般にわたる幅広い専門知識を身につけ、社会の多様な問題を総合的・多面的に分析できる能力の涵養に沿うものである。特徴的なのは1年次の「予備演習A・B」、2年次の「専門演習A・B」、3年次の「卒業研究I・II」と連続して少人数の参加型授業を設置している点であり、自己表現、傾聴、他者との関わりの機会を設けている。さらに「政治経済学特論」や「政治経済学特講」という少人数・演習形式の授業によって、深い学びも可能としている。

欧米文化学科では、欧米文化科目群という科目区分に1年次から3つの選択必修科目を用意している。思想や文化、欧米事情の入門的な科目を履修した後、異文化理解科目群、思想・表現文化科目群、歴史・グローバル文化科目群、コミュニケーション科目群、言語・英語教育科目群等の科目区分内の科目を履修していく。それらの分野を体系的に深めることも幅広く履修することも可能である。特徴として挙げられるのは、1年次から2年次春学期まで「基礎ゼミA・B・C」、2年次秋学期より「専門演習I・II」「卒業研究I・II」を履修し、4年間を通して少人数制演習科目で指導し、基礎力の訓練から論文作成、発表に至る能力を育てている点である。

日本文化学科では、1年次必修科目として「日本文化概論」「ライフデザイン・良く生きるA・B」「文章表現法」を設置し、日本文化の基礎的内容だけでなく初年次教育や論文作成をも身につけさせている。基礎的な学びを経てから、文化論・比較文化系、文学語学系・歴史・思想系等の科目区分の科目を履修していく。そして演習科目で2年次3年次の「専門演習I・II」「卒業研究I・II」だけでなく、4年次に卒業論文指導とは別に選択必修科目として「卒業レポートA・B」を設置し、4年間の学びの集大成としての卒業論文執筆へ向けて指導している。

児童学科では、1年次に「児童学概論」「児童文化論」「発達心理学」「教育原理」「言葉の基礎」「教師論」を必修とし、児童学の入門科目をはじめとして各科目区分からそれぞれの基礎的科目を履修させ、その後、各分野の学びを深めていく。同学科は保育士・幼稚園教諭・小学校教諭・特別支援学校教諭といった資格養成課程を持っているが、それぞれが別個に設置されているのではなく、関心に応じて横断的に履修することが可能である。それにより、単なる教員養成でなく、ディプロマ・ポリシーに掲げられた学生の育成を目指している。

心理福祉学科では、1年次に共通基礎科目の「共生社会総論」「情報社会の基礎理論」を必修科目としているが、それ以外にも心理関連科目から「心理学概論」「心理学研究法」を、福祉関連科目から「現代社会と福祉」「相談援助の基盤と専門職Ⅰ」を必修科目としている。さらに「心理関連科目」あるいは「福祉関連科目」のいずれかから、卒業までに20単位の単位修得を課している。これは、心理と福祉という現代社会に不可欠の課題を学び、共生社会の創生という視点でディプロマ・ポリシーの実現を図るためである。そのうえで社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師の国家試験受験資格を目指す学生に向けて、法令上必要な講義科目や演習・実習科目を設置している。

こども心理学科では、共通基本科目、心理学系、健康学系、環境・文化系の各科目区分から1年次に15科目28単位、2年次に7科目14単位の必修科目を設定している。これは各科目区分に満遍なく必修科目を設置し、基礎的な力を体系的に教授できるように組み立てられたものである（根拠資料4-5 pp.249-254）。

人間福祉学科では、1年次に専門基礎科目の「人間福祉総論」「情報社会の基礎理論」を必修科目として基礎的な知識を共通で身につけさせ、その後体系的に配置している「人と社会関連科目」、「心理関連科目」、「福祉関連科目」から成る「人間社会科目」という科目区分の科目を履修していく。これは、ディプロマ・ポリシーにある「人と社会」に関する広範な知識を習得することを可能とするために、体系的かつ横断的履修を可能にするものである。また、社会福祉士、精神保健福祉士の国家試験受験資格を目指す学生に対しては、法令上必要な講義科目や演習・実習科目を設置している（根拠資料4-5 pp.286-288）。

大学院についても、カリキュラム・ポリシーに基づき、教育課程を編成している。

政治政策学研究科修士課程では、キリスト教的な思想と人権尊重を根底に据えた政治や政策の理念を学修する科目群として「共通基礎」を設置している。また、学生の専門的探求に応えるための科目群として「政治・政策分野」「税法分野」「経済・経営分野」「地域共生分野」という4つの科目群を設置している（根拠資料1-19 p.18）。

文化総合学研究科博士前期課程は、キリスト教理解を基盤にした新しい文化総合学の教育と研究を実現する科目群としてコア科目「文化総合学総論」を開設している。また学生の専門的ニーズに応える科目群として「アメリカ文化学」「ヨーロッパ文化学」「キリスト教文化学」「日本文化学」の講義科目を開設している（根拠資料1-19 pp.14-17）。

心理福祉学研究科修士課程では、研究能力の涵養と人間学的基礎の確立のために「共通基礎」科目を設置し、それぞれの専攻分野における高度な専門知識を得させるために、「共生社会」「心理学」「対人援助」「児童学」の講義科目を開設している（根拠資料1-19 pp.20-22）。

・授業科目の位置づけ（必修、選択等）

授業科目は、必修、選択、選択必修から構成されている。必修科目としては、全学共通で本学の理念を学ぶ「キリスト教概論A・B」が配置されており、各学科では学科の学びの根幹をなす基礎的な科目等が提供されている。必修科目をもとに、各自、興味、関心のある選択科目を履修する。専門演習および卒業研究などは選択必修科目である。

学科の特徴として、政治経済学部政治経済学科、人文学部欧米文化学科、人文学部日本文化学科は基礎科目群に必修を多く配置しているが、より現場、臨床に近い専門領域を含む。また、その他の学部・学科については、学科専門科目を深く学ぶことができる教育課程を編成しており、基礎科目群の必修科目は比較して少なくなっているが、基礎科目が自由選択科目として全学に配置されていることから、どの学年においても選択科目として履修することが可能である（根拠資料 1-9 p. 37、p. 57、p. 87、p. 117、p. 157 4-5 p. 203、p. 239、p. 271）。

大学院については、研究内容が多岐にわたるため、必修科目は限定され、多様な選択科目を提供している。

・各学位課程にふさわしい教育内容の設定

資格課程（幼稚園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校教職課程、保育士課程、図書館司書課程、図書館司書教諭課程、社会教育主事課程、社会福祉士国家試験受験資格に係る指定科目、精神保健福祉士国家試験受験資格に関する科目、公認心理師試験受験資格に関する科目）については、実習、実技、実験の科目が多い。学外での実習の際には、学外で事前学習を行うとともに、関係する教員が実習機関を訪問し、内容を確認、指導する。

・初年次教育、高大接続への配慮

初年次教育としては全学的なものや学科別のものがある。全学共通の初年次教育として、「基礎科目群」に以下の必修科目が設けられている。まず、キリスト教や建学の精神・理念について学ぶ「キリスト教概論A・B」がある。また、パソコン、ネットワークやセキュリティなど情報リテラシーをはじめ、大学の授業においても必要となるワープロソフトや表計算ソフト、プレゼンテーションソフトの技能や知識を学ぶ「情報基礎」（心理福祉学部心理福祉学科を除く）を全学共通の必修科目として配置している。さらには英語科目である「ECA（Speaking）I」、「ECA（英語基礎表現）」、「ECA（Reading）I」も1年次必修科目である。入学時の英語能力試験によってレベル別にクラス分けされた少人数（20名程度）科目として、英語を母語とする教員を中心に行われている。

各学科では、大学で学ぶために必要な基礎力を身に付ける初年次教育用の必修科目を提供している。政治経済学科では10-15人のゼミ形式（「予備演習A・B」）で、欧米文化学科では20-30人のゼミ形式（「基礎ゼミA・B」）で行い、日本文化学科（「ライフデザイン・良く生きるA・B」）、児童学科（「児童学概論」）、心理福祉学科（「共生社会総論」）は1年次生全体の集合教育を行っている。

このような科目とは別に、学科別の基礎科目として、表現力の基礎を学び、レポートや論文の書き方の基礎を身につける「基礎教育入門（書き方）」（政治経済学部政治経済学科、人文学部欧米文化学科および日本文化学科）、時事問題を通じ、社会の仕組みや大学の専門科目を理解するうえで必要とされる基礎的な知識の修得を目標とする「時事問題演習」、数学的な知識を修得し、図表や資料を理解する知識を得、さらには就職試験につなげていく

ための「図表理解」（いずれも政治経済学部政治経済学科のみ必修、人文学部欧米文化学科は2科目の選択必修）が設置されており、1年次の必修科目となっている。

高大接続としては、系列校の聖学院高等学校の総合学習の一つの科目を、3学部輪番で実施している。

・教養教育と専門教育の適切な配置（【学士】）

本学は、建学の精神や理念の基盤であるキリスト教人格教育を中心とする方針を採用しているため、幅広い教養を身につけるためのリベラルアーツ教育を行っている。つまり本学ではキリスト教人格教育の土台の上に各学部・学科の専門教育が行われるカリキュラム体系となっていると言える（根拠資料 1-9 p.8、4-6 p.8）。

また、教養科目は4年間履修可能であり、専門分野の視野を広げたい時は、いつでも教養と専門の学修を行き来できるようになっている。

・コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等（【修士】【博士】）

各研究科の選択科目はコースワークに位置付けられ、他方、リサーチワークに位置付けられるものには、各研究科共通の1年次秋学期「演習Ⅰ」および、2年次の研究指導や論文指導である通年科目「演習Ⅱ」がある。このように、修士課程および文化総合学研究科博士前期課程では、コースワークとリサーチワークを組み合わせた教育を実施している。

文化総合学研究科博士後期課程では、単位制を取らず、学生に対して異なる分野・視点を有する正副2名の指導教授が学生に対して専門的な研究指導をする「特殊研究科目」を置き、「博士論文提出資格試験」を課すほか、2編以上の小論文の作成（博士論文に関わるもの）と、公開研究会での発表による他教員あるいは学外の研究者との公開討論の必須化、学試験の合格あるいは履修という条件を課し、かつ必要に応じて文化総合学研究科博士前期課程科目を履修させることにより、コースワークとリサーチワークによる指導を行っている（根拠資料 1-19 pp.32-33）。

・教育課程の編成における全学内部質保証推進組織等の関わり

大学プロジェクトの一つである「教育改革プロジェクト」として、2020年度に見直された科目ナンバリングを活用しながら、今後、カリキュラム・ポリシーと科目の整合性、資格関連科目以外の科目の見直し等が行われる予定である（根拠資料 3-70、4-7）。この進捗状況等は内部質保証推進IR委員会に報告され、状況に応じて改善活動の変更の指示を受ける。

大学院では、研究科委員会から年度ごとに当該研究科の教育課程編成・実施方針に基づき、カリキュラムの設定や、開講科目の決定、担当者の選定等の調整を行い、カリキュラム案を作成する。さらに、作成されたカリキュラム案は研究科委員会から議案として大学教授会に上程され、学部カリキュラムとの調整を行ったうえで、審議・承認を受ける。以上のような仕組みにより、恒常的に、カリキュラムの適切な運営・支援を行い、教育の質的保障を図っている。

2：学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

聖学院大学ディプロマ・ポリシーにおいて「隣人愛と使命感をもって人類の平和と福祉の実現のためにグローバル社会の各分野で貢献できる人材を育成する」と定めると共に、基礎総合教育部カリキュラム・ポリシーにおいては「社会の中で自分の役割を果たしながら

ら、自分らしい生き方を実現していく能力の修得」を掲げており、前述のように、全学共通科目である基礎科目群の中に「キャリア教育科目」を設置している（根拠資料 1-9 pp. 8-9）。

キャリア教育は、大学、学部、基礎総合のそれぞれのカリキュラム・ポリシーを考慮したうえで、各学科が、独自のカリキュラムを編成している。まず、政治経済学部政治経済学科では 1 年次科目の「時事問題演習」「図表理解」、2 年次科目の「キャリアデザイン A・B」を必修科目として配置している。また、人文学部欧米文化学科では、「キャリアデザイン」を必修科目に、「時事問題演習」または「図表理解」を選択必修科目として配置している。人文学部日本文化学科は「キャリアデザイン」を必修科目に配置している。そして、上記以外の学部・学科では、主に資格取得を目指すことを目的としていることからキャリア教育は必修科目としては定めず、選択科目として設けている。なお各学部学科での専門必修科目である専門演習、卒業研究などのゼミ科目においてもこうしたスキルを磨く機会が与えられている。研究発表などで必要となるプレゼンテーションスキル、社会に出てから必要となる実践的なコミュニケーションスキルなどの修得をそうした科目で磨くことができるためであり、1 年次から 4 年次まで継続したキャリア教育を実践している（根拠資料 1-9 p. 41、p. 61、p. 93、p. 121、p. 161、4-5 p. 245、p. 277）。

点検・評価項目④：学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

評価の視点 1：各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置

1：各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置・各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（1 年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等）

本学では、学科の特性に応じたカリキュラム・ポリシーに基づき履修モデルを設定し、4 年間で効率よく、バランスよく学習をすすめられるよう、学科ごとに履修登録単位数の上限を設定している。

具体的には、政治経済学部政治経済学科、人文学部欧米文化学科、人文学部日本文化学科においては履修上限単位数を各学期 24 単位、年間 48 単位としている。資格取得を目指す人文学部児童学科、心理福祉学部および人間福祉学部においては、履修上限単位数を各学期 25 単位、年間 50 単位としている（根拠資料 1-9 p. 21、4-5 p. 22）。

大学院については、本学の特徴として、他大学他領域で学んできた学生、既に専門領域で活躍している社会人などの入学も多いため、あえて履修登録単位数の上限と下限を設定していない。その代わりに、入学時にガイダンスを実施して各研究科の修了要件を説明するとともに、各コースでその院生にあったカリキュラムをコース教員と相談する研究科別ガイダンスを設定している。

・シラバスの内容

シラバスには、まず、講義基本情報として、科目授業名、担当教員、基礎科目・専門科目の別、必修・選択の別、単位数、開講学期、ナンバリング、ディプロマ・ポリシー、学部教育の関連目標、カリキュラム上の位置づけ、実務家教員か否かが提供されている。次

に、講義概要として、学びの意義と目標および内容が記載されている。続いて、15回ないし、30回の授業計画、学びのキーワード、評価方法（評価項目、評価割合）、フィードバックの方法、準備学習（予習、復習）の内容が示されている。また、アクティブ・ラーニング（PBL、反転授業、ディスカッション・ディベート、グループワーク、プレゼンテーション、実習・実技・実験・フィールドワーク）および、授業のICT活用（クリッカー使用などの双方向型授業、E-ラーニングなどを活用した自主学習支援）の有無についても、明示している。さらには、受講者に対する要望が記載され、最後に教科書および参考書が示されている。

授業担当者にシラバス執筆を依頼する際には、記述不十分な事項が生じないように、あらかじめ「シラバス執筆の手引き」を配布し、目的や記述すべき事項を詳細に連絡するとともに、提出されたシラバス原稿については、学生公開前に基準を満たした記述がなされているかどうかの確認を、「シラバス・チェック」作業として、SD・FD委員と各資格課程等の担当教員が行い、その後、各学科の教務部委員があらためて確認する。こうした3段階の確認を行ったうえ、不適切あるいは不十分な場合は修正を求め、完成版のシラバスとしてホームページなどで公開するとともに（根拠資料4-8）、教職員、学生がいつでも参照できるよう、本学ポータルサイト Universal Passport(以下UNIPA)にも明示し活用を促している。なおUNIPAのシラバス検索機能より、該当授業のシラバスが確認可能なほか、履修登録機能でも授業選択時に当該シラバスへのリンクが表示され、円滑にシラバスの確認が可能である。

さらに授業とシラバスの内容との整合性の確認方法としては、毎学期授業期末に実施される「授業アンケート」で「シラバスは役立ちましたか」と質問することで、定期的に学生からの意見を徴収し、改善する際の材料としているとともに、毎回履修指導後に、教務部委員である教職員に対し、履修指導に関するアンケートを実施し、シラバスをはじめ、学生のスムーズな履修を点検し修正するシステムとなっている。

・学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法

学生が主体的に授業に参加し学修成果を深めるため、各学科とも、PBL、ディスカッション・ディベート、グループワーク、プレゼンテーション、実習・実技・実験・フィールドワークなどのアクティブ・ラーニングを積極的に取り入れている。また、UNIPAのクリッカー機能を活用し双方向型授業も行っている。これらは、後述するFD・SD委員会が推進し、「アクティブ・ラーニング研究会」を開催したり、授業の活性化について情報を共有したりしている（根拠資料4-9、4-10）。

・適切な履修指導の実施

各学期の履修登録期間に開かれる「ガイダンス」や「個別履修相談」では、履修ルール等の周知だけでなく、履修指導、時間割作成についても教員がアドバイスを行っている。特に、「個別履修相談」は各学期とも2日間設けており、ガイダンスと日程を合わせて時間割編成上の疑問に対応できるようにしている。また、学科別に会場を設け、相談を希望する学生は面談形式で実施しており、個々の成績を確認しながらディプロマ・ポリシーに沿った学びができていないか、それぞれの学びのうえで履修すべき科目、再履修が必要な科目、卒業要件が不足している単位数などを検討し、きめ細やかな指導を行っている。

入学後の1年生には、例年、秋学期開始前にも、春学期の単位修得状況を踏まえた履修

指導をするガイダンスを行っている。(根拠資料 4-12、4-13)。

大学院のガイダンスでは、職員のみならずコースの教員が、2年次の論文指導である「演習Ⅱ」受講に至るまでの必要単位数や必修単位を示すとともに、修士論文提出要件や研究計画プログラムを示し、入学時から修了までの適切な履修登録と研究指導がなされるよう配慮している(根拠資料 1-19 p.11、p.33)。

・授業形態に配慮した1授業あたりの学生数

本学は、小規模大学のメリットを生かし、少人数教育を重視している。

講義科目は履修定員を原則80名、英語科目や日本語科目など語学に関連する科目は、履修者数の上限を20名、必修以外のその他語学科目やスポーツ科目は履修定員を30名としている。これらの科目は入学者数が多い場合には、クラスを増設することで、定員を維持している。

各学科の専門科目については、40名から50名で1クラスとなるよう履修定員を定めている。例外として80名以上が履修する各学科の学年全員の集合型授業も存在するが、学科教員の輪番による授業や、外部講師の招聘による授業など、その内容などを踏まえて、授業内容として特に問題のないことが確認されたうえで設置されている(根拠資料 4-14)。

なお人数制限の対象とする科目やその定員については、毎学期各学科・課程にて見直される(根拠資料 4-15 p.2)。

・研究指導計画の明示とそれに基づく研究指導の実施

修士課程・博士前期課程では、学生は修士論文の作成において、研究指導担当教員(以下、「指導教員」という)の指導を受ける。研究を開始する際には、1年次秋学期から始まる「演習Ⅰ」の一環として、学生と指導教員の双方が協議のうえ「研究計画・指導計画書」を作成、各研究科委員会に提出し、以後の方向性を明らかにする。指導教員はそれに基づき、学生の年次計画が滞りなく遂行されるよう、適切な指導を行う(根拠資料 4-16)。また例年7月に大学院夏期研修会を開催し、修了年次生は修士論文の進捗状況や中間報告を、1年次生は現時点の論文の方向性を発表し、指導教員を含め研究科の教員からの講評を受ける(根拠資料 4-17)。

文化総合学研究科博士後期課程では、入学時の研究計画書に基づき主指導教員と副指導教員を定め、学生は履修する授業科目の選択および博士論文の作成において、主指導教員の指導を受ける。そのうえで、修士・博士前期課程と同様、1年次に学生と指導教員の双方が協議のうえ「研究計画・指導計画書」を作成し、2年次春学期に2年次および3年次に予定される小論文公开发表のためのテーマを研究科委員会に提出し、以後の指導計画を明らかにする。なお、研究指導を進めるうえで上記「研究計画・指導計画書」に記した指導内容に変更がある場合には、随時計画書の再提出を行っている。

なお、学位授与においては、博士論文を提出するためには上記「研究計画・指導計画書」と論文テーマの提出のほか、博士論文提出資格試験として計3回の論文提出(うち2回は公开发表)と、外国語2科目の修得、学外の学会等での論文2篇の公表が課される。全ての要件を満たしている者に博士論文最終試験(口頭試問)の受験資格を認めている(根拠資料 1-19 p.32)。こうした制度の整備を通じ、大学院学生の学術研究能力の向上を図っている。

・各学部・研究科における教育の実施にあたっての全学内部質保証推進組織等の関わり

2019年度まで、各学科は年度当初に教育を含む年度計画（アジェンダ）を、運営委員会に提出した。第2章で述べたように、2020年度からは、内部質保証の一環として、年度計画を全学評価委員会に提出し、年度末に総括することになった。今後、各研究科も第2章に述べた新しい自己点検評価制度のもと、教育などに関する年度計画の提出、結果の点検評価、それを踏まえての改善を内部質保証の一環として行う予定である。

点検・評価項目⑤：成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

評価の視点1：成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

評価の視点2：学位授与を適切に行うための措置

1：成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

・単位制度の趣旨に基づく単位認定

学士課程における単位認定や既修得単位の認定は「単位認定に関する内規（聖学院大学学則第23条、24条）」に基づき適正に行われている（根拠資料4-18、4-19【ウェブ】）。

1単位の授業科目には45時間の学修が必要となる内容で構成され、教育効果や授業時間内に必要な学修時間を考慮し、講義（15時間の授業をもって1単位）、演習（30時間の授業をもって1単位）、実験・実習および実技（45時間の授業をもって1単位）であることについて「学生要覧」で説明している。また、演習については別に定める科目について15時間の授業をもって1単位としていること（聖学院大学学則第22条（2））、実験・実習および実技については、別に定める科目について30時間の授業をもって1単位としていること（聖学院大学学則第22条（3））を、別表で対象となる授業科目とともに学生に明示している（根拠資料1-9 p.14）。

大学院においては、授業科目およびその単位数を聖学院大学大学院学則別表に示している。単位認定は、試験その他の方法により担当教員が行っている（根拠資料1-26【ウェブ】）。

・既修得単位等の適切な認定

編入時の既修得単位の扱いについては、単位制度の趣旨を踏まえ、単位認定を厳重かつ慎重に行っている。本学に編入学が許可された編入生は62単位までを本学の卒業要件となる単位として認めている。申請にあたり、編入生には成績証明書や単位修得証明書の提出が求められ、各学科は既修得済み単位を精査のうえ、本学科目に対応する単位数や授業形態に照合させて認定作業を行う。

また、学則第26条の2には、本学が教育上有益と認めた際に、学生が本学入学前に他大学等で修得した単位を本学における授業科目の履修と見なし、卒業要件となる単位として認めることができることを定めている（根拠資料1-8 p.159）。この場合、編入生認定作業と同様に、成績証明書や単位修得証明書の提出や、場合によっては修得した授業・単位に関するシラバス等が検討され、授業内容の同一性を考慮のうえ、認定がなされる。認定手続きは、基礎操業教育部会、学科会および教務部委員会で審議のうえ、専門科目は学部教授会、基礎科目と教養科目においては大学教授会にて決定されている。

・成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置

学部・学科においても研究科においても、成績評価および単位認定の際にもシラバスの機能的活用を目指しており、シラバスに示される「学びの意義と目標」「成績評価方法」を

単位認定の判断材料として用いている。「学びの意義と目標」に示された到達目標は、「何ができるようになるのか」「どのような知識を得ることになるのか」を「学位授与の方針」「教育課程の編成・実施の方針」との整合性に留意し、具体的内容を示すよう、FD委員が当該カリキュラム全てのシラバスを点検する仕組みを取り入れている。

単位認定の内規では、評価は基本的に期末試験および中間試験によると記載されているが、近年試験に代わるレポートや論文などによる評価も認められている。実際には、多くの科目で、プレゼンテーションやディスカッションを考慮した平常点、学習の定着率の向上を目的とした小テストなども評価基準に加えられていることも少なくない。

必修科目等、同一科目でクラス分けを行っている科目では、成績評価基準の統一を図るためにどのクラスも基本的に同じ到達目標や授業形態を持っていることから、評価基準についても担当教員間で調整し共有している。主な例として、必修科目となっている基礎科目群英語科目では、プレイスメントテストによってレベル別に振り分けたクラスを、レベルによって評価基準や評価方法にばらつきが出ないように統一した評価基準を設け、シラバスも統一するようにしている。

・卒業・修了要件の明示

学部の卒業要件については、「学生要覧」において各学科の要件を明示・説明している（根拠資料 1-9 pp. 35-51、pp. 55-81、pp. 85-111、pp. 115-151、pp. 155-173）。また、学則に定める必修科目単位修得など、入学以降、ガイダンス等下記の取り組みにおいて学生に繰り返し周知されている。

周知の機会としては、本学では例年、入学後学科別の新生向けオリエンテーション「New Student Orientation（以下NSO）」を実施しており、その中で「学科別履修指導」の機会を設けている。「学科別履修指導」は、学科ごとに新生を一堂に集め、学科の教務担当教員数名が「学生要覧」を用いて「大学における学修」、「単位制」、「授業」、「履修登録」、「試験」、「成績」などの履修要項を説明する。加えて、学科課程やカリキュラム、卒業要件等に関する説明を行い、新生の理解を深めている。

大学院の修士課程・博士前期課程の修了要件を次のように定めている。

- 標準 2 年以上在学し、「各研究科所定の必修・演習科目を含む 30 単位以上の単位修得」すること。
- 研究科が指定する必修・選択必修科目の単位を修得すること。
- 必要な研究指導を受け、「修士論文あるいはそれに代わる研究成果を提出し、審査に合格する」こと。（根拠資料 1-19 pp. 9-10）。

博士後期課程では、多様化する社会において自立した研究者として貢献する専門的知識と研究方法を習得し、高度に専門的な業務に従事するために必要な研究能力を持つ者を養成することを目的としている。学生は 3 年以上の在学期間を通して主指導教員と副指導教員のもとで研究指導を受けたうえ、博士の学位論文の審査および試験に合格した場合に博士号を授与される（根拠資料 1-26【ウェブ】）。

・成績評価及び単位認定に関わる全学的なルールの設定

学部の成績評価基準は、学則第 24 条および「学生要覧」に明示し学生に周知している（根拠資料 4-30、1-8 p. 24）。S（100～90 点）・A（89～80 点）・B（79 点～70 点）・C（69 点～60 点）・N（認定）の 5 段階を合格とし、D（59 点以下）・X（3 分の 2 以上出

席の成績評価条件を満たさない)の2段階を不合格としている。同時にGPA制度を導入し、学生は学期ごとの成績推移を容易に把握できるようにしている。GPAはまた資格課程等の履修条件、成績優秀者の表彰、奨学金の授与ほか様々な選考や履修指導の資料として学生の学修意欲向上に用いられている。

成績評価について異議申し立てがある場合、学生は所定の期間に「単位認定に関する再確認願」の提出により、教育支援課に申し出ることができる。学生から申し出があると、担当教員は評価基準や評価の正当性を確認し、書面をもって学生に回答することになっている。この制度は成績評価に対する事後的な修正策にとどまらず、教員自身が成績評価について説明する必要性を意識するとともに、シラバスに記した評価基準に沿った評価となっているかの再確認の機会を提供している。その意味で、成績評価の客観性・公平性を担保した制度と言える。

大学院の成績評価基準は、S、A、B、C、D、Xの6段階であり、S、A、B、Cを合格とし単位認定する(根拠資料1-26【ウェブ】)。

2：学位授与を適切に行うための措置

・学位論文試算基準の明示・公表

大学院の学位論文審査基準は、各研究科ホームページにおいて公表している(根拠資料4-2【ウェブ】、4-3【ウェブ】、4-4【ウェブ】)。

・学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置

学部の学位認定は、前述の単位認定制度を踏まえた厳格かつ客観的な卒業判定を行うだけでなく、ディプロマ・ポリシーに記されている知識や応力、資質、技能が備わったかという点についても厳格かつ客観的に審査をする必要がある。学科の卒業要件として専任教員を担当者とする「専門演習Ⅰ・Ⅱ」「卒業研究Ⅰ・Ⅱ」を選択必修科目とし、学生は2年次以降ゼミ担当者を通じて指導を受ける。ゼミを通じ授業の積み重ねにより、ディプロマ・ポリシーに沿った十分な評価を行うことができる。

新たな試みとして、学生の学修状況等からディプロマ・ポリシーに即した学修成果をより客観視することができる「学修ポートフォリオ」を導入した。「学修ポートフォリオ」は、各学科カリキュラムに応じた学修分類カリキュラムの設定や、正課外以外の活動情報を数値化し登録することで学修度グラフとして可視化、学修度を客観的に測定することができる(根拠資料4-20「学修ポートフォリオ」)。具体的な運用に至っていないが、「教育改革プロジェクト」においてディプロマ・ポリシーに沿った学科科目の体系化と整理の検討が行われ、これを各学科に示し、各学科による新カリキュラム検討後、「学修ポートフォリオ」を用いたディプロマ・ポリシーに照らした学修成果の評価を行う予定である。

修士・博士前期課程、博士後期課程のいずれも学位論文の審査にあたって口述試験が行われる。修士論文の審査体制は聖学院大学大学院学位規程第7条に則り、各研究科にて組織された審査委員会(学長が指名する主査1名、その他副査2名)による口述試験が行われ、各研究科で定めた修士論文審査基準に則り厳正に審査される(根拠資料1-19 pp.46-48)。

博士論文の審査では、学位論文審査に先立ち「聖学院大学大学院学位規程」第4条に規定された予備審査が実施される。学長が指名する主査と2名以上の副査による予備審査会

が設けられる。この予備審査会で博士の学位論文審査への申請が許可された者に限り、博士論文の審査に進むことができる。博士論文審査は修士論文審査と同様、各研究科にて組織された審査委員会（学長が指名する主査1名、その他副査2名以上）による口述試験が行われ、「文化総合学研究科博士後期課程論文審査基準」に則り厳格に審査される。

- ・学位授与に係る責任体制及び手続の明示
- ・適切な学位授与

学士課程の卒業要件を満たしているかの最終的な審査（以下卒業判定）は、大学教授会で行われる。卒業判定においては、卒業年次生すべての卒業合否、修得単位数、在学期間などを記した卒業判定資料を全専任教員に配布・提示し、適切な学位授与および資格取得判定を行っている（根拠資料 4-21、4-22）。

判定の結果不合格となった学生のうち、一定の条件に該当する学生は、「聖学院大学単位認定に関する内規」第8条（再試験）に基づき、再試験を受験することができる。再試験の受験条件は、次の通りである。（1）卒業に不足する単位が4単位以下であること、（2）当該科目の単位を修得すれば卒業要件を満たすこと、（3）当該科目の単位認定学期が当該学期であること、（4）当該科目についての当初の成績評価がDであること。この4条件が内規に記載されており、この条件に該当する者については、卒業判定資料「不合格科目一覧」として資料提示している（根拠資料 1-9 pp.238-239）。

9月卒業における卒業判定は、大学教授会の開催日程と9月卒業式開催日程の都合上、運営委員会委員と教務部委員会委員による「拡大教務部委員会」の開催をもって卒業判定を行う。「拡大教務部委員会」開催にあたっては、事前に大学教授会にて卒業判定権限の委譲について承認を得たうえで開催している（根拠資料 4-23 p.35）。

大学院では、審査委員会から提出された学位論文の審査結果および学位授与の可否の意見をもとに、研究科委員会において、3分の2以上の委員出席のもと、出席委員の3分の2以上の同意を持って学位授与を議決する（根拠資料 1-26【ウェブ】）。

- ・学位授与に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

本学は大学の理念に即した人材を育成する方針を掲げており、①幅広い教養、②専門的知識、③人間力（共感力、対話力、実践力）の修得を大学全体としての学位授与基準としている（根拠資料 2-14【ウェブ】）。

学位授与は、大学にとって根幹的な機能であり、内部質保証と深く関係している。アセスメント・ポリシーの実施を進めていくなかで、内部質保証推進組織が学位授与に関する全学的ルールの点検に関わる可能性がある。

点検・評価項目⑥：学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

評価の視点1：各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定（特に専門的な職業との関連性が強いものにあっては、当該職業を担うのに必要な能力の修得状況を適切に把握できるもの。）

評価の視点2：学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方法の開発

評価の視点3：学習成果の把握及び評価の取り組みに対する全学内部質保証推進組織等の

関わり

1：各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定

児童学科では、教職課程の履修カルテを設け、毎学期の成績公開後に学生が各科目の成績とその振り返りを記録するだけでなく、年度ごとに各項目の達成目標の達成度を記入している。こうした記載を4年間蓄積し、その都度、学科教員が確認とコメントを記入して学習の到達度を可視化している。

こうした取り組みは2009年の教育職員免許法施行規則改正により新規科目となった通称「教職実践演習」の授業で運用されている。本学では従来、同様の指導を紙ファイルにて行ってきたが、UNIPAのマイステップ機能を用いることで、常に、学生の学習内容を把握し学習成果を可視化することが可能となり、学生の側からも教員の側からも容易に確認と必要な対応を適宜講じることができるようになった。

2：学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方法の開発

2019年度にアセスメント・ポリシーを作成する以前より、学修成果の把握および評価するための取り組みは個別に実施してきた。それらを連携させ、総合的に学修成果の向上につなげるため、後述するように、アセスメント・ポリシーの具体的な実施を検討している。

学習成果を測定するため、以下のような方法を適用している。

・アセスメント・テスト

入学時点においては、まず、推薦入試などの早期の大学受験合格者に対して、入学前準備教育の一環として、高等学校で修得すべき基礎学力（国語、数学、理科、社会、英語の5科目）の確認のため、2017年度から基礎学力テストを実施している。テスト結果は1年生アドバイザークラス担当教員から学生へ返却し、科目の得意不得意を確認するとともに、入学後も継続してeラーニングを受講させることで、基礎学力の定着を目指している。また、基礎学力テスト結果は、本学の入試の妥当性を測定する指標としても位置付けている。

次に、1年次必修科目である英語科目のクラス分けのため、英語プレースメントテストを実施している（根拠資料 4-24）。2016年度から2018年度までは、人文学部欧米文化学科はTOEIC Bridge®テスト、その他の学科ではACEといった異なる外部英語運用能力測定テストを導入していたが、学科間の指標の統一と一般的に知名度のあるTOEIC®テストへの接続性を考慮し、2019年度以降、全学科でTOEIC Bridge®テストを導入した。併せて、1年次終了時のポストテスト実施を追加することにより、1年間の学習成果を可視化するだけでなく、テスト結果に基づき、英語科目の授業内容、授業設定が適切であったか否かの検証に活用している。なお、プレテストおよびポストテストの結果はUNIPAの学修ポートフォリオ機能に記録され、過去のスコアとの比較や伸び率を確認でき、初年次以降の英語学修にも活かせるようにしている。

また、全新入留学生を対象に、日本語能力判定試験を実施し、試験結果により、所属する日本語課程を決定する（根拠資料 4-25）。試験結果により、留学生は基礎前期、基礎後期、通常のいずれか課程に配属される。基礎前期課程は1年、基礎後期課程は半年、基本的に日本語のみ学習する。同様の試験は在学中にも実施され、日本語能力の伸びの把握に役立てている。

在学中の学習成果を測定するアセスメントの一つとして、PROG テストを実施している。本テストは、大卒者として社会で求められる汎用的な能力・態度・志向を、知識を活用して問題を解決する力（リテラシー）と周囲の環境と良い関係を築く力（コンピテンシー）の2つの観点から測るアセスメントであり、2017年度より3年生を対象に実施している。3年生までにどのような汎用的な能力を修得したのか、学内外での学びや経験を俯瞰し、テスト結果から自分の強みを知る就職活動準備のための自己分析資料として用いている。なお、PROGテスト結果返却ガイダンスでは、自分の強みだけに着目するのではなく、卒業後の進路を見据えて残りの学生生活で修得したい資質や能力を明確にし、有意義な学生生活を送るための計画づくりの材料としても活用している。なお PROG テストが測定するリテラシーとコンピテンシーは「学士力」との親和性が高く、I R室において2014年度入学生より毎年実施している卒業後の追跡調査にて、卒業率、就職率やG P Aとの関連を測る指標の一つにもなっている。

・ルーブリックを活用した測定

科目レベルにおいて、学修成果の測定にルーブリックを活用している教員がいる。ルーブリック表の作成段階に学生が参加し、学習意欲の向上にも役立てている。

卒業時の学修成果を測定する方法としても、大学および学科の学位授与基準をもとに、二層制のD Pルーブリックの開発を行っている。卒業時だけではなく、各学年でルーブリック表のどの段階（卓越、修得、途上、初歩）に達しているかについて、学生と教員がともに確認することが考えられている。2021年度に、D Pルーブリックを作成した学科から試行する予定である（根拠資料4-26）。

・卒業生、就職先への意見聴取

卒業生を対象にしたアンケート調査において、学生生活を通じて身についた能力を把握している。一方、本学の卒業生を採用した企業を対象に、卒業生の能力がどの程度身についているかを尋ねている。この2種類のアンケート結果を分析し、キャリア科目の内容の見直しや、学習成果の向上につながる取り組みを検討している。

3：学習成果の把握及び評価の取り組みに対する全学内部質保証推進組織等の関わり

本学では、学生の学修成果などについて、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーに照らして、関連する指標に基づき把握・評価を行うため、2019年度にアセスメント・ポリシーを作成した（根拠資料4-27【ウェブ】）。これは、機関（大学）、教育課程（学部学科）、科目の3つのレベルで、上記の学修成果の測定方法を含め、正課内での学修および正課外でのさまざまな経験に関するデータを用いて、学生の入学時、在学時、卒業時・卒業後の3時点において学修成果の把握・評価を行い、併せて、本学の特色であるキリスト教人格教育も含めて本学の教育を検証するものである。

アセスメント・ポリシーの具体的実施のため、「教育改革プロジェクト」により次のような検討を進めた。まず、アセスメントの目的を、学生および大学の視点で、入学時・在学時・卒業時の3時点で整理し、改善につなげるために3時点における点検・評価の基本的な問いを設定した。次に、大学、学部・学科、科目の3つのレベルと3時点において点検・評価の必要のある学修成果と、それを判断するデータなどを整理した。そして、レベル別・部署別の点検・評価項目およびその結果を踏まえての見直しの内容を整理した。今後、各

点検・評価項目の評価基準案を作成する予定である。5段階評価を行い、上から3、4、5番目の評価になった場合、改善方策を検討・実施する（根拠資料 4-28）。アセスメントの実施は、各部署の内部質保証の点検評価と統合する予定である。すなわち、全学評価委員会が各部署にアセスメントの実施を指示し、その結果を評価し、内部質保証推進 I R 委員会に報告する。内部質保証推進 I R 委員会は、必要に応じて改善を関係部署に指示する。

点検・評価項目⑦：教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

評価の視点 3：COVID-19 への対応・対策

1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

教育課程およびその内容、方法の適切性については、授業を運営する学部・学科、基礎総合教育部、研究科が定期的に点検・評価を実施し、改善に取り組んでいる。

2017年度より「教育研究組織の検証システム」を導入し、本学の全学部、全研究科、総合研究所、総合図書館といった教育研究組織を対象とした。各組織が年度末に一次検証を実施し、次年度の4月に内部質保証実行委員会が二次評価を実施した。検証は、学部および基礎総合教育部、研究科は4年ごとに、他教育研究組織については2年毎に実施することとした（根拠資料 4-29、4-30）。このシステムは、2021年度より内部質保証システムに取り入れられる予定である。

教育支援課では、定期的な点検・評価に際し、授業科目の履修者数や履修状況、授業科目の開講数、成績評価や成績分布などのデータを、I R 室では、入学時・在学時・卒業時の学生アンケートおよび本学卒業生を採用した企業対象のアンケートの結果を各学科等関係部署に提供し、各学科等ではこれらのデータを活用し、カリキュラム・ポリシーに基づき開講科目の点検・評価を行っている（根拠資料 4-31、4-32、4-33）。

2：点検・評価結果に基づく改善・向上

教育課程編成に関する事項および学外との連携などに関して、第2章で述べた大学評価会議において外部評価を受けている。2020年度には、アセスメント・ポリシーの実施案に関し、評価結果の活用やアセスメントにおける問い、機関レベルと教育課程レベルの差別化、人間力などの評価方法、評価結果の学生への伝達などに関する意見・指摘等を受け、実施案の改善につなげた（根拠資料 4-34）。

3：COVID-19 への対応・対策

新型コロナウイルス感染症拡大に対応するため、教育内容、教育方法、成績評価等の一連の教育活動に関しては、下記のような対策を講じた。授業日程や授業形態の変更を行いつつも、これらの対策により、学生の学習環境をある程度確保するとともに、春学期と秋学期の履修登録と授業について例年と遜色ない運用がなされ、適正な成績評価と学位授与

を行った。

- ①英語科目のレベル別クラス分けのプレースメントテストおよび、日本語課程分けの日本語能力判定試験をオンライン方式で実施した(根拠資料 4-35、4-36)。
- ②春学期の授業開始を5月に延期し、それ以前をオンライン授業準備期間とした。
- ③非常勤講師へのオンライン授業の意向調査を実施した。
- ④オンライン授業実施不可の授業の開講取り止め、あるいは開講期を変更した。
- ⑤「授業検討会議」(オンライン)を立ち上げ、授業の課題・問題点・対応案について検討した。その上で「聖学院大学授業支援サイト」を開設し、UNIPA、Teams、動画作成、動画のアップロードマニュアルを作成することで、オンライン授業の支援をしている。
- ⑥春学期のオンライン授業開始前に、Teamsによる「オンライン授業研修会(双方向型版)」(教職員84名参加)、秋学期開始時に「UNIPA-RX リビジョンアップ説明会」を実施し、オンライン授業の質の向上を図った(根拠資料 4-37、4-38)。
- ⑦教員向け「オンライン授業実施におけるガイドライン」(根拠資料 4-39【ウェブ】)を作成し、その中で授業オンライン化における「当該授業のねらい」「到達目標」、「授業計画」の変更点、教材・課題に取り組むにあたっての留意点や視点・観点を担当教員から受講生へ周知するよう依頼した。あわせて、各授業のシラバスもオンライン授業に伴い、新たなシラバス記載項目の追加や授業計画、評価基準の変更点等を反映させたうえで再公開する対応とした。そして、シラバス修正に伴い、再度シラバス点検を実施し、オンライン化による変更があった場合でも学修内容が減少していないか、当初の授業計画の内容が網羅されているか確認した。
- ⑧「UNIPA」の「課題提出・管理」、「授業Q&A」機能、「授業資料管理」、「テスト管理」、「クリッカー」、「プロジェクト管理」、「コース管理」機能を授業運営に役立てた。(根拠資料 1-9、4-40【ウェブ】)。
- ⑨オンデマンド授業用の録画スタジオを整備し、教員にオンライン授業実施用機材を貸し出した。
- ⑩学生向けに「オンライン授業支援サイト」を設置するとともに、学生向けにオンライン授業ガイドラインを作成した。
- ⑪オンライン授業受講のために、学生にノートPCおよびルーターを貸与した。
- ⑫ラーニングセンターからオンラインで指導を受けられるようにした。
- ⑬授業アンケートにオンライン授業に関する設問を追加し、学生からの声を積極的に集約し、履修学生の要望に対応すべく、各学科・担当教員と連携して問題の洗い出しと対応を行った。(根拠資料 2-11【ウェブ】)。

2. 長所・特色

これまで述べてきたように、学部と大学院の教育課程・学習成果全般に関し、本学の建学の精神と教育理念に則った各ポリシーとそれを反映したカリキュラムや学修支援体制を整え、かつそれらを定期的に点検する体制を構築している。学生に対しては、学生要覧やホームページを通して情報提供を行い、一人一人に寄り添った学修指導を行っている。

特に学生指導については教職員が一体となって履修指導やガイダンスを通して丁寧に取り組んでおり、それによって学生一人一人に学修目標や修了時に習得しているべき知識、

技能、態度等の成果を理解させている。この点は少人数教育を重んじる本学の特色と見えよう。

3. 問題点

各学部、学科がそれぞれ特色のある教育を実践し、それぞれのポリシーに沿った評価、成果を上げているものの、全学としての学習成果の測定および評価する統一したシステムについては現在整備中である。この点について「点検・評価項目⑥」において述べたように、学習成果を測定するための指標の適切な設定にさらなる検証を要するため、2019年度から「教育改革プロジェクト」を発足させて学習成果の測定方法や、カリキュラムと学士力の相関、ナンバリングの見直しなどについて定期的に議論する機会を設けている。その取り組みによって各種改善を図っているが、2020年度はコロナウイルス対策を優先させざるを得ない状況にあった。だが、この状況下でオンライン授業の取り組みから得られた知見が以降の教育改革プロジェクト推進の財産となる可能性を今後、検討していきたい。

4. 全体のまとめ

本学カリキュラムの大きな特徴は、全学共通の科目である基礎科目においてコミュニケーション能力や大学教育の基礎となる思考方法や知的技術力を身につけさせ、さらには多彩なキリスト教科目を通して本学の基盤であるキリスト教に基づいた人間性および社会のあり方を理解させたうえで、特色ある各専門領域の学びにつなげていることである。本取り組みにより、社会に貢献しながらその役割に奢ることなく、真のリーダーシップを発揮できる人材を育成している。

上記カリキュラム策定にあたり、建学の精神や教育理念をもとにディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを定め、一貫性のある教育方針を策定しているが、それらを教職協働のもと定期的に点検・評価、改善を図る体制を構築しており、教職員による統合的な教育を行っている。そして進行中ではあるものの、大学全体としての学習成果の測定などの公表について十分検討している。

第5章 学生の受け入れ

1. 現状説明

点検・評価項目①

学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表

評価の視点2：下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定

- ・入学前の学習歴・知識水準・能力等の求める学生像
- ・入学希望者に求める水準等の判定方法

1：学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表

2：学生の受け入れ方針の設定

本学は、大学のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを踏まえたうえで、「聖学院大学は、上記カリキュラムに即した教育を受けるにふさわしい学生を選抜、あるいは見出すため、『理念』に共感し、神から与えられた固有の賜物を人間形成的に、学問的に本学で開花させたいと願う志望者を種々の選抜方法により、受け入れ、あるいは見出していく」というアドミッション・ポリシーを大学全体として掲げている（根拠資料5-1 p.3）。

また、政治経済学部、人文学部、心理福祉学部のそれぞれが学部としてのアドミッション・ポリシーを、各学科においてもそれぞれのアドミッション・ポリシーを掲げている。大学院についても、大学院全体としてのアドミッション・ポリシー、および各研究科のアドミッション・ポリシーが策定され、それらすべてが大学ホームページ上に公開されている（根拠資料2-14【ウェブ】）。

アドミッション・ポリシーはすべて、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーとの整合性、一貫性に留意しつつ策定されたものであり、2017年3月の改定の際には、中央教育審議会大学分科会大学教育部会より示された『「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）および「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定および運用に関するガイドライン』を参考にしたものである。その際、かねてよりの懸案事項であった、入学希望者が入学前に修得しておくべき知識等の内容・水準等をどのような形で盛り込み、どのような方法で判定するかについて検討が重ねられたが、アドミッション・ポリシーに具体的な形でそれらを明記するには至らなかった。

しかしながら、中教審答申（平成26年12月）を踏まえた高大接続改革、「平成33年度大学入学者選抜実施要項の見直しに係る予告の改正について（通知）」（平成30年10月22日）による入学者選抜における見直しを受け、2021年度入試の入学試験要項には、各入試において入学希望者に求める知識等の内容・水準とその判定方法を具体的に明示した（根拠資料1-30【ウェブ】）。

例えば、総合型選抜においては、本学独自の書式による「自己カタログ」（根拠資料5-2【ウェブ】）を導入し、大学生生活計画書と高校生活記録の提出を求めることで、入学希望者が高校生活の中で主体的に取り組んだことや、仲間と協力した活動の経験を問うている。

また、それぞれの入試方法で、学力の3要素「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性・多様性・協働性」をどのような形で審査するかを入学試験要項の中に明確に記している。その他、各入試が出願条件として求める高校在学時の成績や外部英語試験の級・スコアも、毎年見直しが行われることから、アドミッション・ポリシーそのものには具体的な数値等を盛り込むことはせず、入学試験要項や大学ホームページの入試情報掲載ページの中に詳細を記載する形を取った。入学試験要項については、大学ホームページで閲覧を可能にすることで、入学希望者が容易に必要な情報にアクセスでき（根拠資料 5-3【ウェブ】）、本学が求める学生像や、各入試で必要とされる知識水準等とその判定方法について、入学希望者が十分理解したうえで、受験、入学が可能になるように配慮している。

点検・評価項目②：学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

評価の視点1：学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定

評価の視点2：授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供

評価の視点3：入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備

評価の視点4：公正な入学者選抜の実施

評価の視点5：入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

1：学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定

入学者選抜制度は、前述のアドミッション・ポリシーに基づき、大学が求める学生の能力・資質や対象に応じて設定されている。学部の場合は、2021年度春学期入学試験は、一般選抜、総合型選抜、学校推薦型選抜、特別入学試験からなり、その入試においてどのような審査が行われるのかは、それぞれの入試要項で詳細に示されている（根拠資料5-3【ウェブ】）。

なお、プロテスタント・キリスト教の精神に基づく教育を理念・目的に掲げる本学では、教職員が日曜日に礼拝を守るという立場から、日曜日に試験が行われる大学入試センター試験を導入してこなかった。しかし、これまで以上に多様な入学希望者を受け入れるために、一般選抜については、2021年度入試より本学独自試験と合わせて大学入学共通テストも利用することとなった（根拠資料5-1 p. 18）。

大学院研究科は、アドミッション・ポリシーに基づき、学部卒業生、社会人、シニア学生など、年齢・学習環境において多様な学生を受け入れている。特に、専攻分野の研究に適した知識、学力を有し、明確な問題意識、高い学習意欲を持つ入学希望者を求め、適切に入学者選抜試験を行っている（根拠資料5-3【ウェブ】）。

各入学者選抜における学生募集方法決定までのプロセスは次の通りである。

学部については、まず、毎年度末、翌年度の入試日程をはじめ、入試ごとの募集人員、出願資格、選考方法等について、入試・広報課が原案を作成する。その際、アドミッション・ポリシーに基づき、前年度の入試状況、全国的な入試動向等、様々な要因についても十分考慮している。

学部では、入試部委員会が原案を具体的に検討するが、その際、各学科の構成メンバーでもある入試部委員を通して、随時、各学科会で検討された意見を吸い上げながら、検討を重ねるプロセスを取る。入試部委員会で合意が得られた案は大学教授会に上申され審議される（根拠資料5-4、5-5、5-6）。

大学院研究科では、学生募集と入学者選抜について、毎年検証を行ったうえで、募集要項を策定し、各研究科委員会の承認を得ている。各研究科委員会が原案を具体的に検討、審議する（根拠資料5-7、5-8）。

2：経済的支援に関する情報提供

学部における授業その他の費用や経済的支援に関する情報は、聖学院大学大学案内において、入学金、各学年の授業料、施設費をはじめとする各納付金の金額及び年間合計額を掲載している。また、第7章で触れる大学独自の入学金免除制度、奨学金・授業料減免制度、さらに学外の主な修学支援制度も併せて掲載しており、入学者選抜の前に適切な情報提供を行っている（根拠資料 1-10）。

加えて人文学部には、教職・保育士資格取得を目指す学生を対象にした、入学年次の授業料半額減免の特待生奨学金制度があり、その受給者の選抜については、一般選抜試験の受験者のみならず、それ以前に入学の決まった学校推薦型選抜、総合型選抜等の合格者の申請も受けつけることで機会均等を図っている（根拠資料 5-9）。

その他に「セカンドキャリア支援」として、入学時点で40歳以上の学生は在学中の授業料を半額減免にする制度があり（根拠資料5-10）、留学生入試の合格者は、入学金が半額減免なる制度がある（根拠資料5-11）。

大学院においても学部と同様、授業その他の費用や経済的支援に関する情報について、聖学院大学大学院案内にて、入学金、各学年の授業料、施設費をはじめとする各納付金の金額及び年間合計額を掲載しており、奨学金制度についても掲載しており、入学者選抜の前に適切な情報提供を行っている。

3：入学者選抜実施のための体制の適切な整備

【学部】

学部の入学者選抜は、学長から指名された、統括責任者である入試部長を委員長とする入試部委員会を組織し、入試・広報課が実施における運営主体を担い、学長が最終的な責任を負っている（根拠資料5-12）。

各入学者選抜を実施するにあたっては、当該入学者選抜の試験室・試験監督者の配置、面接・採点担当者、準備から入学手続きまでのスケジュール等が記載された入学者選抜実施要領を入試・広報課が作成する。入試ごとに行われる合否判定では、まず、入試・広報課が合否判定のための基礎資料を準備する。各学科の学科長、入試部委員を中心とした学科会で、入試・広報課が提供する過去の入試データ等を元に歩留まり予測のシミュレーションを行ったうえ（根拠資料5-13）で合否判定案が検討され、原案が作られる。学長、入試部長を中心とした運営委員会構成員と各学科入試部委員からなる「拡大入試委員会」を開催し、前述の資料をもとに合否判定案が検討され、原案に修正すべき点がないかを確認し、必要に応じて修正を加えた後、最終的な合否が確定する。

【大学院研究科】

大学院研究科の入学者選抜では、学長が入試委員長となり、各研究科委員会にて入試委員が選出されている。教育支援課が実施における運営主体を担い、入試委員長が最終的な責任を負っている。

入学者選抜を実施するにあたっては、実施要項を教育支援課が作成し、研究科委員会の審議及び承認を得て決定される。入試ごとに行われる合否判定では、入試終了後、研究科ごとに入試委員が個々の受験者の筆記試験および口述試験の結果をまとめた合否判定のための資料を作成する。その後、各研究科委員会を開催し、合否判定資料に基づき審議の上、必要な修正を加えた後、最終的な合否が確定する。

このように、学部、大学院いずれにおいても、入学者選抜を適切に実施している。

4：公正な入学者選抜の実施

(1) 学生募集

入学者選抜は、その性格上、募集から入学に至るまでのあらゆる過程において極めて高い公正さが求められる。そのため、学部および大学院研究科の各入学試験要項では、必ず、出願期間、選考日、選考結果発表日、入学手続期間、出願資格、選考方法等の入学希望者にとって最も重要な情報を記載している。さらに、大学ホームページでも必要な入試情報を記載しているほか、入学試験要項のPDFを掲載し、ダウンロードを可能にしている。

このように、学部、大学院研究科ともに、入学希望者に対して必要な情報が十分に周知されていることから、考慮に値する特段の理由もなく出願や入学の手続きが期限に間に合わなかった場合には出願や入学を認めないなど、規則に従って厳正かつ公正に対応している。

(2) 入試問題の作成

入試問題の作成では、出題ミス未然防止を重視している。そのため、学部においては、入試科目ごとに複数の作問担当者からなる出題グループを構成し、出題者全員で校正（原則として初校、再校、三校の3回）を行ったうえで、科目ごとに決められた監査担当者が、試験内容が適正であるか、校正にミスがないかを最終確認している。さらに科目ごとに出題者の中から責任者を選び、入試問題のとりまとめ、校正、採点、および試験後の模範解答の公表や解説（学部の場合）に至るまでのすべてのプロセスにおいて責任を負うことを明確にした体制を整えている（根拠資料5-14）。

なお、適切な入試問題作成のためには第三者による客観的な視点が必要であると考え、一般選抜については、2000年度より毎年、入学試験終了後に、入試問題および各問の正答率をもとに外部の教育研究機関に出題範囲と難易度が適切かどうかの評価を依頼している。その結果を毎年、各科目の作問責任者および作問者にフィードバックすることで、良問を作るための不断の努力を続けている。

大学院研究科の入試問題作成は、研究科委員会において問題作成担当者を選出し、教育支援課で管理している。問題作成担当者は過去に出題済の入試問題を参照し、類似性の高い問題を作成しないように注意を払っている。作成担当者は校了となるまで教育支援課との間で校正を行い、作成担当者の校了後は各研究科長による最終確認が行われる。

(3) 選考方法

年内に行われる学部の入試〔①学校推薦型選抜の指定校制推薦、公募制推薦、②総合型選抜の課題解決（講義方式・小論文方式）、アンバサダー、英語特別、③スポーツ推薦、④クリスチャン推薦〕については、2021年度入試より、本学独自の様式による「自己カタログ」の提出が導入され、自己カタログに基づいた面接を行うことで、入学希望者の高校在学時の主体性、協働性等も評価対象として点数化することを可能にした。また、それぞれの入試において、口頭試問、小論文、グループディスカッション、プレゼンテーション等の課題を提示し、学力の3要素について審査する。審査や面接においては複数の評価者を配置し、あらかじめ定められた評価項目ごとに一定の評価基準に従って評価する形をとり、評価基準の明確化を図るとともに、評価の客観性確保に努めている。（根拠資料5-1）。

大学院研究科の入試は、①一般入試、②社会人入試、③留学生入試が行われている。各入試において、筆記試験および、研究計画書に基づいた面接試験を行い、知識、学力、意欲、および研究の可能性について評価を行う（根拠資料5-15）。

(4) 採点方法

学部の各入試の記述問題を採点する際には、受験者ごとに必ず複数の採点者で当たるようにし、得点集計においても、複数の採点者による確認後、さらに、事務職員も重ねて確認することにより、採点・集計ミスの防止に努めている。

5：公平な入学者選抜の実施

(1) 障がいのある入学希望者に対する配慮

障がいのある入学希望者に対する支援については、2015年3月に大学教授会で承認された「障害のある学生への修学支援の基本方針」（根拠資料5-16【ウェブ】）に基づき、在学生と同様、入学希望者に対しても、本学のオリーブデスク（障害学生支援室）と入試・広報課が連携して、出願から受験、入学手続きまで一貫した配慮を行い、公平な入学者選抜の機会を提供している。

【出願時】

障がいや怪我等により受験上特別な配慮が必要であると申し出があった場合、入試・広報課がオリーブデスク（障害学生支援室）と連携して対応している。専門的な対応・面談が必要な場合は、オリーブデスクの専門職員と入試・広報課職員による面談の場を設け、大学として可能なサポート体制等について説明するとともに、入学希望者側の具体的な要望や不安を聞き取っている。相談体制については、大学ホームページ上に案内を出して周知しているほか、オープンキャンパスや学内で開催される入試相談会でも相談ブースを設け、相談しやすい体制を整えている。具体的な対応事例としては、障がいや怪我の程度に応じて拡大文字による受験、補聴器の使用や文書による説明事項の伝達、別室受験、車での来校等を認めている。

【入学手続時】

合格者に配付される入学手続要項の中でも、健康面や学習面で入学後に特別な配慮を希望する者は、事前相談を申し出ることを記載している（根拠資料5-1）。

合格者が面談を希望した場合の手順は出願時と同様である。

受験時、入学時の面談を通して入学希望者は、大学のサポート体制を十分理解・納得し

たうえで入学することができる。これはミスマッチの防止につながるだけでなく、大学としても事前にある程度受け入れのための学内体制を整えることができるというメリットがある。

(2) 社会人に対する配慮

本学では、社会的に豊かな経験を有し、勉学意欲旺盛な社会人を受け入れることを目的として、一般選抜とは別枠で、社会人を対象とした受験機会を設けている。大学院修士課程・博士前期課程には「社会人入試・シニアコース」があり、入学希望者が受験勉強から長期間遠ざかっていることに配慮して、一般入試では必須の英語の筆記試験を免除し、社会人としての経験や学習意欲を重視する選考方法をとっている(根拠資料5-17【ウェブ】)。また就業、家事、育児、介護等に当たるため修学・研究の時間が制限される者に向けて、2年間の修業年限を3年または4年に延長して在学できる「長期履修制度」(根拠資料5-18【ウェブ】)を一部の研究科で採用している。本学では、全ての研究科において、社会人学生が在籍者の半分以上を占め、特に政治政策学研究科、心理福祉学研究科では、80%以上が社会人となっている(根拠資料5-19【ウェブ】)。

(3) 外国人留学生に対する配慮

外国人留学生に対しては、入試・広報課では、大学見学に訪れた外国人受験生の様子や受験生の入試結果の結果などを、入試・広報課職員が日本語教育機関に電話や訪問にて伝え、その後の入試対策や不合格者への再受験の助言、合格者への日本語指導の参考にしてもらうなど、丁寧な情報発信で日本語教育機関との良好な関係を築くことを努めている。

外国人留学生の受け入れに関しては、学部では留学生入試を設定し、複数回実施している。試験は、作文と漢字による日本語試験と日本語による面接試験の2段階で選抜される。2013年度より指定した日本語学校からの推薦を受け入れる指定校推薦入学制度も設けている(根拠資料5-20)。

また、大学院研究科修士課程・博士前期課程でも、一般入試とは別枠の留学生入試が設定されている。日本語能力試験または日本留学試験において規定以上の成績を修めた者には、入学試験のうち英語科目を免除することも行っている(根拠資料5-3【ウェブ】)。

(4) 帰国生徒等に対する配慮

学部では、帰国生徒の海外での経験や優れた語学力等を評価するため、一般選抜とは別枠で受験機会を設けている(根拠資料5-21【ウェブ】)。

(5) 編入学者に対する配慮

学部の編入学(2年次および3年次)では特に定員を設定せず、毎年若干名を募集している。編入学には、一般編入学のほか、特定の短期大学等に限定した指定校推薦編入学がある。小論文と面接、またはレポートと面接によって、編入学先の学科や年次にふさわしい知識と能力を有しているかを測っている(根拠資料5-21【ウェブ】)。

以上、1から5で述べたように、本学では、入学者選抜における募集、実施、採点および合否判定の全ての段階において、公正・公平に実施するための制度や運営体制を整備し、適切に運営している。その結果、本学の『理念』に共感し、神から与えられた固有の賜物を人間形成的に、学問的に本学で開花させたいと願う志望者を種々の選抜方法により、受け入れ、あるいは見出して行く」というアドミッション・ポリシーに沿った多様な学生の

受け入れを実現している（根拠資料2-14【ウェブ】）。

点検・評価項目③：適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

評価の視点1：入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理

- ・入学定員に対する入学者数比率（【学士】【学専】）
- ・編入学定員に対する編入学生数比率（【学士】【学専】）
- ・収容定員に対する在籍学生数比率
- ・収容定員に対する在籍学生数の過剰・未充足に関する対応

1：入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理

【学部】

2018年度より入学定員が600名から540名になり、2020年5月1日時点での在籍者数は2,249名（留学生356名）となっている。収容定員2,220名に対する充足率は101.3%である（大学基礎データ表2）。

入学定員が600名だった2012年度、大学全体の入学者数は607名であったが、3学科で定員割れとなった。2013年度には4学科が定員割れとなり、入学者総数556名で、開学以来、初めて入学定員に充たない事態となった。2014年度より2学科体制であった政治経済学部を政治経済学科1学科に改組する方針を打ち出した（根拠資料5-22）。

また、2012年度より新設された人間福祉学部こども心理学科は、その専門性において、既存の人間福祉学部児童学科や、それまで心理学科目を多く開講していた人間福祉学部人間福祉学科との差別化が曖昧であったため、特別支援学校教諭一種免許状の取得が可能であったにもかかわらず十分な入学者を得ることができず、2017年度を最後に、募集を停止することとなった（根拠資料5-23）。

2018年度には、人間福祉学部人間福祉学科とこども心理学科の募集を停止し、新規に設置した心理福祉学部1学科体制の心理福祉学科を開設した。同学科では、人間福祉学科の社会福祉士・精神保健福祉士国家試験受験資格に加え、2017年施行の公認心理師法に基づく公認心理師国家試験受験資格（学部段階）のための科目を併設することとし、近接する多領域の専任教員を配置した（根拠資料5-24）。

これにより、対人援助に興味関心がありつつも進路希望を明確に特定できない志願者にも配慮し、1年間は多様な学問領域に触れながら、自身の志向を洞察することのできる猶予を持たせたカリキュラム設定が可能となった。

また、人間福祉学部児童学科を募集停止し、人文学部児童学科を設置し、人間福祉学部こども心理学科に課程認定されていた特別支援学校教諭一種免許状を小学校教諭一種免許状と合わせて取得できるように人文学部児童学科において課程認定を受けることで、カリキュラム上の不具合が修正され、社会的な要望に沿う、専門性の高い教員養成を可能とした。さらに入試・広報課による積極的な広報戦略が功を奏したこともあって、5年間の定員割れ状態が解消されることとなった。2019年度からは全学科で定員を充足している（下記参照）。

学科ごとの入学者数は以下の表の通りであるが、入学者選抜制度ごとの募集人員は、毎

年の入試状況に応じて、適宜見直しを行っている。

(過去5年学科別入学者推移)

※2018年度に改組を行ったため、5年分を2つに分けて標記

学部名	政治経済学部	人文学部			人間福祉学部		合計
学科名	政治経済学科	欧米文化学科	日本文化学科	児童学科	こども心理学科	人間福祉学科	
定員数	160	80	80	100	80	80	580
2016年度入学者	158	45	75	60	28	30	396
2017年度入学者	202	51	79	60	42	62	496

学部名	政治経済学部	人文学部			心理福祉学部	合計
学科名	政治経済学科	欧米文化学科	日本文化学科	児童学科	心理福祉学科	
定員数	160	80	80	100	120	580
2018年度入学者	204	85	126	70	131	616
2019年度入学者	220	106	99	114	146	685
2020年度入学者	178	95	104	104	135	616

2016年度には特に大きく定員数を割り込むことになったが、学内における改組や定員数の見直しなどの自助努力と、大規模大学の定員超過抑制などの外的要因によって、2018年度にはほぼ回復することができた。児童学科だけは定員に充たなかったが、日本文化学科では定員の1.57倍と大きく超過することとなってしまった。人文学部全体としては1.08倍に収まったが、大規模校の定員厳格化が本学の歩留まり率に大きな影響を与えていることが確認された。2019年度からは全学科で定員充足しているが、2019年度は、一般選抜の受験者数が予想以上に増加したこともあり、歩留まり率の読み違いによって、1学部1学科の政治経済学部政治経済学科で入学定員の1.37倍という大きな超過が生じてしまった。2018年度の人文学部日本文化学科、2019年度の政治経済学部政治経済学科の定員超過を招いた原因を分析したうえで、その年度の入試動向を慎重に見極めながら、精度の高い歩留まり予測をしていくことの重要性を改めて確認した。

【大学院研究科】

大学院研究科修士課程・博士課程では、「聖学院大学大学院学則」第4条に、入学定員・収容定員を次のように定めている（根拠資料1-18）。

(研究科名)	(課程)	(入学定員)	(収容定員)
政治政策学研究科	修士課程	10名	20名
文化総合学研究科	博士前期課程	5名	10名

文化総合学研究科	博士後期課程	5名	15名
心理福祉学研究科	修士課程	10名	20名

大学院研究科については、各研究科専攻とも設置以来現在に至るまで、入学定員および収容定員に増減はない。政治政策学研究科は各年度順調に定員を満たしている。税理士試験の一部科目が免除される大学院としての長年の指導実績が、税理士を目指す志願者を集めることにつながっていると分析される。文化総合学研究科および心理福祉学研究科は長期的に充足率が下がりつつある。心理福祉研究科は2020年度より「公認心理師」を目指す者のためのコースを新設し、第一期の入学者があった。今後の志願者の動向を注視したい。大学院においては定員の充足率のみを重視するのではなく、学習意欲の高い、社会に貢献できる人材を育成するためのさらなる環境整備を目指す。

点検・評価項目④：学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。

また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

評価の視点3：COVID-19への対応・対策

1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

2：点検・評価結果に基づく改善・向上

3：COVID-19への対応・対策

入試部会がアジェンダ（年度事業計画）（根拠資料 5-26）、各種入試の受験生数、合格者数、入学者数等をもとに、各年度末に入試結果を点検・評価し、それを翌年度の入試に反映させている。具体的には、2019年度（2019年度入学者）入試において学部定員の1.3倍を超過してしまった原因を精査し、2020年度入試はこれまで以上に定員管理を厳格に行った。留学生入試に関しては、選考の正確性の向上とより公正な審査のため、これまで同日に行われていた記述試験と面接試験を2021年度から別日程に設定し、時間的に余裕を持った形で実施した。

一般選抜については先述の通り、2000年度より毎年、入学試験終了後に入試問題および各問の正答率をもとに外部の評価機関に難易度と範囲等が適切であるかについて評価を依頼している。これを各科目の作問責任者および作問者に情報を戻し、良問化への努力をしている。

文部科学省が推進する入試改革に伴い、本学では2017年度より改革案策定に着手し、2018年度に「方針」の概要を立案、本学ホームページにて「2年前予告」を掲示し、2019年度秋に学内広報としての「新入試に向けてのガイドブック概要/運用方法」を作成した（根拠資料 5-27）。その方針に基づき、2021年度入試が実施される予定であったが、その後の文部科学省の方針変更（「共通テスト」における英語外部試験導入の中止ならびに記述式問題導入の中止）、さらには新型コロナウイルス感染症の蔓延という不測の事態に遭遇し、新入試制度は、特に運用面における見直しが迫られた。また、再度の文部科学省通知（2020/6/19付）（根拠資料 5-28【ウェブ】）に基づき、入試日程においても再考せざるを

得ないこととなった。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、各入試の試験日前日までと試験日当日のそれぞれに、大学ホームページ上で受験生に注意喚起を促している（根拠資料5-29【ウェブ】）。

試験当日には、試験会場入口、試験実施教室、面接教室にそれぞれ速乾性アルコール製剤およびアルコール除菌シートを設置するとともに試験会場の消毒を実施し、手指消毒と検温も実施している。また、座席の間隔を空け、換気を行うほか、面接でも教員と受験生の間に十分距離を取り、飛沫防止パネルを設置して対応している。さらには、指定校推薦入試の実施に際しては、学バスの混雑を避けるため、受験生の集合時間を数グループに分けた。

総合型選抜のうち、課題解決型とアンバサダー型は本学にとって新しい選抜方式であり、2021年度入試の結果が出揃ってから改めて検証する必要があるが、これまで毎年行ってきたように、各学科の入試部委員からの意見を部会で吸い上げ、大学教授会に上申する形で、入試種別の受験生数、合格者数、入学者数の分析、選抜方法の適切性等の評価を行い、改善につなげていく。これらの評価、改善は、2021年度から行う入学者選抜（学生の受け入れ方針、入学者選抜、在籍学生数の定員管理）に関する自己点検・評価（内部質保証システム）の一環として行われる。

また、新入生アンケートにより、志望理由が本学の教育と合致しているかの確認を行っている。このアンケート調査結果に基づき、新入生の指導方針の調整や入学者選抜の見直しを行っている（根拠資料 5-30）。

2. 長所・特色

本学は、アドミッション・ポリシーに掲げた「『理念』に共感し、神から与えられた固有の賜物を人間形成的に、学問的に本学で開花させたいと願う志望者を種々の選抜方法により、受け入れ、あるいは見出して行く」（根拠資料 5-27）入試を実現するために、様々な選抜方法を志望学生に提供するという特色を有している。そのために手間を惜しまず、留学生や障がいのある学生、社会人などの個別事情にも細かく配慮した対応を図っている。その対応は選抜方法や入試機会の複数回の提供、入試会場での対応、および頻繁な情報発信や複数回の入試相談会の開催など多岐にわたる。都内大規模大学の入学定員厳格化という外在的要因があったのは確かだが、こうしたきめの細かい入試対応が入学定員回復の一助となった点は否定できず、それゆえ、長所だと言えるだろう。

3. 問題点

入学希望者が入学前に修得しておくべき知識等の内容・水準等については、2021年度入試から入試要項に具体的に記載しているが、アドミッション・ポリシーそのものに明記するには至っていない。

入試制度の大幅な改革、新型コロナウイルス感染症など受験生を取り巻く環境が変化する中、教職協働により柔軟に対応することが継続的な課題である。

4. 全体のまとめ

本学はアドミッション・ポリシーを適切に定め、大学ホームページを通じて広く一般に公表している。その性質上、極めて厳正であるべき入学者選抜においては、規程で明確に位置付けられた運営体制のもと、公正、かつ適切に学生の受け入れを行ってきた。さらに、障害のある入学希望者に対する受験上の配慮をはじめとして、社会人、帰国生および外国人留学生の受け入れ、編入学等、様々な背景を持った入学希望者にも公平に受験機会を提供し、社会的要請にも十分配慮している。また、これらの制度や取り組みがアドミッション・ポリシーに照らして適切であるかどうかについても、毎月開催される入試部委員会で各学科からの意見・要望を汲み上げつつ、審議内容を大学教授会に上程する手続きを踏んで、定期的に点検・評価し、その結果を改善へとつなげる努力を続けている。

入学定員に対する入学者数、収容定員に対する在籍学生数については、一時期、定員を割り込む事態に陥ったものの、その原因を分析し、必要な改組や定員の見直し、積極的な広報努力等で、危機的状況を回避することができた。しかし、入試動向を正確に読み解くことは難しく、定員超過に気をつけながら、全学科定員確保を維持し、定員の適正な管理を続けていくためには、一層の努力が必要である。

18歳人口が急速に減少へと向かっていく中、「一人を愛し、一人を育む」というタグラインを掲げた本学は、入学前の出会いの瞬間から教育が始まるという考えのもと、一人ひとりの入学希望者と向き合い、アドミッション・ポリシーに則って入学者を受け入れ、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーに沿った教育によって、本学が理想とする人材を育て、社会へと送り出していくことを使命と考えている。

第6章 教員・教員組織

1. 現状説明

点検・評価項目①

大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学として求める教員像の設定

・各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等

評価の視点2：各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

1：大学として求める教員像の設定

本学が求める教員像は、「聖学院大学の理念10か条」により明示されていることをはじめ、建学の理念・目的に則り、諸規程（「聖学院大学学則」「聖学院大学大学院学則」「聖学院大学本務教員就業規則」「聖学院大学 教員任用規程」および「聖学院大学教員昇任規程」）により明示されている（根拠資料1-3【ウェブ】、1-25【ウェブ】、1-26【ウェブ】、6-1、6-2、6-3）。

「聖学院大学の理念10か条」（根拠資料1-3【ウェブ】）およびディプロマ・ポリシーに基づき、2016年12月14日、大学教授会において教員人事を含む「求める教員像と教員組織の編成方針」を審議了承した。また2017年より教員の教育研究等業績評価を開始して、教育・研究・社会貢献等の項目において、あるべき教員像に基づく評価を行っている。この方針をUNIPAのファイルカタログに掲載し、学内に周知するとともに、本学のホームページの「各種方針」の中で公表している（根拠資料6-4【ウェブ】）。

2018年には中長期計画「SEIG-VISION 2018-2023」を策定し、現3学部5学科制、3研究科を維持していくこと、必要教員数を維持すること、将来の少子化に備えることなどを決定するとともに、教員の資質向上とその施策を公表している（根拠資料1-38【ウェブ】）。

2：各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針の適切な明示

【分野構成】

「求める教員像と教員組織の編成方針」（根拠資料6-4【ウェブ】）を踏まえ、学部に関する各学科は、それぞれの個性を活かし、以下の方針のもと、教員編成を行っている。

政治経済学部政治経済学科では教員組織を、「社会科学全般にわたる幅広い学識を身につけ、社会の多様な問題を総合的・多角的に理解・把握できる能力」を養成するというディプロマ・ポリシーの実現を目指した編成として構築している。すなわち、「政治学系」「法学系」「経済学系」「経営学系」「社会学系」「情報学系」という社会科学の6分野の枠組み、および、「公務員対策プログラム」を設定し、専門分野の偏りが生じないようにバランスに配慮した教員構成となっている。

さらに、女性が少数となりがちである社会科学分野のジェンダーバランスに配慮した教員編成となるよう努めている。その構成は、聖学院大学政治経済学部のホームページにおいて公表されている（根拠資料6-5【ウェブ】）。

人文学部欧米文化学科では教員組織を、いわゆる人文学諸分野の専門教員に英語教育の専門教員を加える形で築いている。具体的には、英語教育はアメリカ英語を中心とし、人文学諸分野は「思想、歴史、文学」（いわゆる「哲・史・文」）を軸として、その中でアメリカとヨーロッパの双方を重視し、特にヨーロッパの文化的な核として、英・仏・独に重きを置いている（根拠資料 6-6【ウェブ】）。

人文学部日本文化学科は、人文学を構成する分野「哲・史・文」を軸として、日本文化学を展開する専門教員を配置するとともに、教職課程・日本語教員養成課程・社会調査士等の資格課程を支える専門教員によって教員組織を編成している。学科のカリキュラムに従って設定された専門領域としての「文学・語学」「歴史・思想」「文化・比較文化」の3つの分野に構成し、教員の配置も計画的に行っている（根拠資料 6-7【ウェブ】）。

人文学部児童学科では、学科の教育課程を構成する6つの領域に即した教員組織を編んでいる。具体的には、保育・教育、特別支援教育、心理、キリスト教教育、児童福祉、児童文化を専門とする教員から成る。特に保育・教育領域には、幼児から学童にわたる多様な子どもの保育・教育を研究する教員を置いている。子どもの存在に着目する教員、子どもを学び育てる方法論を研究する教員、子どもを取りまく環境や文化を考究する教員の各々が、児童学の学問姿勢を共通理解とすることを教員組織の編成方針としている。同時に、児童学科が備える幼稚園・小学校・特別支援教職課程および保育士資格課程の科目担当にふさわしい研究・教育業績を備えた教員を配置している（根拠資料 2-21【ウェブ】）。

心理福祉学部心理福祉学科の教員組織は、旧人間福祉学部こども心理学科の一部教員および人間福祉学科教員で構成されている。福祉学分野は、キリスト教精神に基づく「福祉のこころ」の醸成を基盤としつつ、原論をはじめ、貧困・高齢・障害・児童などの領域別に理論と実践の双方の教育を可能とする各専門教員を配置し、心理学分野は、臨床心理・発達心理・社会心理・精神分析など、臨床系、非臨床系の多領域を網羅する専門教員を配置している。いずれも現場実務経験を有する教員を加えることで、座学と現場における実習を組み合わせた総合的な知識と実践力の教育に力を注いでいる（根拠資料 2-21）。

前述の「求める教員像と教員組織の編成方針」（根拠資料 6-4【ウェブ】）は大学院を含めた大学全体の方針である。各研究科の編成方針は以下の通りである。

政治政策学研究科は、本法人が学校法人聖学院寄附行為第3条にて定める「目的」（根拠資料 1-1）と聖学院大学の理念において規定する「教員像」（根拠資料 1-3【ウェブ】）を共有し、その教員組織を、「問題の発見や解決策の立案などに関する専門知識および幅広い教養と豊かな精神を高め」る（ディプロマ・ポリシー）ことを可能とするよう、「政治・政策分野」「税法分野」「経済・経営分野」「地域共生分野」という4つのカテゴリー（カリキュラム・ポリシー）から編成している（根拠資料 1-19 pp. 18-19、6-8【ウェブ】）。また、実践的に高度の専門性を要する職業（特に税理士）に必要な能力を養成するため、「税法分野」には、専門研究者だけではなく高度の実践的専門性を備えた実務家教員を配置している。その構成は、大学院ホームページで公表している（根拠資料 6-9【ウェブ】）。

文化総合学研究科は、アメリカ文化、ヨーロッパ文化、キリスト教文化、日本文化等人文学諸分野を専門とする教員により、新しい文化総合学の教育と研究を実現するための組織編成を行っている。アメリカ・ヨーロッパ文化の根源にあるキリスト教の深い理解の上に立ちキリスト教に淵源する普遍的な文化的価値を踏まえつつ、異なる文化的価値をも視

野に入れたうえで現代の文化的諸価値を総合し統合することを目指している(根拠資料 6-10【ウェブ】)。

心理福祉学研究科は、名称変更前の人間福祉学研究科と同様に、現代社会の要請に応えるべく「共生社会」「心理学」「対人援助」「文学・教育」の研究分野を設け、各科目群に対して適切な教員を配置し、それぞれの特質を活かした教育研究と指導を行っている。教員組織は、学部・研究科の研究教育の連続性や一貫性を重視し、学部の専任教員のうち大学院研究科での教育に適する者を積極的に登用している。

【各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等】

各教員の役割については、「聖学院大学の理念」第7条、第8条に定めるとともに、「聖学院大学本務教員就業規則」第6条および別表1において、教員の職務を定めている(根拠資料 6-1)。

学長は、「聖学院大学学則」第5条第3項に定める通り、全ての校務について、本学としての最終的な決定を行う権限を有し、その責任を負っている。全ての校務とは、大学教授会、学部教授会又は研究科委員会の意見を聴くものとして学則に定められた事項や、先の会議、委員会に委任した事項である(根拠資料 1-25【ウェブ】)。

大学は「聖学院大学学則」第6条に定める通り大学教授会および学部教授会を置き、教育研究上に関する事項について審議し、学長に意見を述べる。また、大学教授会および学部教授会の議題および議事に関する事項について審議する機関として運営委員会を置いている。さらに、各学科の教育課程の編成、教員配置等を円滑に行うことを目的とする学科会を置いている。なお大学教授会は、「大学教授会規程」第2条に定める通り、学長、大学チャプレン、学部長、学部チャプレン、基礎総合教育部長、学科長および専任の教授をもって組織されているが、准教授、助教および学長が必要と認めるその他の教職員を加えた全学的な教授会として毎回開催されており、大学の方針・決定については常に教員と共有されている(根拠資料 1-25【ウェブ】)。

大学院は「聖学院大学大学院学則」第8条に定める通り各研究科に研究科委員会を置き、学長が学生の入学および課程の修了、学位の授与およびその他の教育研究に関する重要な決定を行うにあたり、これを審議し意見を述べるものとしている。

大学教授会をはじめとする各会議は諸規程に則り、役割分担と責任の所在を明確にするとともに、学長企画会議を始めとする役職者による会議等を通じて連携を図っている(根拠資料 6-11)。

学部長および研究科長は、「管理者選出規程」(根拠資料 6-12)に基づき選出されている。学部長は、学部教授会構成員の意見聴取をもとに、理事会が設置した学部長選考委員会により選定され、理事会に上申され、理事会において審議決定がなされる。大学院の研究科長は原則として学部長が努めているが、大学院の諸事項については、研究科委員会等の審議を経て学長がその責任で決定する。

点検・評価項目②

教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

評価の視点1：大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数

評価の視点2：適切な教員組織編制のための措置

- ・教員組織の編成に関する方針と教員組織の整合性
- ・各学位課程の目的に即した教員配置
- ・国際性、男女比
- ・実務家教員の適正な配置（【学専】【院専】）
（研究能力を併せ有する実務家教員の適正な配置【学専】）
- ・特定の範囲の年齢に偏ることのないバランスのとれた年齢構成への配慮
- ・教育上主要と認められる授業科目における専任教員（教授又は准教授）の適正な配置
- ・研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置
- ・教員の授業担当負担への適切な配慮

評価の視点3：教養教育の運営体制

1：大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数

聖学院大学全体の専任教員数は92人であり、学部の専任教員数は90人（総合研究所専任教員1人を含む）、大学院研究科の専任教員は2人である。これは大学設置基準上の必要専任教員数である67人を上回っている。学部の専任教員数は、政治経済学部18人、人文学部35人、心理福祉学部12人、人間福祉学部10人、基礎総合教育部14人となっている（大学基礎データ表1）。

大学設置基準という最も基本的な方針に定められた教員数を遵守したうえで、学科に関しては原則入学定員10人あたり1人の専任教員を目安としている。ただし、少人数教育を謳ってきた本学としては、資格認定条件との兼ね合いから、最低の必要教員では十分な教育研究が行き届かないと考え、8-9人あたり1人としてきた。

各学科の内訳は、政治経済学部政治経済学科18人（入学定員160人）、人文学部欧米文化学科10人（入学定員80人）、人文学部日本文化学科12人（入学定員80人）、人文学部児童学科13人（入学定員100人）、心理福祉学部心理福祉学科12人（入学定員120人、3年次編入20人）、人間福祉学部児童学科5人、人間福祉学部こども心理学科4人、人間福祉学部人間福祉学科1人（人間福祉学部は募集停止）の専任教員を配置している（大学基礎データ表1）。

各研究科については、各学部学科からの適格者によって構成されており、政治政策学研究科修士課程9人（入学定員10人）、文化総合学研究科博士前期課程8人（入学定員5人）、文化総合学研究科博士後期課程6人（入学定員5人）、心理福祉学研究科修士課程23人（入学定員10人）となっている（学部との兼務教員を含む）。なお大学院専任教員は政治政策学研究科1人、文化総合学研究科1人である。

2：適切な教員組織編制のための措置

・教員組織の編成に関する方針と教員組織の整合性

教員組織の編成については、理事会の意を受け、大学全体の「求める教員像と教員組織の編成方針」（根拠資料6-4【ウェブ】）、および大学全体の方針をふまえた学部学科の

方針のもと、学長企画会議、運営委員会において分野の偏り等を検討し、同時に学部、研究科での討議において分野の要不要を検討することとしている。

全学的な方針として2016年度以降、専任教員（特任を含む）の担当科目を追加・変更する際には、授業科目と担当教員との科目適合を審議している（根拠資料6-13、6-14、6-15）。

それによって、各学科の編成がディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーから逸脱しないように配慮されている。具体的には、専任教員が翌年度に新たな科目を担当することに関して、学部については学科会で授業科目と担当教員との適合性を協議、確認し、学部教授会で承認する。大学院については、研究科委員会で授業科目と担当教員との適合性を確認、承認するように、科目適合性に配慮している。

大学院では、「聖学院大学大学院 教員資格審査内規」（根拠資料 6-16）を 2019 年度に施行し、学位課程の目的に即した教員配置への対応を行っている。大学院担当教員の資格を、(1)修士課程において授業科目を担当し得る教員、(2)修士課程において授業科目及び研究指導を担当し得る教員、(3)博士課程において授業科目を担当し得る教員、(4)博士課程において授業科目及び研究指導を担当し得る教員の 4 種とし、資格審査方法、資格審査基準などを明確にしている。

各研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置も実施している。それらは「聖学院大学大学院 教員資格審査内規」に基づいており、教員の授業担当負担への適切な配慮と併せて、持ちコマや報酬の点での改善という形で実現している（根拠資料 6-17）。

2017年の65歳定年制の導入によって一時的に分野のバランスが崩れたが、その後の充足によって分野、男女比、年齢構成、実務家教員の配置など、教員組織の編成に関する方針と教員組織の整合性は概ね良好である（基礎データ表 5）。

・各学位課程の目的に即した教員配置

2020年度時点での政治経済学部政治経済学科の専任教員18人は、教授 9 人、准教授 7 人、講師 1 人、助教 1 人から構成され、基準数14人（うち教授数 7 人）を満たしている。6つの学問領域（政治学 3 人、法学 1 人、経済学 2 人、経営学 3 人、社会学 1 人、情報学 3 人）および「その他 5 人」（キリスト教、まちづくり学、公務員対策、日本語）という専門分野ごとに教員を配置している（大学基礎データ表 1）。

同様に人文学部各学科の教員構成は以下の通りである。

人文学部欧米文化学科の教員は 10 人（教授 6 人、准教授 3 人、助教 1 名）となっており、「グローバル・コミュニケーション」領域に 6 人、「異文化理解・文化表現」領域に 4 人を配置している。

人文学部日本文化学科の教員は12人（教授 8 人、准教授 4 人）となっており、「歴史・思想系統」が 5 人、「文学・語学系統」が 5 人、「文化・比較文化系統」が 2 人であり、系統ごとの人員配置に関しては適切な構成となっている。

人文学部児童学科の教員は 13 人（教授 6 人、准教授 3 人、講師 3 人、助教 1 人）となっており、「保育教育」7人、「特別支援教育」2人、「心理」1人、「キリスト教教育」1人、「児童福祉」1人、「児童文化」1人の各領域に、専門教育を受けた人材を配置している（大学基礎データ表 1、根拠資料 1-14【ウェブ】）。また、児童学科においては、資格・教職課程の必要教員数に沿ったバランスの良い教員組織の構築に留意し、保育士・幼稚園教諭・

小学校教諭の育成に寄与する実務家教員を配し、かつディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを担えるキリスト教的人間理解に根差した児童理解を共有できる教員組織の形成に努めている。

心理福祉学部心理福祉学科の教員は12人（教授8人、准教授3人、助教1人）となっており、福祉系統8人、心理系統4人となっている。

2018年度の改組前となる2017年度人間福祉学部児童学科においては、14人（教授5人、准教授3人、助教1人、講師5人）、こども心理学科は11人（教授6人、准教授1人、助教1人、講師3人）、人間福祉学科は10人（教授5人、准教授2人、助教3人）となっていた（根拠資料6-18【ウェブ】p.46、p.50）

大学院政治政策学研究科の専任教員9人は、研究指導教員6人（うち教授4人）と研究指導補助教員3人を配置することで基準数を満たし、適切に編成されている。そのほかに税法分野における高度の専門性を備えた実務家教員を非常勤講師として3人配し、専任教員がコーディネートすることで適切な連携のとれた高等教育が実施されている。

文化総合学研究科の専任教員数は8人であり、研究指導教員6人（全て教授）と、研究指導補助教員2人を配置し、アメリカ文化学、ヨーロッパ文化学、キリスト教文化学、日本文化学に専任教員を配置し適切に編成されている。

心理福祉学研究科の専任教員数は23人であり、研究指導教員12人（うち教授11人）と、研究指導補助教員11人を配置し、適切に編成されている。

心理福祉学研究科の前身である人間福祉学研究科は、2006年度開設当初の特徴として、人間学を基礎に据えて「社会福祉」「心のケア」「発達支援」「医療・福祉政策」の4つのコースを設け、社会の要請に応える質の高い人間福祉を探究すべく教員を組織していた。現在は「共生社会」「心理学」「対人援助」「児童学」の研究分野を設け、各科目群に対して適宜に教員を配置し、それぞれの特質を活かした教育研究と指導を行っている。

・国際性、男女比

・特定の範囲の年齢に偏ることのないバランスのとれた年齢構成への配慮

大学の年齢構成は「大学基礎データ」表5に示す通りであり、定年65歳導入によって、比較的若い層の割合が増えている。

政治経済学部政治経済学科は、2013年度以前の年齢構成に偏りがあったため、新規任用では順次若手の採用を行った（2018～2020年度に40代以下を3人新規任用）結果、2020年度は60歳以上の教員6人、50～59歳の教員が7人、40～49歳の教員3人、30～39歳の教員2人となっており、年齢構成の偏りは減じつつある。

人文学部欧米文化学科は60歳以上の教員3人、50～59歳の教員が2人、40～49歳の教員4人、30～39歳の教員1人となっている。人文学部日本文化学科は60歳以上の教員4人、50～59歳の教員が3人、40～49歳の教員5人と比較的偏りが無い。人文学部児童学科は60歳以上の教員5人、50～59歳の教員が4人、40～49歳の教員2人、30～39歳の教員2人と比較的高齢教員の割合が高い。教育内容の継承に関わる課題等への対策としては、若手・中堅教員により、総合的なカリキュラム把握とマネジメントを実施するとともに、定年退職者の後任として若手教員の採用を進めている。（根拠資料1-14【ウェブ】、大学基礎データ表5）。

心理福祉学部心理福祉学科は60歳以上の教員4人、50～59歳の教員5人、40～49歳の教

員 2 人、30～39歳の教員 1 人となっている。

政治政策学研究科は年齢構成から見ると、教授 7 人のうち、60～69 歳が 3 人、50～59 歳が 4 人、准教授 2 人は 40～49 歳と、やや若手の層が不足している。文化総合学研究科は、60 歳以上が 4 人、50～59 歳が 3 人、40～49 歳が 1 人となっており、高齢教員の割合が高い。心理福祉学研究科は、60 歳以上が 7 人、50～59 歳が 16 人、40～49 歳が 8 人、30～39 歳が 2 人となっており、比較的バランスのとれた年齢構成になっている(基礎データ表 5)。

大学全体(大学院含む)の男女比は男性 58 人、女性 33 人(約 2 : 1)となっている(根拠資料 6-19)。

政治経済学部政治経済学科の男女比は男性 13 人、女性 5 人(約 2 : 1)とバランスに偏りが見られることから、2020年度の採用人事(経済学)および2021年度の採用人事(国際法)では、女性優先採用を明示して教員募集を行う等、改善に向けて女性教員の積極的任用を行っている(根拠資料 6-20、6-21)(下記点検評価項目③参照)。

人文学部欧米文化学科は男性 7 人、女性 3 人、人文学部日本文化学科は、男性 9 人、女性 3 人となっている。また人文学部児童学科は、男性 7 人、女性 6 人と(約 1 : 1)となっている。人文学部全体としてはバランスに偏りが見られる。なお人間福祉学部児童学科は、男性 4 人、女性 1 人である。

心理福祉学部心理福祉学科は、男性 6 人、女性 6 人で(1 : 1)ある。なお人間福祉学部こども心理学科は男性 2 人、女性 2 人(1 : 1)であり、人間福祉学科は女性 1 人である。このことから、男女比はほぼ適切である。

国際性について、外国籍の教員は政治経済学科に 1 人、欧米文化学科に 1 人、基礎総合教育部の英語教育(ECA)担当に 1 人となっている。また外国の大学等で学位を取得した教員は 7 人である。

今後も教員組織の国際性に留意するとともに、特定の年齢、性別に著しく偏ることのないように配慮する。

- ・教育上主要と認められる授業科目における専任教員(教授又は准教授)の適正な配置
- ・研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置

教育上主要と認められる授業科目における専任教員の配置について、本学では大学全体、学部学科の教員組織編成方針、およびディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーに基づき、学部教授会で教員資格の審査を行うことで、適正な教員が授業科目を担当している。本学では専門科目の必修科目の専任担当率が政治経済学部政治経済学科 93.0%、心理福祉学部心理福祉学科 98.3%と高く、人文学部においても、欧米文化学科は 66.7%、日本文化学科 85.7%、児童学科 85.7%と高い割合となっている(大学基礎データ表 4)。また学部の専任教員 89 名中、教授または准教授は 72 人である(大学基礎データ表 1)ことから、教育上主要と認められる授業科目における専任教員の適正な配置を行っているといえる。

大学院研究科では学部と同様に、研究科の教員組織編成方針に基づき授業担当教員を選考している。研究科担当教員の資格については、「聖学院大学大学院 教員資格審査内規」に基づき、研究科委員会において審議することで、資格の明確化と適正な配置を行っている(根拠資料 6-22、6-23)。

- ・教員の授業担当負担への適切な配慮

就業規則については、「聖学院大学本務教員就業規則」において、諸法令に則り定めてい

るが、担当科目については、同規則第6条別表1において、大学院の授業を含め、年度の2 Semesterにおいて合計12コマを標準コマ数と定めている。ただし、大学運営委員会の構成員たる役職者にあつては、当該役職の職務の負担を授業2コマ分相当とみなし、授業自体の標準コマ数を合計10コマとするものとし、教員の負担が過重とならないよう留意している（根拠資料6-1）。

評価の視点3：教養教育の運営体制

本学では教養教育に関する全学共通の教育課程として、基礎科目群および教養科目群を開設している。各群の運営は、基礎総合教育部が担当している。基礎科目群のうち、キリスト教関連科目はチャプレン会が、英語科目については英語教育委員会が、第二外国語科目については人文学部欧米文化学科および日本文化学科が、スポーツ科目は専任の担当教員が、キャリア教育科目はキャリアデザイン部が、日本語科目は日本語教育委員会が、図書館情報学課程および社会教育主事課程は社会教育・図書館情報委員会が、教職課程は教職委員会が、それぞれ、開設科目および担当者を検討し、基礎総合教育部で審議し、教務部委員会を経て、大学教授会で決定する。

教養科目群は、各学部の専門分野の科目を他学部の学生が学ぶ方式であったが、2017年度より、教養科目群を、①「人間理解の基盤を学ぶ」、②「社会理解の基盤を学ぶ」、③「自然理解の基盤を学ぶ」の3グループに再編した。また、留学生向けの教養科目も設置し、それに関係する日本語科目も設けることにより、留学生の理解度向上に努めている。具体的な科目および担当者は、基礎科目と同様に基礎総合教育部で審議し、教務部委員会を経て、大学教授会で決定する。

点検・評価項目③

教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

評価の視点1：教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備

評価の視点2：規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

1：教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備

2：規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

教員の募集、採用、昇任については、「聖学院大学教員任用規程」第2条において教員の任用の基準を明示し、第3条で各職務内容を、第4～7条で任用・選考方法について定めている（根拠資料6-2）。また教員の昇任にあつては、「聖学院大学 教員昇任規程」、「聖学院大学教員昇任選考基準」を定め、任期のある教員については「聖学院大学 教員の任期に関する規程」を定めている（根拠資料6-2、6-3、6-24、6-25）。

教員の募集・採用に関して、政治経済学部政治経済学科と心理福祉学部心理福祉学科（人間福祉学部）が独自の取り組みを行っている。政治経済学科では、大学全体の教員の男女比率（2018年度：男62%、女38%）に対する女性比率の低さに鑑み（2018年度：男性76%、女性24%）、2019年度および2020年度実施の「経済学」、「国際法」の教員公募で女性教員

の積極的任用を試みるべく「備考欄」に特記事項を付して募集を行った（根拠資料 6-26【ウェブ】、6-20、6-21）。

また、心理福祉学部心理福祉学科では、対人援助専門職である社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師の国家試験受験資格取得課程を擁するため、いわゆる「実務家教員」に対して、研究業績に加えて実務経験や社会活動といった業績を評価する運用方法を採用している。なお、2018 年度以降は人間福祉学部における教員の募集・採用は行っていないが、心理福祉学部における採用者については、適宜、人間福祉学部の開講科目を担当することとして学部の授業運営に際して配慮している。

大学院研究科担当の教員は主として本学学部教員の内から、「聖学院大学大学院 教員審査資格内規」（根拠資料 6-16）に基づき大学院研究科の授業および研究指導を担当するにふさわしい水準の研究業績を有するか否かを審査しており、学部から独立した選考を行うことで、独自性を保っている（根拠資料 6-2、6-3）。

また、募集に関しては、一般公募を前提としつつ各専門分野の定評のある研究者の紹介や推薦を受ける場合がある。特に心理福祉学研究科では、学部との連携を密にする試みを行っているため、学部教員の研究課題を研究したいと望む大学院生に対し、そのニーズに対応する場合がある。

点検・評価項目④

ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

評価の視点 1：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施

評価の視点 2：教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

1：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施

本学では、「本学教員の教育・研究指導の内容および方法の改善、並びに教職員の大学運営に必要な能力及び資質の向上」を目的として、「聖学院大学FD・SD委員会」を設置している（根拠資料 2-8）。「聖学院教育憲章」のもとに、「求める教員像と教員組織の編成方針」を掲げ、「FD（ファカルティ・ディベロップメント）実施方針」（2020年10月14日制定）に基づき、教育・研究に必要な資質・能力を向上させるためのFD活動を組織的かつ多面的に展開している（根拠資料 1-4、6-27）。

学部では、「全学FD研修会」（2019年度2回）、「非常勤講師FD研修会」（年1回）、「UNIPA勉強会」（2018年度1回、2019年度2回）を実施している。また総合研究所のアクティブ・ラーニング研究とFD・SD委員会の共催する「アクティブ・ラーニング研究会」も開催し、授業の活性化について情報を共有している（根拠資料 4-9、4-10）。

さらに、教育内容・方法に関する優れた取り組みを全学的に共有するための方策の一環として、年1回『FD・SDニューズレター』を刊行しており、教員が自らの授業改善を図る際の参考事例として、学内において周知している。『FD・SDニューズレター』は、本学におけるFD活動の現状、各学科のFDに関する様々な取り組みや授業におけるICT活用の紹介等により、大学全体の教育改善に資することを目的としている（根拠資料 4-11）。なお、2019年度は、「アクティブ・ラーニングとICT活用」を特集として組んだ。

2：教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

教員の教育活動を評価するものとして、第2章の内部質保障の項目でも触れた学生による授業アンケートがある。従来、紙ベースで実施していたが、2016年度からUNIPAシステムで回答・集計することにした。その結果、2015年秋学期には66.9%であった回答率が、2016年度秋学期には26.7%に低下したため、学期末に授業アンケートに回答するように学生への周知を徹底し、2017年秋学期には46.2%へと改善が見られた。すべての授業がオンラインとなった2020年度春学期においても、回答率46.1%を維持している。学生から出された改善等に関する意見・要望に対して、担当教員がコメントし、それを毎学期、「授業アンケートに答えて」としてまとめ、UNIPAで公開し、印刷物を教育支援課等で学生の閲覧に供するとともに、授業改善を進めている（根拠資料6-28）。

また、授業の難易度や成績評価の基準について、教員に自己点検を促すことを目的として、毎学期後に「教員別成績評価一覧（GPA分布表）」と「科目分類・授業形態別成績評価分布一覧」を配布している（根拠資料6-29、6-30、6-31）。さらに、「授業アンケート結果を踏まえた、学生からの意見聴取による授業改善」を目的とし、「学生教育改善委員」として任命された学生と教職員との意見交換を「学生参画FD」として年1回実施している（根拠資料6-32）。

シラバスの改善については、FD・SD委員会による「シラバス・チェック」を毎年実施している。2019年度は書式を変更し、「シラバス執筆の手引き」の改定およびシラバス・チェックを実施した。また、2020年度は授業のオンライン化に伴い、再度シラバス変更を実施したため、変更シラバスのチェックを実施した（根拠資料4-8、6-33）。

大学院では、毎年新年初頭の「新年教職員研修会」（2019年度96.7%の大学所属教職員が出席）に参加しているほか、学部と大学院研究科の教育内容や教授法の相違点を踏まえ、非常勤も含めた大学院授業担当教員を対象に、独自の「大学院FD研修会」を開催している。2019年度は全体テーマを「大学院と社会——税法コースの現状と課題」とし、政治政策学研究科所属院生の研究指導方法の説明と課題を共有した。さらに、続く研究科別研修では「SEIGビジョンの具現化」と題し、本法人の指針を確認のうえ、各研究科にてカリキュラムの見直しと学生募集のあり方を検討した。上記研究科別検討結果は研修会全体会にて共有され、2020年度のカリキュラムに反映されるなど、大学院全体の問題解決と教育改善に資するものとなっている（根拠資料6-34、6-35、6-36、6-37）。

以上のように、FD活動については、全学で定期的・継続的に展開しており、今後もFD・SD委員会を中心として、学生の要望や意見に応える教育改善や教員の資質向上を図る取り組みを実施するとともに、積極的な情報発信を行っていく。

教員の活動に関して、2018年度より本学が取り組む自己点検・評価の一環として、教育研究業績等点検・評価を実施している。第2章で記述した目的に沿って、教育、研究、大学運営、地域・社会貢献の4つの活動領域に関して、各教員が活動状況や成果などを記述することにより一次評価を行い、副学長・学部長を中心とした教育研究業績等点検・評価委員会が二次評価を行う。4つの活動領域ごとのエフォート率も記述するようにしている。

また、教員情報として、各教員の学術論文・著書、講演、自治体等の委員、社会貢献活動などを本学のホームページ「聖学院大学教員研究業績」で公開している（根拠資料6-38）。

【ウェブ】)。外部者がこれらの情報をもとに教員への協力依頼を行うことや、学内における評価にもつながっている。なお、専任教員等の昇任の際には、これらの社会活動等についても勘案するよう配慮している(根拠資料 6-24)。

さらに、「学長裁量経費」制度(根拠資料 6-39)により、教育または教育改革の面で特に顕著な功績が認められた教職員に対する表彰を行い、教員の教育能力の向上、教育活動の活性化を図っている(根拠資料 6-40)。

点検・評価項目⑤

教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1 : 適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価

評価の視点 2 : 点検・評価結果に基づく改善・向上

1 : 適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価

2 : 点検・評価結果に基づく改善・向上

現在、年度初めに、学部長が学科の教員組織の状況をもとに教員採用計画を策定し、学長補佐会議において、大学設置基準に基づく必要教員数および人件費比率等を考慮して、計画の可否を検討している。このプロセスが、教員組織の適切性に関する点検・評価となっている。今後、内部質保証制度の一環として、各学科・研究科において、教員組織の編制に関する方針(各教員の役割、教育研究に係る責任所在の明確化等)、教員の募集・採用・承認の適切性を確認する予定である。

教員採用計画に基づく教員採用が教員組織の改善につながっている。採用の際に、年齢・性別・国際性等を差別しないことが前提であるが、例えば先に触れた政治経済学科では、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第 8 条の規定に照らし、選考において評価が同等である場合は、女性を優先して採用します」として、女性教員を採用し、男女比の改善を図った(根拠資料 6-19、6-20)。

各教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価の適切性は、前項で触れた教員の自己点検評価後に、教育研究等業績・点検委員会で二次評価を行っている。当該委員会は毎年、具体的評価方法の見直しを行い、それに合わせて、教育研究業績等点検・評価内規を改正している。2020 年度は、活動領域の細目の修正、5 段階評価の廃止などを行うとともに、研究活動に関して年度当初に計画を記述し、それも参考に当該年の活動を点検・評価することとした。定期的な評価システムの見直しを制度化するため、内規第 9 条「業績点検評価の趣旨と実態の乖離の有無などの観点から、委員会が 3 年ごとに見直しを行う」という条文を追加した(根拠資料 2-10)。

2. 長所・特色

教育研究業績等点検・評価は、教員が自らの活動を振り返り、改善・充実を図る流れを生み出すとともに、4 領域の活動のバランスをチェックする機会ともなっている。併せて、大学管理者にとっては各教員の状況の把握の一助となっている(根拠資料 2-10)。

教育面では「FD・SD委員会」を中心組織として全学的な研修会、研究会と有機的に

連携し、点検・評価の結果を個々の教員の授業改善に活かしていることが成果となっている。研究面では、各学科、学部、また全学にわたる活発な研究活動を行い、成果を上げているといえる。

3. 問題点

学部の人事構成上の問題としては、まず人文学部欧米文化学科においてアメリカ学関連の専任教員が2015年度以来存在していない点を挙げることができる（根拠資料6-6【ウェブ】）。この点については、2021年度任用の予定で採用人事が進められており、改善が見込まれる。また、日本文化学科では、12名の学科教員のうち女性教員が3名と、ジェンダーバランスに課題を残している（大学基礎データ表1）。この点については、他学科での募集方法などを参考に、今後の任用人事で適切に対処したい。

大学院研究科に関しては、政治政策学研究科の年齢構成において、若年層が若干不足している。その改善のため、本研究科の基礎となる学部である政治経済学部政治経済学科において若手教員を拡充することで、適切な研究業績を有する30代・40代の専任教員の配置を行っていく予定である。また、文化総合学研究科の「国際性、男女比」についても偏りがあることを認めざるを得ない。基礎となる学部である人文学部において外国人教員や女性教員を可能な限り任用することで改善を図りたい（根拠資料1-36【ウェブ】、6-19）。

そのほかに、教育研究業績等点検・評価に関する若干の問題が存在している。すでに3回ほど実施されたことで制度の定着はなされたが、教員同士の点検・評価という制度の特性上、二次評価に用いられる表現に配慮が要求されている。また、そうした表現上の問題から厳しい評価を下しにくい傾向があることも否定できない。今後、こうした難点を克服して二次評価の内容の向上を図るとともに、点検・評価の形骸化を防ぐことが課題として挙げられる。

また、授業改善の重要な情報源である授業アンケートについて、その回答率の向上および「授業アンケートに答えて」の有効活用も継続的な課題である。

4. 全体のまとめ

本学では、大学の理念・目的を具体化する3つのポリシーを踏まえて、求める教員像や教員組織を編成する方針を示したうえで、必要な教員組織の設置と教員配置を行っている（根拠資料6-4【ウェブ】、2-14【ウェブ】）。

教員の募集・採用・昇任については、規程に基づき厳正適切に行い、また教員の資質向上を図るための全学的な研修会、講習会、FD活動を実施している（根拠資料6-2、6-3、6-27、4-9、4-10、4-11）。これらのことから、同基準に照らして良好と言える状態にあり、理念・目的を実現する取り組みは概ね適切であると判断する。

教育の質の向上には職員組織の協力が欠かせない。本学では、教職の連携の推進として、教務部委員会およびFD・SD委員会には職員も対等の立場で委員として加わっている。今後は、授業そのものの質的改善を目指し、ナンバリングの見直し、3つのポリシーと各個別授業の連関等に力を注ぎ、研修会、研究会等をさらに強力に推進して、教員組織を強い組織としていきたい。

その維持やさらなる改善のための内部質保証体制も整えており、今後も適切な自己点

検・評価と改善への取り組みを続けていく。

第7章 学生支援

1. 現状説明

点検・評価項目①

学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示

1：大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示

本学は、2014年に「学生支援に関する方針」を以下の通り策定のうえ、学生・専任教職員に対して、本方針を明示した「学生生活手帳」を配付し、学外や保護者に対してはホームページで周知を図っている（根拠資料7-1【ウェブ】、7-2）。

学生が置かれている状況と必要を的確に把握し、学生が大学生活を通してその能力と個性を伸ばし、社会人として自立していくための行動力、探究心、創造力を身につけられるように、一人ひとりの学生に寄り添いつつ支援していきます。一般的な支援と個別的な支援を組み合わせ、公平性を失することなく、一人ひとりの学生に合った支援を提供できるように努めます。

■修学支援の方針

- ・基礎学力の向上をはかり、学習意欲を高め、自学自習を奨励して、学生一人ひとりがその能力を発揮できるように支援していきます。
- ・特別な支援を必要とする学生には、その学生に合った過不足ない支援を提供し、自立を可能とするように支援していきます。
- ・学内外の奨学金制度を活用して、経済的な事情により修学困難な学生を支援していきます。
- ・外国人留学生については、日本語と日本文化を学び、日本の法制度と習慣に馴染み、充実した学生生活を通し十分な修学の成果をあげられるように支援していきます。

■生活支援の方針

- ・保健管理と健康教育、相談援助を通して、学生一人ひとりが心身ともに健康かつ安全に、安心して学生生活を送れるように支援していきます。
- ・災害時の安全対策を整備し、非常時においても学生の健康と安全が損なわれることがないように支援していきます。

■進路支援の方針

- ・学生一人ひとりが、その能力と希望に合った進路を確保できるように、一人ひとりの学生に寄り添いつつ支援していきます。
- ・大学生活を通して、自立した社会人として生きるための基礎力を身につけ、オンリーワン・フォー・アザーズ（他者のために生きるかけがえのない個人）となって学窓を巣立つことができるように支援していきます（根拠資料7-2 p. 141）。

点検・評価項目②

学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

評価の視点1：学生支援体制の適切な整備

評価の視点2：学生の修学に関する適切な支援の実施

- ・学生の能力に応じた補習教育、補充教育
- ・正課外教育
- ・留学生等の多様な学生に対する修学支援
- ・障がいのある学生に対する修学支援
- ・成績不振の学生の状況把握と指導
- ・留年者及び休学者の状況把握と対応
- ・退学希望者の状況把握と対応
- ・奨学金その他の経済的支援の整備
- ・授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供

評価の視点3：学生の生活に関する適切な支援の実施

- ・学生の相談に応じる体制の整備
- ・ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備
- ・学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮

評価の視点4：学生の進路に関する適切な支援の実施

- ・キャリア教育の実施
- ・学生のキャリア支援を行うための体制（キャリアセンターの設置等）の整備
- ・進路選択に関わる支援やガイダンスの実施
- ・博士課程における、学識を教授するために必要な能力を培うための機会の設定又は当該機会に関する情報提供

評価の視点5：学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施

評価の視点6：その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

1：学生支援体制の適切な整備

学生支援体制に関して事務組織上は、大学事務局学務部が中心になる。授業支援・海外留学支援・大学院支援については教育支援課、学生生活支援（課外活動・経済支援）・留学生支援・障がい学生支援・学生相談室・保健室については学生支援課、キャリア支援・就職支援についてはキャリア支援課、図書館運営・学修支援（ラーニングセンター）については司書課が、それぞれ管轄部署になっている。学務部以外でも地域連携活動やボランティア活動を支援する大学総務課（地域連携・ボランティア支援チーム）、オープンキャンパスにてスタッフ学生の支援を行っている入試・広報課、キリスト教の精神に基づく学生支援を行っているキリスト教センターも大きな役割を果たしている（根拠資料3-51【ウェブ】）。

教員を含めた運営組織については、授業支援については教務部会が、学生生活支援については学生生活部会が、キャリア支援・就職支援についてはキャリアデザイン部会が、図書館運営については図書委員会が、それぞれ責任を担っている。加えて、詳細な個別の問題などに対処するために、学生エンパワメントセンター推進室、ラーニングセンター、グローバルキャンパスセンター、オリーブデスク、学生相談室、教職支援センターなど教員を含めた学生支援の組織を充実させている（根拠資料7-3）。

2：学生の修学に関する適切な支援の実施

・学生の能力に応じた補習教育、補充教育

学生の能力に応じた補習教育、補充教育に関してはラーニングセンターが中心になって実施している。

毎年、ラーニングセンターへの相談件数は右肩上がりであり、その内容も多岐にわたる。レポート添削および英語の学び直しを中心として、帰国子女の国語読解から漢字の学び直し、留学生の日本語、就職活動における面接対策や小論文など、入学から卒業まで学生のニーズに応えることを方針として指導を行っている。その結果、4年間通い続けるリピーター学生も増えてきた。当初理解できなかった学修内容が、継続することで理解できるようになり、やがて自信に変わり、より向上しようとする学生が増えた。徐々に学科や他部署との連携も確立し、出張講義や各検定試験の対策指導も行っている（根拠資料7-4）。

当センターの強みは、指導教員が終日待機し、常に学生対応ができることである。また、学生の性格や状態を見ながら、一人一人のペースに合わせた指導を行えることである。学生がセンターを訪ねて来る背景には、相応の理由があるはずである。まずは時間をかけて親身に話を聞き、指導できる範囲・内容を話し合うことから始めている。

ラーニングセンターの活動は、学生の大学生活への不安解消とともに、中途退学者減にも一定の役割を果たしている。学生が学修問題に直面した時に、すぐに相談対応できる場所が大学内にあることは、学生にとって大きなメリットとなっている（根拠資料3-42）。

・正課外教育

正課外活動の支援については、新入生に対して入学時に委員会・部・同好会の活動内容等を紹介した「CLUB GUIDE」を配布し、課外活動の紹介を行っている。また、新入生オリエンテーション実行委員会による新入生歓迎イベント「学生NSO・クラブ紹介」を行うことで、課外活動団体参加への動機付けをしている。加えて、「学生生活ガイド～部・同好会編～」の作成や「学友会リーダーズ・プログラム」を実施し、課外活動の円滑な運営をサポートしている（根拠資料7-5、7-6）。

・留学生等の多様な学生に対する修学支援

留学生への修学支援の方針に基づく体制整備のため、2017年度、外国人留学生のための支援組織「留学生センター」を開設した（根拠資料3-44【ウェブ】）。相談窓口を常設し、留学生の生活一般の支援から、ビザ更新等の在留手続き、就職活動、帰国前の手続き等に至る包括的なサポートを行っている。平日の9:00～17:00まで職員が、窓口、電話、電子メールで留学生がいつでも相談ができる体制を整えており、留学生の最も身近な相談窓口として、安心して留学生活を送ってもらえるよう努めている。

外国人留学生の日本語教育については、入学時に日本語能力判定試験を実施し、個々の日本語レベルに応じた日本語科目を受講できる体制を組んでいる（根拠資料1-9 pp. 39-42）。また、文字語彙、口頭表現、文章表現、総合の科目からなるカリキュラムを編成し、日本語の4技能をバランスよく伸ばせるよう支援している。それに加えて、日本の義務教育、高等学校での教育課程を経ていない外国人留学生の教育的背景にも配慮した内容を扱う科目やICTに関する日本語科目なども提供し、専門科目もスムーズに学べるよう、留学生の実情に応じた教育支援を、日本語教育委員会を中心に行っている（根拠資料7-7、7-8）。

留学生センターは年2回の留学生ガイダンスを実施するほか、新入留学生歓迎会や国際交流会など留学生交流プログラムを実施し（根拠資料3-45）、本学の外国人留学生が安定かつ充実した学生生活を営むための支援を行っている。また語学能力の向上、特に日本語能力試験（JLPT）上級レベル合格を後押しするため、本学教員による日本語学習会を通年正課外で開催するとともに、学習の成果を発表する留学生日本語弁論大会を毎年主催している（根拠資料3-45）。学習会は日本語科目担当教員によって行われているが、参加は希望制であり、学生の主体的な学び、学習意欲を大切にしている。学習内容は、日本語能力試験N1の取得、会話力の向上など、学生のニーズに応じている（根拠資料3-45）。

さらに、学内イベントおよび地域事業への参画を推進・支援している（本学学園祭「ヴェリタス祭」、さいたま北商工協同組合「さいたまKI-TAまつり」等）（根拠資料3-45）。これによって留学生によるチームワークおよび社会参画を促進し、学内と地域社会における異文化交流ならびに日本文化の習熟増進を図っている。主体的な活動を促すために、留学生センターの教職員は程よい距離感で見守り、必要に応じて相談に乗るといようなサポートの形をとっている。「チーム留学生センター」（根拠資料3-45）の活動は多岐にわたるが、イベントの企画、準備、運営についてはもちろんのこと、活動により収益を得た場合などには、その用途などについてもメンバー間で話し合い、決定している。このような一連の活動を通して、留学生は他の学生、大学、地域社会に対して自分たちの学びを還元できるような方法を考えたり、日本、世界の情勢に目を向け、活動の収益金の寄付先を決定したりするなど、自分たちを取り巻く社会に意識を向ける機会となっている。

留学生向けの経済的支援としては、全学生を対象とする学内奨学金のほか、私費外国人留学生を対象とする授業料減免制度を設けている（根拠資料7-9）。UNIPAによる留学生向けの奨学金の情報提供を行い、そのほかにも、留学生センター内や留学生センター前の廊下に掲示板を設け、奨学金やアルバイトなどに関する情報の提供を行っている。また学外奨学金については、申請手続きに関する支援ならびに面接対策の勉強会を同センター内で開催している（根拠資料3-44【ウェブ】）。

留学生支援業務について、総合的な案内および学生生活の手引きとして同センターでは「外国人留学生学生生活ノート」を作成、配布し、周知を行っている（根拠資料7-9、7-10、3-45 pp. 24-35, pp. 38-56、3-44【ウェブ】）。

・障がいのある学生に対する修学支援

障がいのある学生に対する支援としては、2015年3月に「障害のある学生への修学支援の基本方針」を定めて周知している。方針の制定以前の2014年4月に、支援部署としてオリブデスクを開設し専任の専門職員を配置している（根拠資料3-59、3-60）。その目的は、障がい等のある学生の相談窓口であり、障がい故に修学および学生生活上で不利益を

受けることがなく、平等かつ公平に学生生活を営めるよう修学環境を整備するとともに、そのために必要な学内外の関係部署および機関との連携を図り、大学全体としてインクルーシブ教育の推進を図ることとしている。現在、オリーブデスクの支援希望者は80名（2019年度）である（根拠資料7-11）。

障がいのある学生への修学支援として、相談窓口および日常的な相談対応、履修登録期間における障がい等を考慮した履修相談等を実施している。学期開始前後には、合理的配慮として各授業への配慮願いの配付や定期試験の配慮について、本人との面談等を重ね、アセスメントを行ったうえで、各学科、教育支援課との連携のもと配慮の調整を行っている。配慮願いの対象者は春学期37名、秋学期33名、そのうち、試験配慮願いは春学期12名、秋学期10名（2019年度）である（根拠資料7-11）。

そのほか、障がいのある学生の学生生活支援に関わる教員および職員、各部署等への間接的支援等も行っている（根拠資料3-60、7-11）。

・成績不振の学生の状況把握と指導

教務部委員会で学年ごとにGPAや修得単位数の基準を設け、成績不振者に該当した学生の一覧を作成している。成績不振者本人と保証人宛に通知するとともに、ゼミ・アドバイザー教員が該当学生と成績不振についての面談を実施している。学生から成績不振の理由などをヒアリングし、次学期の履修や今後の授業出席等指導を行う。面談の内容は、UNIPAスチューデントプロフィール内に設置した「成績不振者面談記録」に登録し、面談履歴を確認できるようにしている。

留学生については、法務省より在籍管理の徹底が求められていることから、本学においても「成績不良による退学に関する内規」第2条において2セメスター連続で14単位以上の単位修得ができなかった場合、自主退学を勧告することと定めている。

成績不振1セメスター目の場合、日本人の学生と同様に前述で述べた成績不振者対応を実施し、ゼミ・アドバイザー担当教員と面談をするが、次学期に勉学に励むことを約束する「誓約書」を提出させる。それでも成績不振が改善せず、2セメスター連続で成績不振対象となった場合は、自主退学勧告となる。成績不振者が所属する学科長より自主退学勧告の何らかの理由により保留要請があった場合には、3セメスター目まで自主退学勧告が延期される。しかし、連続3セメスターで成績不振者となった場合は、自主退学するか退学処分となる（根拠資料7-12、7-13、7-14、7-15、7-16、7-17、7-18、7-19、7-20）。

・留年者及び休学者の状況把握と対応

休学は、病気療養や経済的な理由等やむを得ない理由により3か月以上修学が困難である場合に行うことができる。休学希望者は、ゼミ・アドバイザー担当教員と休学に関する面談を行い、保証人と連署のうえ、休学願を提出する（根拠資料7-21、7-22）。

ゼミ・アドバイザー担当教員は、休学がやむを得ないと判断した場合、休学希望者から提出された休学願、面談の結果や保証人の休学意思確認をもとに副申書を作成、休学願に添えて教務部委員会へ休学を諮る。最終的に学部教授会で休学が承認されれば休学となる。休学願の提出締切は、春学期が6月30日、秋学期が12月31日となっている。休学の際は在籍料として半年間60,000円、1年間120,000円の納付が必要となる。

2017年度までは、春学期4月30日、秋学期10月31日までの休学願提出で上記在籍料の納入、以降春学期6月30日、秋学期12月31日までに休学願を提出した場合は学納金の全学納

入を必要としていた。しかし、経済的に困窮する学生などの離学者対策の一環として2018年度より現在の休学願提出締め切り日に改めた。

留年生の指導は、ゼミ担当教員が担う。留年生がゼミの単位を修得済であり授業を履修していない場合においても、卒業までゼミ担当教員が指導を行っている（根拠資料1-9 p. 25）。

・退学希望者の状況把握と対応

退学は、経済的、勉学上、進路変更といった理由により希望する場合、保証人連署の退学願の提出により行うことができる。退学希望者は、ゼミ・アドバイザー担当教員と退学に関する面談を行う。ゼミ・アドバイザー担当教員は、退学がやむを得ないと判断した場合、退学希望者から提出された退学願、面談の結果をもとに退学に関する副申書を作成、退学願に添えて教務部委員会へ退学を諮る。最終的に学部教授会で退学が承認されれば退学となる。

ゼミ・アドバイザー担当教員との退学に関する面談により勉学上や進路上のアドバイスを得た結果、退学から引き続き修学継続へ意思を変更する学生もおり、退学に関する面談は重要なプロセスといえる。

退学願を、春学期4月30日、秋学期10月31日までに提出すれば各学期の学納金を支払わず退学することができる。

なお、2020年度は新型コロナウイルス感染症のため家計急変や経済的理由による退学希望者に対応するため、大学教授会にて退学願提出締め切りを延長する措置を決定した。春学期を5月末日、秋学期を11月末日に延長することとした（根拠資料7-23、7-24、7-25、7-26、7-27）。

・奨学金その他の経済的支援の整備

本学独自の奨学金として、「聖学院大学 特待生奨学金」「チャールズ・エリアス・ガルスト奨学金」「ルーラ・ロング・コムズ記念奨学金」「聖学院大学進学・修学支援制度」「女子聖学院短期大学記念国際交流奨学金」「聖学院大学災害被災者修学支援制度」等がある（根拠資料7-28、7-29、7-30、7-31、7-32）。

・授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供

授業料・入学料・その他の費用の詳細についてホームページに公開している。また、学生の状況に応じて外部の奨学金制度を含め幅広く奨学金を用意し、学生の経済支援の充実に努めており、これらについては、学生生活部が主体になり「奨学金ガイド」や学内ポータルサイトの掲示等を通じて学生に周知している（根拠資料7-33【ウェブ】、7-34）。

3：学生の生活に関する適切な支援の実施

・学生の相談に応じる体制の整備

学生が状況に応じて相談しやすい窓口を選択できるようにどの部署でも対応しているが、ここでは守秘義務・身体的相談（LGBTなど）を希望する学生に対応するため学生相談室に加えて、ハラスメントに関する対応、および身体的問題に関する支援について触れる。

まず学生相談室は、1999年度に設置され（根拠資料3-56）、公認心理師・臨床心理士の資格を持つカウンセラーによる心理相談が行われている。授業期間の平日は毎日開室し、個

別相談のほかにも、学生のニーズに合わせたグループワークや心理検査を実施している。また、学生が気軽に出入りし、静かに過ごすことができるスペースも設けており、学生が落ち着ける居場所の一つとなっている。相談は原則として予約制で、申し込みは直接来室、電話、電子メール、手紙で受け付けている（根拠資料3-56）。毎年4月には新生を対象にスクリーニングを目的としたアンケート調査を実施し、相談を希望する学生に相談室から予約連絡をするようにしている。また、相談室へ訪問しやすいように、定期的に学生相談室便りを発行し、利用者だけでなく全学生に向けて情報提供を行っている。よりよい支援の提供とカウンセラーの研修を目的として、精神科医の助言を受けるケースカンファレンスを年に6回開催している（根拠資料7-35）。学生相談室運営協議会の協議に基づいて運営され、現場スタッフの意見を反映しつつ、学生のニーズに沿った支援の提供を目指している（根拠資料3-56）。

また、LGBT（根拠資料7-36）に関しては、第2章でも触れたように2020年の新年教職員研修会でテーマとして取り上げ、本学としての方針を人権・情報保護委員会で検討している。

・ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備

ハラスメント防止に関しては、「聖学院大学ハラスメント防止等に関する規程」および「聖学院大学ハラスメント相談窓口に関する内規」に基づき、学生および教職員に関わるハラスメント防止を目的に、人権・情報保護委員会が設置されている（根拠資料7-37、7-38、7-39、7-40）。

同委員会では、ハラスメント防止活動および啓発活動を行うとともに、問題発生時には適切な対応を行っている。また、学生・教職員向けアンケートの実施（根拠資料7-41、7-42）、学生向け講演会の開催、新年教職員研修会などでもハラスメントを取り上げ、人権について考える機会を提供している（根拠資料7-43）。学生相談室監修のもと作成したリーフレット「STOP! Harassment——ハラスメント防止ガイド」（根拠資料7-39）を心理相談室、保健室、学生支援課等学内の人目に触れる場所に置き、配布するなど、ハラスメント防止・啓発に努めている。また問題を感じた時に安心して相談できるよう、各学科の教員や職員など多彩なハラスメント相談員を配置し、その連絡先を公開するなど、学生・教職員が相談しやすいよう相談窓口を設けている。さらに、窓口となる相談員に対して、ハラスメントについての理解を深めてもらうために関係する冊子を配布した。ハラスメントの相談あるいは訴えがあった場合には、規程に基づき厳正に調査・対応・対策に当たっている（根拠資料7-44、7-45）。

・学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮

学生の保健衛生および安全への配慮については、保健室が中心となって担っており、「健康相談・保健指導の取り組み」を下記の通り行っている（根拠資料3-52【ウェブ】、7-46【ウェブ】）。

- ・毎年3月末から4月初めに学生定期健康診断を実施
- ・結核予防のため、胸部レントゲンは全学年実施
- ・健康診断時に保健室スタッフが問診票チェック（毎年全学年）
- ・現病歴や既往歴などを聞き取り、内服薬の有無や状態確認
- ・より詳しく聞き取りが必要な学生に対しては、後日保健室に呼び出し

- ・難病・心疾患などの重度の既往症がある学生は校医が診察し、病状を詳細に把握（主治医との連携含む）
- ・学校生活管理指導表（心臓・腎臓・アレルギー疾患）の提出
- ・修学上に関わる内容や、学校生活で配慮が必要な場合等、本人の了解を得たうえで、学科や他部署と連携しサポート
- ・健康診断有所見者は、保健室での再検査、医療機関受診への促し
- ・BMIが30以上の学生には、保健指導の用紙を配布し、保健室で肥満改善指導
- ・体組成測定・食事記録・運動記録からその学生に合ったプログラムを考え、実践
 - ① 2週間に1回、管理栄養士が食事記録を確認し、カロリーや食事内容の見直しなどの食事指導
 - ② 筋トレや有酸素運動のアドバイス
 - ③ 月1回の体組成計測定

また、週1回、学校医による「校医診察日」を設けて、健康相談等を行っている。

学校感染症に関しては、感染予防のポスター掲示などで、全体周知を行っている。麻疹・風しんなどについては、入学前に予防接種を受けることを勧めている。

4：学生の進路に関する適切な支援の実施

- ・キャリア教育の実施
- ・学生のキャリア支援を行うための体制（キャリアセンターの設置等）の整備
- ・進路選択に関わる支援やガイダンスの実施

就職支援については、本学の「一人を愛し、一人を育む」のタグラインのもと、学生が多くの人に出会い、気づき、成長していけるように、教員組織のキャリアデザイン部委員会と職員組織のキャリア支援課の協働で、学生と社会をつなげ、将来について前向きになるような講座やきめ細やかな個別支援の充実を図っている。その際、対象を日本人、留学生、障害者に大別し、それぞれに対策を下記の通り講じている。

(1) 日本人学生

3年生からの就職支援プログラムは充実が図られているものの（根拠資料7-47、7-48）、学生売り手市場や好景気による生活の安定が就職意識の軽視につながり、ガイダンス参加者は減少傾向にあった。結果として、4年生になってから就職を意識する者が多く、活動準備が遅れてしまう学生が一定数見受けられた。そこで、初年次からキャリア教育プログラムやインターンシップを経験させることで（根拠資料7-49【ウェブ】、7-50【ウェブ】）、段階を経て就業観を醸成する仕組みづくりを行った。「働くこと」に対して前向きにさせることで、就職に関する情報を自らインプットする意識の促進を図っている。

a) 1、2年生対象のキャリア教育プログラム

終身雇用が崩壊し、個々の意思を明確にすることが求められる時代背景の中で、大学生生活をより主体的に過ごすことの大切さや、働くとは何かについて学ぶ講座を全学科統一で2020年度実施し554名が参加した。自分のキャリアを考えることに関心を持たかというアンケートでは、79.8%が「はい」と回答しており意識付けはできたと思われる。8月以降は、月1度のペースで「イマから始めるキャリアゼミナール」を開設し、企業人を招き

社会に触れることで、自身の将来について考えることや、社会に出ることに対して前向きに捉える機会を提供している（根拠資料7-51、7-52）。

b) インターンシップ（企業研修型・問題解決型）

大学3年生からの正課外のインターンシップ（1日型が主流）が増加したことに伴い、低学年からのキャリア形成の推進策として、1、2年生を中核とするインターンシップを計画した。2019年度から「インターンシップ（企業研修型）」と「インターンシップ（問題解決型）」の2種類に分け、ともに1年次秋学期から春休み・夏休みの長期休暇期間に開講している（根拠資料7-53【ウェブ】）。

2020年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で対面型のインターンシップを受講したい学生や実施したい企業が少なかった。そのため、密を避けて事前学習を行うことや、実習にオンラインを取り入れるなど工夫して実施した。

c) 就職活動準備対策講座

就職活動において、3年生の夏、冬のインターンシップへの参加は重要な位置付けである。参加促進を図るべく春学期9回、秋学期13回（2019年度実績）の就職活動準備対策講座を設けている。また、就職活動広報解禁直前の2月は、「就活サポート受け放題月間」と題して、面接練習会や就職筆記試験対策講座、企業見学バスツアーなど毎日計画し、学生たちが準備の都度に、欲しい情報を提供できるように支援内容を強化している（根拠資料7-48）。

d) 進路個別面談

3年生は4月から1人あたり20分程度をかけて、国家資格キャリアコンサルタントの有資格（4名）の学科担当職員による個別全員面談を実施し、卒業後の進路について相談できる機会を設けている（根拠資料7-48、7-53【ウェブ】）。その後、個別全員面談を3回実施し、就職活動の状況や準備の程度を個々に把握し、それぞれの学生に適した支援計画を立てている。

e) 模擬集団面接練習会と学生就活サポートチーム活動

企業等の人事採用担当者を面接官役として招き、近隣の大学にも声をかけて本番さながらの集団面接とグループディスカッションの練習を行っている。また、9月からは就職活動を終えた4年生が就職支援の組織を立ち上げ、3年生へ就職活動のサポートを行っている。どちらも20年続く伝統的な支援活動である（根拠資料7-53【ウェブ】）。

f) 学内会社説明会

3年生に対しては12月末と2月初旬に企業40社を招き、業界、業種、仕事内容、やりがいなどを知る機会を設けて視野を広げる支援を学内にて行っている。4年生に対しては5月以降、聖学院大学のOB・OGなども招き、企業6社程度による学内個別会社説明会を毎週実施している（根拠資料7-53【ウェブ】、7-48）。

(2) 障がい学生

障がいのある学生と明らかに支援が必要と思われる学生が年々増加傾向にある。障がいのある学生への支援は、障がいへの理解や就労に必要なスキルなど、支援側も特別な知識が必要であり、自己研鑽を積みつつ、オリーブデスクと連携し、一人一人に対して丁寧な進路支援を行っている。また、低年次から外部機関へつなげ、年2回の学内講座（障がい学生向け就活準備講座）だけでなく、インターンシップへの参加を促し、就労に必要なス

キルを理解と、障がい特性を整理することで進路選択の幅を広げている（根拠資料7-54）。

(3) 留学生

本学では、在学生に占める留学生の割合が増え、日本での就職支援が急務となった。そこで、2018年度よりキャリア支援課から留学生センターへ留学生就職担当職員を派遣・常駐させ、学生生活支援から卒業後の進路までワンストップで相談支援が可能な体制を整えた。これにより、留学生との接触回数が増え、留学生を対象の学年別就職ガイダンスを計画的に実施できた。その結果、日本の就職文化理解や個別指導につながり、就職率を24ポイント上昇させている（根拠資料7-8、7-48、7-53【ウェブ】）。

・博士課程における、学識を教授するために必要な能力を培うための機会の設定又は当該機会に関する情報提供

本学大学院博士後期課程はディプロマ・ポリシーを「多様化する社会において自立した研究者として貢献する専門的知識と研究方法を習得し、高度に専門的な業務に従事するために必要な研究能力をもつ者に博士（学術）を授与する」とし、研究職を志す者を多く受け入れている（根拠資料1-36【ウェブ】）。よって学部と同様のキャリア支援のみならず、学位授与者が将来的に求められるであろう研究者としての経験や技能の修得の機会を設けるべく、博士後期課程カリキュラムに論文公表の機会を設けている。第4章点検評価項目②でも触れたが、学内での公開論文発表として、2年次に「小論文Ⅱ発表会」、3年次に「小論文Ⅲ発表会」を課し、文化総合学研究科の教員以外の研究者からの指摘を得る場となっている。また、3年次に、学外の研究会への「レフリー付き論文2本以上の公表」を課し、研究職に必要な研究業績を積み重ねる機会を設けている。最後に、最終試験である口頭試問も公開発表として、学外の研究者を審査委員に迎え、学内外の傍聴者を招いて審査を行っている（根拠資料1-19 p.32）。こうしたカリキュラムは入学時に配布する「大学院学生要覧」に掲載し、ガイダンス時に説明を行っている（根拠資料1-19 p.32）。

5：学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施

本学には、学生（正会員）および専任教員（特別会員）で構成されている学友会の組織があり、建学の理念と精神に基づき、学生の自主的な活動を通して人格の陶冶、教養の涵養、および技術の向上を目指し、会員が相互に親睦を図りつつ切磋琢磨することを目的としている。学友会には、学生の課外活動として、委員会連合6団体、文化会部同好会8団体、体育会部同好会14団体、特別委員会6団体がある。部には部室と活動補助費が割り当てられ、専任教職員（教授・准教授・助教・講師・職員）が顧問として参加し、指導と助言にあたっている（根拠資料7-5、7-55）。

学友会に所属している同好会以外の団体に対して、学生および専任教員からの会費、およびそのほかの寄付金からの補助費（活動費、大会参加費・登録費等）を支援し、課外活動の活性化につなげている。通常の補助費以外にも部・同好会の優れた企画を支援することを目的とする特別援助金制度や関東・全国規模の大会に参加する部・同好会に激励金を支給する課外活動激励金制度を設けている（根拠資料7-55）。継続的かつ健全な運営ができるよう毎月学生生活部委員会にて課外活動に対する具体的な支援策を審議・報告し、実施している。

上記部活動への支援のほかに、ボランティア活動支援センターがボランティア活動につ

いて様々な支援を行っている。ボランティア活動支援センターは、災害復興支援にとどまらず、地域におけるまちづくり・国際交流・子育て・教育・福祉等、多様な分野で活動する学生ボランティアの支援を行っている。2015年度からは大学同窓会と連携し、ボランティア・まちづくりに取り組む学生に対する助成金事業を継続的に実施しており、審査会に合わせて卒業生・教職員からの寄付や地元の社会福祉協議会からは赤い羽根の助成金を受けている。公開審査を通して、参加学生の企画力やプレゼンテーション能力を磨く機会となっており、毎年新しい団体やプロジェクトが立ち上がり、活動が活発化している（根拠資料7-56、3-35）。

本学では、ボランティア活動を地域の課題解決を通じた学生の成長の機会と捉え、サービスマーケティングの視点を取り入れ、専門的な支援を実施している。学生たちは、大学での学びや将来の進路とも関連付けながらボランティア活動を行うことで、より充実した活動を展開し、場合によってはそのまま活動先とつながりのある団体に就職する者も存在する。これら、活発な活動が評価され、2018年度にはボランティア活動支援センターは「平成30年度ボランティア功労者厚生労働大臣表彰」を受賞した（根拠資料7-57）。

6：その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

学生支援に関する様々な部署が設置、整備されている一方で、必要な部署や情報へのアクセス面を改善するため、ワンストップでそれぞれのコンテンツを連携、ネットワーク化する必要性が生じた。それに対応するため、2014年に「学生総合支援ネットワーク」を設立し、学生支援課窓口「ヘルプデスク」および連携のコーディネーター業務を兼務する体制とした（根拠資料7-58）。

また、ボランティア活動や部活動、学内外の活動等で活躍する学生たちの増加により、学生たちのエンパワメントを支援する必要性が強まった。2018年より検討を開始し、2019年4月に「学生エンパワメントセンター推進室」（現在は「学生エンパワメント推進室」）が発足した（根拠資料7-59）。

「学生エンパワメント推進室」では、①学生エンパワメント環境の基盤整備（ワンストップ窓口、施設運用の推進、高大接続教育、研究・研修）、②学生の相談対応（保健室、学生相談室、オリーブデスク等との連携等）、③学生のエンパワメント活動（学生活動の活性化、学びの活性化、学生スタッフの養成等）の主に3つの機能を持つことを構想している（根拠資料7-58、7-59）。

7：COVID-19への対応・対策

新型コロナウイルス感染症拡大に対応するため、学生の修学、生活、正課外活動、就職活動などに関して次のような支援を行っている。

○修学のための経済支援（根拠資料7-60【ウェブ】）

- ①学納金等の納期の延期
- ②授業料免除、減免対象者の拡大
- ③家計が困難な学生への公的支援の募集の周知徹底
（在学生への高等教育修学支援制度申込み等）
- ④相談窓口の設置

⑤オンライン授業を受けるにあたっての通信環境の整備、あるいはアルバイトが減少するなかで困難に直面した学生生活を支援することを目的に、「緊急修学支援金」全学生・全院生に60,000円を支給（根拠資料7-61、7-62【ウェブ】）。

○正課外活動（学友会部・同好会の活動）支援

①7月に、オンライン合同新歓を全学生向けに開催。約15団体がアピール動画を作成し、Streamより全学生向けに配信（根拠資料7-63）。

②10月5～9日に、オンラインクラブ勧誘DAYを新入生向けに開催。約21団体の部員とオンタイムで入部相談を可能にし、さらに、Streamによる各団体紹介動画を全学生向けに配信（根拠資料7-64）。

③全学友会所属団体リーダーズ約120名向けにリーダーズ・プログラムを秋学期3回にわたって、下記の内容でオンライン開催。

(1)事前Stream動画配信（2020/10/15）（根拠資料7-65）

- ・学友会紹介、コロナ禍活動に必要な提出資料紹介
- ・補助金について

(2)Teamsチームによるオンタイム相談会（2020/10/21）（根拠資料7-65）

- ・学友会関連の相談質問
- ・補助金関連の相談質問

(3)Teamsによるリーダーズ研修（2021/2/16）（根拠資料7-66）

- ・講演（聖学院大学 教授）
- ・グループワーク
- ・学友会運営組織紹介（学友会各委員長）

④大学祭（ヴェリタス祭）をオンラインで開催。全教職員、在学生向けにYouTubeを利用したLIVEとアーカイブを併用し、配信（根拠資料7-67）。

⑤秋学期の対面授業週に課外活動を一部再開し、約20団体が大学施設を利用した対面で活動（根拠資料7-65、7-68）。

○就職活動支援（根拠資料7-53【ウェブ】）

①オンラインで「キャリアガイダンス@ZOOM」を開催

②3年全員web面談をスタート

③4年次生対象に「就職活動で今、できること」と題してメルマガを配信

④「学内オンライン会社説明会」を計25社の協力を得てオンデマンド配信で6回開催

⑤「学内オンライン面接会」開催。協力企業3社

⑥全学科の協力を得て「“社会と就活の変化”から紐解く大学生活アップデート」と題するオンデマンド講座を順次開催

⑦「今からできるキャリアゼミ（通称イマゼミ）」をZOOM開催（根拠資料7-52）

○留学生支援

①2年生以上の留学生はガイダンスを中止し、個別に資料配布。また、新入留学生はオンライン・ガイダンスを実施。新入生および2年生以上で資料を取りに来ていない留学生には資料を郵送。

○その他の支援（根拠資料7-53【ウェブ】）

①オリーブデスク（障がい学生支援）は原則的に電話、電子メール、Teamsで相談。対

面での相談の対応は5月までできなかったが、可能な限り学生の相談に対応できるよう体制を維持。また、オンライン授業の導入などにより、対面授業における配慮とは形を変えて実施。

②新型コロナウイルス感染症に伴う心のケアのため、学生相談室便りを定期的に発信（根拠資料7-69）。

点検・評価項目③

学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

生活および修学支援については学生生活部が、就職支援についてはキャリアデザイン部がそれぞれ中心となって、学生支援のあり方や具体的な対応などについて検討を行い、改善に取り組んでいる。

それぞれの部が各年度にアジェンダを立案し、中間報告し、総括する（根拠資料7-70）。各報告を大学運営委員会へ提出し、全学的な点検評価が行われていたが、2020年度から新たな内部質保証システムが開始し、全学評価委員会の指示により、アジェンダを総括するとともに自己点検評価を行うこととなった。

また毎月、各学科の委員から構成される学生生活部会、キャリアデザイン部会を開催しており、学生生活部会ではオーリーブデスク、保健室、学生相談室、留学生センターからの報告を受けている。各部会ではアジェンダの実施および関連する諸問題を審議し、その結果を運営委員会、大学教授会に報告し、全学的な審議が必要な事項については大学教授会に諮り、了承を得ている（根拠資料7-70）。

学生の実態を把握し、学生支援・就職支援の改善・向上を図るため、IR室が「大学生生活に関するアンケート」「卒業生学生生活アンケート」「卒業後アンケート」を実施している。後述するこれらのアンケート結果や、部会における諸調査などの客観的な根拠資料に基づき、自己点検評価を行い、次年度の改善活動計画を策定している（根拠資料7-71、7-72、7-73、7-74）。

学部の1～3年生全員を対象に行う「大学生生活に関するアンケート」では、大学・学科に対する満足度、学生生活、学生支援組織の利用度合い、学習時間などを、卒業年次生を対象に行う「卒業生学生生活アンケート」では、大学・学科・施設・設備に対する満足度、身に付いた能力、正課外活動などを、「卒業後アンケート」では、在学中に熱心に取り組んだこと、身についた能力などを、それぞれ把握、分析し、学生支援に役立てている。

進路支援については、各年度の就職率が確定した後に、就職活動準備対策講座に参加した学生の内定率を算出し、講座へ参加した学生と不参加の学生における内定率の差異から、講座の効果を測っている。また、講座ごとに学生に対してアンケート調査を行い講座運営の改善に繋げている（根拠資料7-53【ウェブ】）。

2：点検・評価結果に基づく改善・向上

就職支援については、3年生からのプログラムの充実は図られており、参加者の内定率について一定の効果がある。しかし、先述のように2019年度までは、好景気による就職意識の軽視から、活動準備が遅れてしまう学生が一定数見受けられた。また、学生も多様化しており、留学生や障害特性によって講座に参加できない学生やフォローが必要な学生も増加していることも見受けられた（根拠資料7-47）。

そのため、就職活動率の増加を目指し、1年生向けのプログラムを各学科の基礎ゼミおよび、基礎科目と連携したキャリアガイダンスを催している。2020年からは、学科連携の集大成として、全学科統一のキャリア形成プログラムを実施している。また、1日型インターンシップを実施する企業の増加に伴い、2019年度からは実習期間5日間の「インターンシップ（企業研修型）」と「インターンシップ（問題解決型）」とタイプの違うプログラムを、1年次秋学期から春休み・夏休みの長期休暇期間に開講している（根拠資料7-49【ウェブ】）。

学生の多様化への対応として、2016年度より学生の能力に合わせたガイダンス内容を用意している。就職活動への意識レベルの違いから基本的なガイダンスを年3回（春、秋、冬）実施するものである。2019年度からは、積極的にUターン就職学生に対応するようにもした。さらには、障がいのある学生と明らかに支援が必要と思われる学生が年々増加傾向にあることを踏まえて、障がいへの理解や就労に必要なスキルなど、支援側も特別な知識が必要と考え、障がいのある学生の就労支援について自己研鑽を積みつつ修学支援担当部署（オリーブデスク）と連携し、一人一人に対して丁寧な進路支援を行っている。留学生の就職支援については、2018年度より留学生センターへキャリア担当職員を派遣している（根拠資料3-44【ウェブ】、7-47）。

留学生の支援組織である留学生センターでは、2018年度に留学生の意識調査を実施し、その結果を「聖学院大学留学生センター事業報告書2018年度・2019年度」の中で報告している。この調査を通じて同センターの支援業務に対する留学生の満足度、日々の学生生活で困っていること等を把握し、修学支援のさらなる充実化（教職員との交流やピア・サポート制度）のための資料として役立てている（根拠資料3-45 pp. 18-23）。

2. 長所・特色

留学生向けの修学支援制度を整備してきた本学は、外部評価組織からも高い評価を得ている。一般財団法人日本語教育振興協会による「日本留学AWARDS」において、2018年度は大賞（私立大学文科系部門、東日本の部）を受賞し、2019年度および2020年度も大賞候補にノミネートされた。（根拠資料7-75【ウェブ】）。

社会的に高い評価を受けている留学生支援の拠点となるのが「留学生センター」である。同センターは留学生の修学サポートの場であると同時に、日本社会で生きるための力を醸成するエンパワメントの場として機能している。すなわち同センターによる包括的な支援を通じて、留学生の間に自主性と奉仕の精神が育ちつつある。このことは、留学生が「サポートを受ける者」から「サポートを与える者」へと転換し成長することを推し進め、学生同士による修学支援「ピア・サポート」を実現するための土壌となるものである。例えば、留学生向け奨学金に関する勉強会（現役奨学生による指導）が開催されており、このような活

動はロータリー奨学金など外部奨学金の受給者拡大への大きな推進力となっている。

このように本学の留学生向け修学支援の特色は、組織的な支援体制を十分に整備し活用を促すとともに、そのことによってピア・サポートのような学生間の互助的な精神と活動をも創出している点にある。

3. 問題点

学生の多様化により、支援ニーズが多岐にわたり、支援を担当する職員は幅広い知識や情報が必要になっている。教員も学生に対する配慮事項が増加し、支援担当職員との連携がより重要になってきている。

ラーニングセンターの存在を知らず、独りで悩んでしまう学生がいる。UNIPAなどを利用して告知してはいるが、より効果的な周知方法を考えていきたい。また、学期末のレポート提出、テスト期間には来室者が集中し、十分に対応ができなくなることがある。効率的に指導するように努力しているが、3人の教員の指導には限界がある。将来的に期間限定のSAやTAによるサポートも考えていきたい。

4. 全体のまとめ

本学の教育理念・教育目標の実現に向け、学生の傾向を踏まえた支援体制を整備している。授業支援・海外留学支援・大学院支援については教育支援課、学生生活支援（課外活動・経済支援）・留学生支援・障がい学生支援・学生相談室・保健室については学生支援課、キャリア支援・就職支援についてはキャリア支援課、図書館運営・学修支援（ラーニングセンター）については司書課が主にその役割を担っているが、それらの部署が互いに連携して総合的な支援体制を作り上げている。また、学生との個別の触れ合いや学生アンケートなどを通じ、学生の要望を把握し、それらについて話し合い、できるだけその声を生かすよう常に努めている。以上のことから、大学基準に照らして良好な状態にあり、取り組みは概ね適切である。

第8章 教育研究等環境

1. 現状説明

点検・評価項目①：学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示

1：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示

本学では、「聖学院大学は、本学の理念・目的にかなう教育目標の実現を目指し、教育研究施設・設備の適切な維持管理に努め、学生の学修環境、教員の教育研究活動を支える環境、教職員の働きがいある職場環境を目指すとともに、大学の置かれたグローバル化、ユニバーサル化という状況を踏まえ、本学独自のまた学校法人聖学院の設定する中・長期計画に基づいて、計画的に教育研究に関わる施設・設備を整備する。」という教育研究活動に関連する環境や条件の整備に関する全体方針が、2020年度に定められた（根拠資料8-1）。

1. キャンパスの安全を確保するため、校舎等の適切な維持・管理に努めるとともに、どのような学生・教職員にとっても使いやすいようにバリアフリー等の環境整備を進め、感染症防止などの観点から衛生を確保する。（SEIG VISION 全体および施設・設備）
2. 居心地のよい空間を整備するとともに、キリスト教精神の理解を深めるための祈りの場を維持する。（SEIG VISION 教育）
3. 多様な学生の学修支援、その他の問題への対応を行う体制を整備する。（SEIG VISION 教育）
4. 大学を地方からグローバルへと展開する拠点と位置付け、グローバル化に対応し、留学生の学修および学生生活支援のための環境を整備する。（SEIG VISION 教育）
5. SDGsの精神を尊重し、地球環境の維持に貢献するため、再生エネルギーの利用、省エネルギー化、キャンパス内の緑の維持などを行う。（SEIG VISION 施設・設備）
6. 学修・教育・研究に必要な学術情報資料を質・量ともに備え、外部の学術情報へのアクセスも確保し、図書館サービスを充実させる。（SEIG VISION 施設・設備）
7. 大学としてキャンパスが、地域社会に向け開かれ、地域社会に貢献する場所として機能するように、整備する（SEIG VISION 施設・設備）
8. 教員の研究活動の推進のため、空間、時間、資源などの確保を図るとともに、合わせて研究倫理の確立を図る。（SEIG VISION 人材・組織）
9. オンラインやハイフレックスなど授業方法の多様化に対応するために、増大する通信量に耐え得るネットワーク環境の構築や教室内視聴覚機器の整備を通じデジタル空間、実空間いずれにおいても快適に受講できるような教場の提供を目指す。（SEIG VISION ICT）

点検・評価項目②：教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備している

か。

評価の視点 1：施設、設備等の整備及び管理

評価の視点 2：教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み

1：施設、設備等の整備及び管理

本学は大学設置規準や関係法令に照らしあわせながら、下記のように各部署で分担し、学生の学習環境、ならびに教員の教育環境を適切に整備している。

本学の校地・校舎面積は、校地 60,317 m²、校舎 25,581 m²を保有し、大学設置規準面積（校地 22,000 m²、校舎 14,047 m²）を満たしている（大学基礎データ表 1）。なお全ての教室に視聴覚機材、プロジェクターなどを備え付け、様々な I C T 機器を用いた教育を実現している（根拠資料 8-2）とともに、授業内外で利用できる教育支援システムとして、2015 年度から大学ポータルシステム UNIPA を導入し、レポート課題の提示・提出、小テストの実施などでの利便性が向上している。UNIPA の詳細については、本章「点検・評価項目⑥」にて後述する。

特に情報関連施設に関しては、急速な I C T 環境の変化による教育の変化に適応できるよう、情報システム課を配置し、定期的に学内の情報処理機器等の整備を実施している。本学では、全ての教室に視聴覚機材、プロジェクターなどを備え付け、様々な I C T 機器を用いた教育を実現しているとともに、情報処理教育用として情報処理教室 4 教室を整備し、教育用情報処理機器を複数の授業で同時に使用することを可能としている（根拠資料 8-2）。さらに図書館にはアクティブ・ラーニング室を設置し、オンライン動画授業や、学生院生がプレゼンテーションを録画しディスカッションしながら学べる教室を整備している。

履修者へのスムーズな資料提供、予習・復習への活用など、授業方法の改善のためのシステムとして、2019 年度よりポータルシステム「UNIPA RX」を導入した。2015 年度に導入した「UNIPA EX」の後継にあたるシステムである。「UNIPA RX」では授業支援機能「クラスプロフィール」が大幅に強化され、「課題提出・管理」や「授業 Q&A」機能のほか、授業資料を学生に配布する「授業資料管理」、UNIPA 上でテストを実施・フィードバックも可能である「テスト管理」、授業内で簡易アンケートが実施可能である「クリッカー」、履修者をグループに分けてディスカッションや課題を行う「プロジェクト管理」、履修者に対して授業の目次を作成し、目次ごとにコンテンツや課題、テストなどを設定することができる「コース管理」機能が新たに加わり、遠隔を含む授業運営に役立っている。（根拠資料 1-9、4-40【ウェブ】）。

このほか、ラーニングセンター、図書館では、学生の自主学習用ノートパソコンやタブレット端末の貸出しをしており、学生・院生は必要時に自由にパソコンやタブレットを利用することができるシステムが整備されている（根拠資料 8-3、8-4）。さらに学生が情報検索などで利用できる設備として、ラーニングセンター、図書館、キャリアサポートセンターも備え付けのパソコンを整備し、必要時に自由に活用できる環境と整えている。

また、キャンパスの安全性向上のため、1 号館 A 棟解体・B 棟改修（2015～2016 年度）、体育館耐震改修（2016 年度）、3 号館耐震補強工事（2019 年度）、礼拝・講堂棟天井改修（2020 年度）を実施し、校舎等の耐震補強を図った。併せて、キャンパスの快適性の改善

のため、2号館空調機更新（2015～2016年度）、2号館2・3階手洗改修（2014年度）、4号館学生ホール改修（2019年度）を実施した。別途、校舎等の維持補修の一環として、図書館棟屋上防水工事（2020年度）を実施した。

さらに学内のバリアフリー対応として、大学の校舎すべてにスロープを、そのうちの7つにエレベータを完備、その7つには自動扉を設置し、車椅子や身体面での配慮の必要な学生が、一部（1号館2階と体育館）を除く全ての校舎に、他の学生と同様にアクセスできる状態である。また各校舎間の移動通路には点字ブロックをつけ、視覚に配慮が必要な学生もスムーズな校舎移動が可能な状態である。

これらの施設・設備の安全性については、施設の維持管理を専門とする業者が大学構内へ常駐しており、巡視や建物の維持・管理および清掃による衛生確保等、必要な措置を行っている。今後さらなる快適さと安全性の保障のために、大学プロジェクトの一つとして、キャンパス中長期計画が教職協働で検討され、より安全で、快適なキャンパスの整備の向上と維持に努めることになっている（根拠資料 1-38【ウェブ】）。

キャンパス全体の安全衛生、特定施設の管理、防災・消防対策関連事案およびリスクマネジメント関連事案は大学総務課がその窓口となり、教育支援課、キリスト教センターなど関連部署と連携しながら、すべての大学の関連施設・設備の維持管理を行っている（根拠資料 8-5）。

また、災害時（地震・火災・風水害）の対処として、「聖学院大学 災害（地震・火災・風水害）対策マニュアル」（根拠資料 8-6）を作成し、年に1回訓練を実施し、その対策とマニュアルに不備がないかを確認している。災害用対策備品や固定資産および物品に関しても、常に有効な状態において維持管理するとともに経済性に留意するとともに、管理担当者をおき、それぞれが責任をもって管理している（根拠資料 8-7）。

2：教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み

情報倫理に関しては、個人情報保護および適切な管理を目的として、人権・情報保護委員会が設置されている。同委員会では、学生・卒業生及び教職員の個人情報保護に関する対策、個人情報に関する不服申し立てに対する審議、管理者からの設問を受け個人情報保護及び情報公開の調整等を行っている。また、大学としての取り組みでは、個人情報関係規程、コンピュータ情報ネットワーク関係規程を定め、授業目的公衆送信保証金制度利用について事務連絡会資料（2020）として残し、個人情報保護に努める一方、個人情報保護に関する基本方針を大学ホームページ上に掲載することで学内外の周知を図っている（根拠資料 8-8、8-9【ウェブ】）。

点検・評価項目③：図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

評価の視点1：図書資料の整備と図書利用環境の整備

評価の視点2：図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

1：図書資料の整備と図書利用環境の整備

本学の図書館では、「聖学院大学総合図書館資料収集・管理に関する内規」（根拠資料 8-10）に基づき学修・研究に必要な図書・学術雑誌の収集を行っている。近年は電子書籍やデータベース等の電子資料の収集にも力を入れ、資料の整備拡充を図っている（根拠資料 8-10、8-11）。「JSTOR」、「Research Library」、「Academic Search Premier」等の洋雑誌のパッケージのほか、インパクトファクターを図る「Journal Citation Reports」が導入されている。全体で 15 種類のオンラインデータベースを導入しており、定期的に利用ガイダンスを行い、データベースの利用を積極的に促している。

図書館が所蔵する資料や国立情報学研究所が提供する CiNii Articles 等のコンテンツは、図書館ホームページからアクセス可能になっている。そのほか、国立国会図書館の「図書館向けデジタル化資料送信サービス」が、1 階カウンターから利用できる（根拠資料 8-12、8-13）。また、大学、大学院、総合研究所発行の紀要等を機関リポジトリ「SERVE」で公開するなど、本学所属研究者の研究成果を学外に向けて発信している（根拠資料 3-27【ウェブ】）。

他図書館とのネットワークについては、国内の大学図書館とは NACSIS-ILL を、海外の図書館とは WSILL (World Share Interlibrary Loan) 等を通じ、相互利用の促進を図っている。

館内には無線 LAN を整備するとともに、備付パソコン 38 台を設置するほか貸出用ノートパソコン 30 台、iPad 18 台を用意し、学生・教職員が快適に学術情報へアクセスできる環境を整えている（根拠資料 8-14）。閲覧席は 306 席設置しており、収容定員に対して約 13.4% の座席数を確保している（根拠資料 8-15）。また、アクティブ・ラーニングの授業やグループ学習に対応できるよう個別学習用のアクティブ・ラーニング室を館内に 4 室設けているほか、4 階閲覧室の机と椅子を可動式のものにして人数の増減にも対応している。開館時間は平日 8:45~21:30、土曜日は 8:45~17:00 で、1 限の授業開始前から大学院の 7 限終了後まで図書館を利用できる環境を提供している（根拠資料 8-16）。

2：図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

主たる図書館スタッフは、職員 4 名、パート職員 6 名であり、10 名全員が司書の有資格者である。開館時間中はどの時間帯も司書有資格者がカウンターで利用者対応に当たっている。また、1 階の相談カウンターに平日 10:00~17:00 の間、職員が常駐して学生からのレファレンスに対応するほか、図書資料やデータベースを使った情報・資料の収集の支援を行っている（根拠資料 8-17）。

学生向けに各種ガイダンスを実施しており、学部全学科の 1 年次生に対して図書館の利用方法、蔵書検索システムの使い方など図書館利用の基本事項を学ぶガイダンスを行っている。2 年次以上の学生には、ゼミごとに CiNii を使った国内外の文献を検索するためのガイダンスを実施し、文献資料収集の面での支援を行っている。そのほか、レポートの書き方、PowerPoint を使ったスライドの作成および発表の仕方など、多種多様なガイダンスを実施している（根拠資料 8-18）。

学生協働としては、SA（ステューデント・アシスタント）の「ライブラリー・アシスタント」が、3 階視聴覚カウンターで視聴覚ブースの管理や ICT 機器の貸出を行うほかアクティブ・ラーニング室での授業やガイダンスでの支援を行っている。また、学生ボラ

ンティアの図書館サポーター「セラエノ」が、図書展示やビブリオバトルなどのイベントを行い、図書館と連携しながら読書推進活動を行っている（根拠資料 8-19）。

点検・評価項目④：教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

評価の視点 1：研究活動を促進させるための条件の整備

1：研究活動を促進させるための条件の整備

本学における研究活動について、本学教職員は、「聖学院大学 公正な研究活動に関する行動規範」（根拠資料 8-20）において、「学校法人聖学院倫理綱領」および「聖学院の理念」に示された倫理と理念に基づいて遵守すべき行動規範が示されている。教育研究活動を支援するため、次のような取り組みや環境整備を行い、教員の研究活動の促進を図っている。

専任教員は全て個室の研究室やパソコン、インターネット環境、1人当たり 40 万円の個人研究費が支給され、週 3 日の出勤日以外は、研究活動に充てることができる。また、「特別研究期間制度」（根拠資料 8-21）を設けており、一定条件をクリアした有資格の教員は研究に専従できる期間を確保できる。さらに、学部長などの管理職となる教員を対象として、「聖学院大学短期研究派遣制度」（根拠資料 8-22）を設けているが、こちらは 2014 年度以降の取得者はいない（根拠資料 8-23、8-24）。

研究活動を支援する体制としては、大学総務課内に研究支援チームを設置している。競争的資金の申請や獲得後の事務処理の支援を行うほか、付置機関である聖学院大学総合研究所の研究活動を通じた研究支援など、研究活動の活性化に向けた様々な角度からの支援がなされている。

競争的資金の申請支援としては、競争的資金・コンプライアンス研修会の開催（根拠資料 8-25）、科研費申請のためのオンライン動画研修（2019 年度）（根拠資料 8-26）や添削システムの導入（2020 年度）（根拠資料 8-27）、競争的資金等に対する申請書作成支援などを行っている。また、教員の研究業績データベース（2019 年度改修）（根拠資料 6-38 【ウェブ】）や、リポジトリ「聖学院情報発信システム：SERVE」（2007 年構築、2016 年新システム移行）（根拠資料 3-27 【ウェブ】）の構築、運用も研究活動促進の一助と考えている（根拠資料 8-28 【ウェブ】）。

2019 年度より、大学プロジェクトの一つとして「研究環境改善プロジェクト」が設置され、副学長を中心に本学における研究環境の見直し、より良い環境の提供に向けた検討が教職協働で進められている。この活動の成果として、研究活動の活性化や競争力強化を目的とした先に挙げた研究倫理・コンプライアンス研修やシステムの導入のほか、2019 年度には競争的資金に関する内規類（根拠資料 8-29、8-30、8-31）の見直しを行い、「研究環境整備の方針」（2019 年度）（根拠資料 8-32）の提示、「聖学院大学における子育て中の研究者支援制度」（2019 年度作成、2020 年度より運用）（根拠資料 8-33）が実現した。現在さらに、研究以外の業務の代行に係る経費を支出可能とするバイアウト制度の導入など、さらなる研究者支援に向けた環境整備について検討が進められている。

総合研究所では、2020 年度に新たに本学教員を対象とした「聖学院大学総合研究所研究助成金制度」（根拠資料 8-34）を設立した。本助成は、意欲のある研究者を重点的に支援して研究活動の活性化を図るものである。毎年 2 件を採択し、3 年間を上限として支援し

ていく予定である。

また、図書館と聖学院大学出版会とが連携し、本学教員を対象に書籍発行のための助成（年2冊まで）を行っている。助成が承認されると、『聖学院大学研究叢書』として本学出版会から書籍発行が可能となる（根拠資料 8-35、8-36）。

点検・評価項目⑤：研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

評価の視点1：研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み

1：研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み

研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組みとして、「聖学院大学における競争的資金等の運営・管理に関する行動規範」と「聖学院大学公正な研究活動に関する行動規範」を示し、「聖学院大学公正な研究活動の推進に関する内規」、「聖学院大学競争的資金等不正防止計画」、「聖学院大学競争的資金等取扱内規」、「聖学院大学研究データの保存期間等に関する内規」を制定し、研究公正委員会のもと公正な研究活動に向けた活動を実施している。不正使用・行為の告発等受付窓口の設置、調査体制、結果の公表、認定後の措置等については「聖学院大学公正な研究活動推進体制」「聖学院大学公正な研究活動の推進に関する内規」で定めている（根拠資料 8-37【ウェブ】、8-38【ウェブ】、8-39【ウェブ】、8-40【ウェブ】、8-41【ウェブ】、8-42【ウェブ】、8-43【ウェブ】）。

また「学校法人聖学院内部監査規程」等に基づき、毎年度、監査を実施し、その結果を「内部監査報告書」として学長および研究公正委員会に提出することにより不正防止に努めている（根拠資料 8-44）。

コンプライアンスおよび研究倫理研修会は年1回実施し、欠席者には研修会録画映像による受講を求めるなど、常勤研究者、競争的資金取得の研究者および研究支援人材の受講率は100%である。実施後には理解度チェックアンケートと不正防止に関する誓約書の提出を求めている。

また、競争的資金取得者および研究倫理審査申請者には一般財団法人公正研究推進協会（APRIN）提供研究倫理教育eラーニングの受講を求めるなど、研究倫理の理解の促進に努めている。

学部学生への研究倫理教育は各指導教員が行うとともに、修士および博士課程の学生には講義形式の研修会を実施している。また倫理的配慮の必要な研究を行う学生などには、必要に応じてeラーニングの受講を案内している。

研究倫理に関する学内審査機関として研究倫理委員会を設置し、人または生物を対象とする研究に倫理的配慮が適切になされているか審査を行っている。また必要に応じて、利益相反の管理に関する審査も実施している（根拠資料 8-45【ウェブ】、8-46【ウェブ】）。

点検・評価項目⑥：教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

評価の視点3：COVID-19 への対応・対策

1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

2：点検・評価結果に基づく改善・向上

教室環境については、教務部委員会にて各学期履修登録後に全授業の履修者数の統計報告を行い、本学の教育方針である「少人数教育」に則り、次学期の履修者数上限の見直しやクラス分けを検討している。また、その検討を踏まえて各授業の教育環境の改善を行うとともに、次年度のカリキュラムへの反映を行っている。教育支援課は、上記検討を踏まえて中小教室（30名以下の教室）の改修や教室機材を中心とした教室環境整備を行っている。

本学の教学システムに関しては、2004年度から運用していたシステムのリプレースを契機に、学生を全学的にサポートできる仕組み（システム）の構築と、部署ごとに管理していたデータの整理・一元管理とを行うべく、2015年度から日本システム技術株式会社の「GAKUEN EX シリーズ」と大学ポータルシステム「UNIVERSAL PASSPORT EX」（UNIPA）を採用している。結果、各部署のデータの統合と有効活用、それに伴う教職員の利便性の向上だけでなく、学生への教室や休補講、学修に係わる情報提供方法の改善が果たされた。

さらに、2016年度より UNIPA に連動した出席管理システムと、「入学志望動機」や「学修進捗と振り返り」を全学生に記入させる UNIPA マイステップの運用を開始した。UNIPA マイステップは、2020年度から「高等教育の修学支援制度」で実施必須要件となっている「学修計画書」に「現在在籍中の課程での学修の目的」や「前述の学修の目的の実現のために、今まで何をどのように学び、また、今後、何をどのように学びたいか」、「卒業までに学びを継続し、全うする意思を持っているか」また「どのような姿勢で学びに取り組もうとしているか」といった設問を新設し、内容の充実が図られている。

以後、2018年度は UNIPA スマートフォン用アプリケーション版「UNIPA アプリ」を導入し、スマートフォンから簡単に学生時間割表の確認などができるようになった。また、2019年度には UNIPA の最新バージョン「UNIVERSAL PASSPORT RX」に更新し、クリッカー機能やウェブ上でのテスト機能、プロジェクト授業機能などを追加し、オンライン授業に関わる機能を大幅に強化した。

「研究環境プロジェクト」では、設備および制度などの面から、総合的に研究支援の検討が進められている。2019年度は、競争的資金の間接経費の活用方法の検討、「研究不正防止計画」の改訂、「科研費における旅費算出基準」の改訂検討、「競争的資金等取扱内規」の改訂、科研費申請書添削支援導入の検討、聖学院大学における子育て中の研究者支援制度の検討を行った。同支援制度は2020年度より実施している。

教職員および学生の情報倫理の確立、研究倫理、研究活動の不正防止に関して、2019年に公正な研究活動の推進に関する内規を改正した。「科研費及び競争的資金に関するガイドライン」および「体制整備等自己評価チェックリスト」ならびに「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドラインに基づく取り組み状況に係るチェックリスト」を踏まえたものである。具体的には、「聖学院大学 研究活動における不正行為の調査に関する細則」を全面改正することにより、「聖学院大学 公正な研究活動の推進に関する内規」（根拠資料 8-39【ウェブ】）とし、同細則の一部を「聖学院大学 競争的資金等取扱内規」

(根拠資料 8-41【ウェブ】)へと移行した。

「体制整備等自己評価チェックリスト」により、毎年、体制点検を実施し、研究活動の不正防止に努めている。

図書館では、年度ごとに図書委員会において活動計画を策定し、2002年度より毎年図書館活動報告書を作成している。本学の機関リポジトリ「SERVE」は、本学のサーバから本学の研究成果を発信してきたが、2016年度に JPCOAR のクラウド型の機関リポジトリ JAIRO Cloud へ移行した。

図書資料の選書は、毎月、図書委員会が行っているほか、年に1回、図書委員会による店頭選書も行っている。古くなった資料の除籍も年に2回行っており、除籍は、図書委員会、教授会で確認のうえ、適切に行っている。そのほか、3年に一度、書架資料の点検、和雑誌および洋雑誌の見直しを図書委員会が行い、適切に資料の点検・管理を行っている。

具体的な改善活動の次の通りである。

- ・新しい図書館システムの本稼働(2017年度)(根拠資料 8-47)
- ・プリンターを1～4階の全フロアに設置(2017年度)(根拠資料 8-48)
- ・継続購読洋雑誌の一部を電子ジャーナルパッケージ(JSTOR および ProQuest)に切り替え(2019年度)(根拠資料 8-49)
- ・研究論文投稿時に役立つツールとして、Journal Citation Reports の導入(2019年度)(根拠資料 8-50)
- ・オンラインデータベースである EBSCO の Academic Search Elite をより収録タイトル数の多い Academic Search Premier に契約変更(2020年度)(根拠資料 8-49)

3 : COVID-19 への対応・対策

「感染拡大の予防と研究活動の両立に向けたガイドライン」(令和2年5月14日 文部科学省発出)(根拠資料 8-51)を周知し、本学独自の活動制限ガイドラインを作成し、学生の入構を制限するなどの対策を行った(根拠資料 8-52)。

学生の学習環境や教員の研究環境の維持・整備に関しては次のような対応を行った。

- ①「大学キャンパス立入に関する注意事項」「聖学院大学キャンパスへの立入のためのチェックシート」を「UNIPA」で学生に周知した。
- ②学生の入構時の体温チェックを徹底し、職員が交代で体温を確認し、来校者証を配布した。新入生など初めて来校した学生への教室案内などに当たった。
- ③基本的な感染対策として、換気の徹底、手指消毒用の消毒液や除菌クロス、モニタータイプの検温器を設置、複数台の非接触型の検温器を購入し、カウンターや手すり、使用教室の机・椅子などの消毒の実施などを行った。
- ④来校者の感染予防対策としてキャンパス内の人の流れを考慮し、券売機や通学用バスの乗車場所、各カウンター前などの人が並ぶことが予想される場所にはソーシャル・ディスタンスを促すラインを貼付した。
- ⑤エレベータ内には人数制限や乗車方法を周知する案内を、学食や各部署のカウンターには飛沫防止ガードなどを設置した。
- ⑥対面授業の実施に際しては、教室の利用座席数の制限、換気、手指消毒の徹底、来校しないことを選択した学生への代替え措置の実施を行った。やむを得ない実習関係などの

対面授業時には、検温装置を各校舎に設置し、受講前に必ず検温し、体温が一定の水準を超えたものの入場を制限するとともに、教員にフェイスシールドを配布し、着用しての授業を推奨した。さらに、授業時には窓をあけ喚起に注意するとともに、学生にエタノールタオルを配布し、着席前に周囲を消毒してから受講することを徹底した。なお教室では前後左右に1人分の空席を設けて、教室定員の1/4～1/3での授業を実施した。

- ⑦研究補助員を在宅勤務（メールでの出退勤の時刻、作業内容の報告による勤怠管理）とし、署名や捺印を必要とする書類（研究費請求書、出張願い、研究倫理審査申請書等）のオンライン対応（捺印省略）を行った。
- ⑧オンライン授業のハード環境整備については、インターネット回線の通信速度を改善させるとともに、学内の無線LANおよび有線LANを増強した。
- ⑨図書館については、日本図書館協会の「図書館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」を参考にしながら新型コロナウイルス感染症対策を行い、2020年6月8日より一部サービスを制限しながら開館している。2020年9月25日には、利用可能な閲覧席を一部制限しているが、全学生が予約制で図書館を利用できるようになった。学修・研究支援の拡充としてILLの無償化を実施しているほか、来館が困難な教員・学生に対して郵送による資料の貸出（無償）やメールによるレファレンスを行っている。また、授業支援として図書館ガイダンス動画を制作したほか（根拠資料8-53）、オンラインでのオリエンテーションも実施している。
- ⑩教員の研究室の利用の制限は行わなかった。ワークショップ、シンポジウム、研究会を開催するため、Teamsのほかに法人としてZoom（含むウェビナー）を契約し、必要に応じて選択して利用できるようにした。また、開催に必要な機器類を導入し貸与できるようにしたほか、開催のためのサポートも行っている。感染症の拡大は、科研費をはじめとする競争的資金の研究計画にも大きな影響を与えている。研究計画の見直しやそれに伴う期間延長申請の手続きなども支援している。（根拠資料8-54、8-55）

2. 長所・特色

キャンパスの安全・衛生の確保に関しては、バリアフリーを積極的に進めており、障がい者用手洗、スロープ、点字ブロック、エレベータをほとんどの校舎に設置している。また、全ての建物の耐震補強が2020年度に終了し、学内における安全性の向上が図られた。

さらには、チャペルを礼拝時間以外にも開放し、静かに内省する環境を提供するとともに、インターネットカフェや1Cafeといった居心地の良い空間も整備している。キリスト教センター、留学生センター、ラーニングセンター、ボランティア活動支援センター、学生相談室など、多様な学生が教職員と語り合う場も用意している。

研究環境に関しては、学内の研究補助制度の導入、研究時間の確保および研究関連費用の補助などの支援策の拡充が図られている。

3. 問題点

新型コロナウイルス感染症の影響で、授業形式が多様化し、オンラインで授業コンテンツなどが豊富に提供できるようになった一方、授業を安心して快適に実施するためには、教職員と学生の双方が、多様化した授業形式で使用されるシステムについて熟知するとと

もに、授業時のトラブルがあった際に、いつでもサポートできる体制が必要である。現状ではトラブル時に専門職員が多様なトラブルにも即時に対応できているとは限らないこと、また学生がオンライン授業において機器やシステムを十分活用できていないことへの教育的指導や配慮は実践されているものの、未だ十分とは言い切れない点があげられる。

さらに新型コロナウイルス感染症への対応・対策については、ウイルスの特性など未知で十分な対策情報がないこともあり、今後も、感染予防の視点から状況に合わせた設備の拡充も含め、対応方策を見直す必要がある。

4. 全体のまとめ

大学の理念・目的を実現するため、教育研究環境の整備に関する方針を明確に示し、その方針に従って、適切な管理運営を行っている。しかし2020年の新型コロナウイルス感染症にともなう新しい時代の大学教育において、大学としての安全衛生面の対策と複雑な授業形態を充実させ活用するためには、さらなる創意工夫とシステムの拡充が必要であると考えている。

その一方この数年、大学の競争力の強化の一環として、研究環境の整備に努めており、今後その試みが実を結び、研究活動が活性化され、その成果をぜひ教育や地域貢献に還元させてゆきたいと考える。

第9章 社会連携・社会貢献

1. 現状説明

点検・評価項目①

大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示

1：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示

本学の「神を仰ぎ 人に仕う」という建学の精神の「人に仕う」という言葉に社会連携・社会貢献に関する本学の基本理念がすでに示されている。具体的には「聖学院大学の理念10か条」の第5条に「（中略）激動する社会、および地域の問題にも積極的に取組み、創造的な活動をする」との方針を謳っている。（根拠資料1-2【ウェブ】、1-3【ウェブ】、1-4【ウェブ】）。

2017年12月に、以下の考えのもと、(1) 地域を対象にした学び（課外活動を含む）、(2) 地域を対象とした研究、(3) 地域への貢献の3項目からなる「聖学院大学 地域連携・教育方針」を策定した。

大学と地域は、対等な立場で、相互理解を深めながら、共に成長し合う関係である。そのため、本学は、地域での学生の学びに際して地域貢献を心掛け、地域活動において市民や学生など関わる人々の学びや成長を大切にする。

このような地域連携・教育を通して、学生が本学の教育目標である「良き隣人となる」ことを目指す。学びや活動を一つひとつ積み重ねることにより、周囲の人々にとっての良き理解者・パートナー、時に支援者や伴走者になることである。このことが、多様な人々と共に生きる共生社会を、地域に形成することにつながる（根拠資料9-1【ウェブ】）。

点検・評価項目②

社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

評価の視点1：学外組織との適切な連携体制

評価の視点2：地域交流、国際交流事業への参加

評価の視点3：社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進

評価の視点4：COVID-19への対応・対策

1：学外組織との適切な連携体制

地域連携・教育センターでは、同センター内規第1条にて「聖学院大学は、自治体、企業、NPOなどの地域諸団体と連携し、大学として社会貢献の機能を果たすとともに、学則第2条に基づき、地域活動に参加することにより『実践的に成熟し、民主的な社会人としての良識と見識をもった有為の人間を育成する』教育的使命を遂行するために、地域連

携・教育センターを設置する」と方針を謳っている。その実現のために取り組むべき具体的事業として、同第3条に「(1) 教育関連事業、(2) まちづくり関連事業、(3) 福祉関連事業、(4) 国際協力関連事業、(5) 産業振興関連事業、(6) その他、地域貢献に関連する事業、(7) 上記の事業への参加に関わる人材育成事業」の7項目を打ち出している（根拠資料3-36）。

地域の自治体と連携を図るため、本学の立地する上尾市のみならず、隣接するさいたま市および近隣の春日部市と包括協定を結んでいる（根拠資料9-2【ウェブ】）。これらの自治体とは年度ごとに協力できる事項の確認を行い、随時発生してくる案件についてはその都度話し合いをして、適切に連携を図っている。また、埼玉県とも全体的な連携協定の締結はしていないものの、同様の手順で対応をしている。さらに、岩手県釜石市とは東日本大震災の復興支援ボランティア活動を行っている関係もあり、連携協定を結び、ボランティア活動以外の支援や協力もできるような関係を構築している。

また、大学総合研究所は、同研究所規程の第3条において各研究センター・研究グループの「それぞれの分野の諸問題を学問的に研究し、その成果の理解、普及を図る」と謳っている。同規程第4条では、その目的を達成するための事業として「(1) 研究会、(2) 総合研究所の主催や共催するシンポジウム、講演会、公開講座、ワークショップ等の開催、(3) 総合研究所『紀要』、『News Letter』、その他の出版物の発行、(4) 国際交流、(5) その他」の5項目を打ち出し、これらによって研究成果を広く普及・還元することで社会に貢献することを目指している（根拠資料3-13【ウェブ】）。また、同規程第4条2では補助事業として「(1) 心理相談室（グリーンケア・ルーム）、牧会電話相談、(2) 人間福祉スーパービジョン、(3) 聖学院キッズ・イングリッシュ、(4) 聖学院大学出版会」を位置付け、学外との連携を図っている（根拠資料3-32、9-3【ウェブ】）。

2：社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進

・社会連携・社会貢献に関連したカリキュラム・教育活動

社会連携・社会貢献につながる科目として、「ボランティア論」、「ボランティア概論」、自らの活動を周囲に適切に伝える技術を学ぶ「ボランティア体験の言語化技法と実践」、地域へ出るための準備のためのレクチャーと実践活動の「コミュニティサービスラーニングⅠ・Ⅱ」、「インターンシップⅠ・Ⅱ」を配置している。後述する釜石市でのボランティア活動から発展し「被災支援インターンシップ」を開講するとともに、「保育士インターンシップ」も立ち上げた。また、埼玉県の「共助による高齢化団地活性化モデル事業」（後述）を踏まえて「地域活動実習」も開講した。さらには、大学近隣の歴史や文化を知る手法を学ぶ「地元学」、地元をより実践的に知るためにさいたま北商工協同組合と連携した「宮原地域学」、様々な角度から地元を知る「埼玉学」も提供している。加えて、ボランティア活動をする準備であると同時に地方都市の持つ歴史と課題を知る「釜石学」も設置し、いずれも教養科目または他学科履修として全学対象に開かれている科目である。

また、人文学部が主体となり、さいたま市立盆栽博物館と連携して行う「盆栽講座」も集中講義として開講され、一般市民にも公開した（根拠資料3-35、9-4【ウェブ】）。

ゼミなど教育の一環として取り組んだ例として、上尾市の公認キャラクターであるアップリーの応援隊として市内の保育園をキャラクターとともに訪問する活動、上尾市商工課と

連携し上尾市の魅力を留学生と日本人学生が協力して国内外に発信する活動などが挙げられる（根拠資料3-45）。

・地域貢献活動

埼玉県「共助による高齢化団地活性化モデル事業」により、高齢化が進む古い団地（県営シラコバト住宅：上尾市）を学生向けに改修した部屋に本学の学生が入居しながら自治会活動等を通じてコミュニティの活性化に取り組む活動をしている（根拠資料9-5【ウェブ】）。

また、埼玉県が進めている「高齢者に学内授業を提供するリカレント事業」に初年度から参加し、毎年多数の受講生がある（根拠資料9-6【ウェブ】）。

公立学校の教員の研修においても埼玉県とは協力関係にあり、2019年度に英語教員を受け入れ、小学校英語についての研究研修を行った。同様に2021年度にも受け入れる予定である（根拠資料9-7【ウェブ】）。

上尾市・伊奈町・桶川市とは、毎年「あげお・いな・おけがわ こども大学」を日本薬科大学と共催し、子どもたちを受け入れている（根拠資料9-8【ウェブ】）。

大学周辺地域との連携としては、本学は地震などの災害の際に周辺住民が避難する指定避難場所に上尾市から指定されていることから、年1回上尾市・戸崎団地自治会・自主防災会・大学の三者がともに住民のための避難所設置訓練を行っている。これは、住民との協働を通じた大事なコミュニケーションの場にもなっている（根拠資料9-9）。

総合図書館は、地域への図書館解放はもとより、県内の図書館や高校と共同したビブリオバトルの開催や「図書館と県民のつどい埼玉」への参加など、高校生や市民との活動も積極的に行っている（根拠資料9-4【ウェブ】）。

また、学長裁量経費に、「本学における社会貢献活動または地域連携活動のための措置に要する費用」という枠が設定され、地元を対象にした調査研究も提案された（根拠資料9-10、9-11、9-12）。

・震災復興支援活動

本学では、2011年に発生した東日本大震災の復興支援のため、同年12月より、釜石市で多様な活動を実施している（2020年は新型コロナウイルス感染症のためオンラインで実施）。主な活動は、キリスト教主義の大学の特徴を生かしたクリスマス会を中心とした「サンタプロジェクト」、桜の盆栽を届ける「桜プロジェクト」、学生のエネルギーを届ける「よいさプロジェクト」（釜石市の夏祭りの一つ）である。これらのプロジェクトで現地を訪れた際に、原木椎茸再生、漁業や農業の支援、子ども遊び広場などの活動を行うとともに、高校生などの若者や高齢者との交流活動も実施している。これらの活動により、2019年7月に、「東日本大震災復旧・復興支援活動フォーラム」において、釜石市長より聖学院大学、聖学院中高・女子聖学院中高ら法人全体への感謝状を頂いた（根拠資料9-13 pp.63-64）。

3：地域交流、国際交流事業への参加

本学の最寄り駅のJR東日本宮原駅周辺のさいたま北商工協同組合や周辺自治会などと、「さいたまKI-TA祭り」に毎年、学生ばかりでなく教職員が参加している（根拠資料9-14【ウェブ】）。

埼玉県内外のNPOなどの特定非営利活動法人との連携も行っている。地域連携・教育センターやボランティア支援センターを窓口ネットワークを組み、共同での行事開催、日頃の情報交換や行事への協力などが行っている。

国際的な学术交流に関しては、本学および総合研究所と韓国・長老会神学大学校との「日韓神学者学術会議」は継続的に交流を重ねており、その成果は両国の言語で研究者へと還元されている（根拠資料9-15、3-28）。

留学生センターでは国際交流および交流事業への参加促進のため、留学生による地方自治体ならびに公益団体が主催する国際交流活動への参加を支援している（根拠資料3-44【ウェブ】、3-45 pp.59-63）。活動事例としては、「JAPAN TENT（石川県）」「ホームビジット（さいたま観光国際協会）」「着物着付け体験会（さいたま観光国際協会）」「北海道、沖縄ホームステイ研修（共立国際交流奨学財団）」などがある。

留学生による地域貢献として以下の実績がある（2018・2019年度）。前述の「さいたまKI-TAまつり」への参加・出店（根拠資料3-44【ウェブ】、3-45 pp.32-34、pp.49-50）、聖学院大学ヴェリタス祭への参加・出店（根拠資料3-44【ウェブ】、3-45 p.35、p.51）、学内のボランティア事業および地域の文化活動・支援活動への寄付実績（根拠資料3-45 p.56）、上尾市教育委員会主催による教育活動「あげお子ども大学」への参加などである。これらの活動は留学生の意欲とそれを支援する留学生センターの活動により実現している。

この他に、地域の国際交流を促進し、本学の日本語教育の成果を広く地域一般に還元するものとして、留学生による各地での日本語スピーチコンテストへの参加が挙げられる。2019年度には、「さいたま市の日本語スピーチ大会（根拠資料3-45 pp.64-65）」、「川口市の日本語スピーチ大会（根拠資料3-45 pp.66-67）」に参加した。

4：COVID-19への対応・対策

キャンパスへの立ち入り制限のため、ボランティア活動や社会貢献活動も制限されることとなった。大学が定めたレベルごとの基準に従い、学生とのミーティングや地域の方々との面会なども制限され、夏前まではほとんどの活動が停止状態となった。

しかし、学生の「何かしたい」という熱意をもとに、大学の基準を遵守しながら、オンラインミーティングを重ね、「コロナ禍でもできるボランティア活動」を模索し、8月に「ボランティアスタディツアー」を開催した。例年であれば岩手県釜石市に訪問するものだが、学生の工夫により、「現地で震災復興に尽力された牧師や現地で被災された旅館女将の話のほか、現地の写真などを使って「釜石でのできごと」「現地紹介」「現地案内バーチャルツアー」といった、講演やバーチャルツアーなどのプログラムを組み合わせ実施した。

地域連携については、内容を選択し、安全面に配慮しつつ、学外でできることは極力応じることとし、自治体からの委員委嘱などについては自治体の安全体制に任せつつ、各教員の判断に従った。こうした活動は、毎週行われる事務局ミーティングで確認したのち依頼をし、活動のその後については極力状況を把握しながらセンター運営委員会で経過報告をした（根拠資料9-16）。

点検・評価項目③

社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

2：点検・評価結果に基づく改善・向上

ボランティア活動に関してはボランティア活動支援センター運営委員会が、地域連携に関しては地域連携・教育センター運営委員会が、毎月の会議において個々の活動点検・評価を行っている。2つのセンターの運営委員会メンバーは、現状では地域からの依頼が多くを占め、その内容が学生ボランティアに関わることが少なくないため、兼任となっている。そのため活動に関する会議も両者に関する議題を見渡すことができ双方の活動を点検評価できるという利点がある（根拠資料3-33、3-36）。

ボランティア活動支援センター運営委員会では、2014、2017、2019年度に釜石小委員会を設置し、釜石での復興支援活動のあり方に関して点検・評価を実施した。2014年度は、復興支援ボランティアスタディツアーの検証、2017年度および2019年度は、首都圏の大学が活動を終息し、復興期間が2020年度に終了することを踏まえ、これまでの釜石との関わりを振り返るとともに、これからの釜石との関わりについて検討した（根拠資料9-17、9-18、9-19、9-20、9-21）。

地域連携・教育センター運営委員会では、2018年度に、聖学院大学の自治体との連携について検討した。①社会貢献として評価される地域連携を行い大学としての価値を高める、②聖学院大学が相手自治体にとって役に立つ（無くてはならない）存在になる、③聖学院大学の強みの発揮、④研究・教育活動に役立つ自治体資源・地域資源の積極的な活用、という方針を示した。また、地域連携(社会貢献)を聖学院大学の文化にしていくために、①地域連携の雰囲気づくり・意識の向上、②連携の取組みの目的・意義の明確化、③大学としての取組みであることの明確化、④情報の一元化、⑤対外的な情報発信の工夫が必要であることを確認した（根拠資料9-22、9-23）。これらを踏まえて、自治体の各種委員会の委員推薦、学外授業、地域を扱った調査研究、地域での講演・シンポジウム、学生のボランティア活動に関する情報を、総務課地域連携・ボランティア支援チームが収集し、一元管理することとした。

これらの情報・データをもとに、2018年度から地域連携・教育センターの年次報告書を作成し、教職員および外部の関係機関へ配布している（根拠資料3-35）。

なお、ボランティア活動支援センターに関しては、設立した2012年度から年次報告書を作成している。センター運営委員会内はもとより、両報告書の作成過程において、各活動の振り返りを、自己点検を行っている。また、2018年より、大学評価会議（旧外部有識者会議）においても、ボランティア活動及び地域連携に関して意見を聴取している（根拠資料2-7）。

2. 長所・特色

本学の地域連携、社会貢献活動の長所としては、学生の教育活動へのつながりが強く、学生が成長できる舞台となっているということである（根拠資料9-24【ウェブ】）。こうした例は数多くある。

本学の場合、ボランティア活動支援センターと地域連携・教育センターは組織上別組織としつつ、深く連動し互いに補い合う体制がとられている。それは、地域からの要望があまり明確に区別できるものでもなく、また、学生は地域からのボランティア要請などによって地域貢献のあり方を知る、というように両者が密接に関わっているケースも多いからであった。ボランティアコーディネーターは、また学生の指導にも熱心である。「ボランティア活動を通じた学生の人格の陶冶」を目指し、特に学生サポートメンバーの育成に力を入れている（根拠資料9-25【ウェブ】）。

サポートメンバー育成は、学生のリーダーとなるのに必要な知識や実践経験を積むことを通じて行っている。活動を通じて自分を振り返り、人間的な成長をとげることができた学生が、さらに他の学生へと良い影響を与えたり、リーダーとして自主独立して活動を企画したりする効果が期待できる。特に、本学の特徴的な活動である岩手県釜石市における復興支援ボランティアは、最初の数年は大学が企画を立て学生が参加する形であったが、最近では学生が企画し教職員が参加するようなウェイトが高まっている。

留学生センターが支援する本学留学生の課外活動は、社会連携・社会貢献について本学が推進する方針とも合致し、大きな成果が得られている。留学生たちは地域イベントへ参加し、学外における異文化交流に深く寄与するとともに、祭事参加で収益が得られた場合はその一部を寄付するなどして、社会的な還元を自発的に行っている。このように地域貢献に積極的に参画しようとする留学生が本学において育っていることは特筆に値する。

3. 問題点

ボランティア活動支援および地域連携のための組織は整備されているものの、学内ばかりだけでなく、学外からの支援ニーズが増加傾向にあり、現在のスタッフだけで対応するには限界が生じてきている。単に人員の補強だけでは問題の解決には結びつかず、選択的、戦略的に、ボランティア活動および地域連携の推進を行う必要がある。合わせて、二つのセンターの関係および役割をどうすべきかについても検討する必要がある。

また、地域連携の内容面において、産学官連携が十分でないという問題がある。多くの企業が直接的に連携を求める分野が本学には限られているが、企業の人材育成における学び直しや専門性の強化といった部分が考えられる。政治政策学研究科においては、税法に関する修士論文の作成により税理士試験科目が一部免除されるため、社会人入学も多く、一定の社会貢献を果たしていると言える。一方、履修証明書制度が設置されているが実績が少なく、社会人に向けての体制づくりは大きな課題である。また、埼玉県の英語教員を研究員として受け入れ事例も限られている。

4. 全体のまとめ

聖学院大学における地域連携・社会貢献については、その前身である女子聖学院短期大学を含めると、1966年以来この地に54年間という半世紀以上の歴史がある。その土台の上

に立って、様々な形で展開・深化してきたと言える。学院の設置理念であるキリスト教精神は社会貢献への道とつながっており、大学開学の当初から学部の専門性が地域連携に結びつくものであったことが、本学の特徴と言えるだろう。現在では、ボランティアがしたいから活動の活発な聖学院大学へ、というように学生の進路決定要因となるほど浸透してきている。改善すべき課題はあるものの、克服しつつ今後の活動を続けていきたい。

第10章 大学運営・財務

第1節 大学運営

1. 現状説明

点検・評価項目①

大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示

評価の視点2：学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知

1：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示

2：学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知

本学は、学校法人聖学院の中長期計画「聖学院ビジョン」策定と連携し、大学の将来を見据えた中長期計画として2018年に「SEIG VISION 2018-2023」を制定した（根拠資料1-38【ウェブ】）。そのなかで大学については、現状認識、5年間の中期目標、5年以上の期間を含む長期目標が、項目を挙げて立てられている。それらは、01.教育、02.財政、03.施設・設備、04.人材・組織、05.ICT教育、06.広報の6項目であり、それぞれ法人の中長期計画との整合性を図りつつ、大学の将来計画を詳述した。本中長期計画では、建学の精神、理念をあらためて見直し、また幼稚園から大学院までを擁する学校法人の、各園・各校における児童・生徒・学生の発達段階に応じた具体的な教育理念・目標を立て、その一貫として高等教育をつかさどる大学および大学院の目的理念を見直した。大学の理念は学部・学科、研究科のポリシーとして活かされることを再確認し、3つのポリシーの実現と保証に向けて教育研究目標と基盤整備目標を掲げている。本中期計画を踏まえ、2018年には大学の運営、事務に関する方針を教授会および職員を対象に「聖学院ビジョン」説明会を開催して周知した。

中長期計画に沿って法人・大学のガバナンス体制を整備するとともに、特に大学においては学長主導のもと、教育改革に向け教育ガバナンス体制を強化する。大学運営の業務効率化を図るとともにSD活動を通じて、教職員相互の協働をさらに推し進める。財務については安定的な基盤を築くため、中長期計画に沿って目標数値を策定公表し、財務運営管理の透明性・健全性の維持向上に努める。中期5年計画の半ばにあたる2020年10月大学教授会では、行動指針を公表し宣言した（根拠資料1-40）。

点検・評価項目②

方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

評価の視点1：適切な大学運営のための組織の整備

- ・学長の選任方法と権限の明示
- ・役職者の選任方法と権限の明示

- ・ 学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備
- ・ 教授会の役割の明確化
- ・ 学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化
- ・ 教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化
- ・ 学生、教職員からの意見の対応

評価の視点 2：適切な危機管理対策の実施

1：適切な大学運営のための組織の整備

・ 学長の選任方法と権限の明示

建学の精神および学校法人聖学院寄附行為第3条、聖学院大学学則第2条に規定する目的を実現するために、学長をはじめとする所要の職を置き、「管理者選出規程」に基づき管理者を選出している（根拠資料1-1、1-2、1-8、6-12）。学長の選任方法については、「管理者選出規程」第2章第5条～第12条に基づき適正に検討を行っている。具体的には、理事会が学長選考委員会を設置し、同委員会が教授会構成員の意見を聴取して候補者を選定する。理事会は同委員会の答申報告に基づき学長を審議決定する。学長の権限については、「聖学院大学学則」第5条第2項「学長は、聖学院大学運営委員会の補佐を受けて全ての校務をつかさどり、所属教職員を統督し、本学を代表する。」と定められている（根拠資料1-8）。より具体的には「寄附行為施行細則」第3条第2項において、理事会が学長に委任できる事項として、「学則の定める事項のうち、教育課程、履修方法その他の専ら教学分野の事項のみに関する規定の改廃又は新設」、「非常勤教職員の採用（当初の採用計画又は退職者等の補充の範囲内で行う採用に限る。）及び契約解除の決定」、「教職員の退職の申込みの承諾」が規定されている（根拠資料10(1)-1）。

・ 役職者の選任方法と権限の明示

学部長の選任に関しては、まず、学部教授会構成員の意見を聴取し、理事会で設置された学部長選考委員会において候補者を選任する。同委員会の答申報告に基づき、理事会が学部長を審議決定する（根拠資料6-12）。学部長は、当該学部の上に設置された研究科の研究科長を兼務している。

大学チャプレンに関しては、理事長および院長が候補者を選考し、理事会が審議決定する（根拠資料6-12）。

大学チャプレン、学部長、学部チャプレン以外の役職者の選任方法として「聖学院大学運営委員に関する内規」第2条第1項において、学長の指名および任命による基礎総合教育部長、各学科長、各部長を置く、と定めている（根拠資料10(1)-2）。

その他、各委員会においても、それぞれの委員会内規等で学長指名による委員長および、学長が大学教授会において指名した者が委員となり委員会が構成されている。役職者の権限については、特にそれを明示されている規定箇所はない。「聖学院大学運営委員に関する内規」第3条の定めにより、学長の指名および任命による基礎総合教育部長、各学科長、各部長は学長を補佐し、第4条に定める職責において学長に対し責任を負う、と定めている（根拠資料10(1)-2）。

・ 学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備

「聖学院大学運営委員会規程」（根拠資料3-70）に基づき、本学開学当初より学長の諮

問機関として聖学院大学運営委員会が設置されており、同規程第4条において学長が諮問する事項や大学教授会および学部教授会の議題、議事に関する事項を審議することを同委員会の職務としている。

また、2018年度より新たに「聖学院大学学長企画会議内規」を定め、同内規第1条において大学改革の基本方針および教学面の重要課題を審議し、学長を補佐する、教職員協働の機関として学長企画会議を設置している（根拠資料10(1)-3）。

・教授会の役割の明確化

教授会の役割の明確化については、学校教育法が2015年4月1日付で改正施行されたことに伴い、「聖学院大学学則」（根拠資料1-8）第6条～第7条、「聖学院大学大学教授会規程」第6条および「聖学院大学学部教授会規程」第6条において、学長が決定を行うにあたり、意見を述べるものとして規定されている（根拠資料10(1)-4、10(1)-5）。

同様に大学院についても、「聖学院大学大学院学則」（根拠資料1-18）第9条および「聖学院大学大学院研究科委員会規程」第6条において、学長が決定を行うにあたり、意見を述べるものとしてその役割が規定されている（根拠資料10(1)-6）。

・学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化

「大学教授会、学部教授会及び研究科委員会の審議事項についての学長決定」において、大学教授会、学部教授会および大学院研究科委員会で審議し、学長に意見を述べる事項について、各教授会および学部長並びに研究科委員会および研究科長の意見を参酌し、学長として決定する事項を定めている（根拠資料10(1)-7）。学長主導を実効化するため、2018年より学長裁量経費を計上し、特色を出したい教育研究プログラムに研究費を支給し、教育研究に功績のあった教職員（教職員グループ）の表彰を制度化した（根拠資料6-40）。

・教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化

「学校法人聖学院寄附行為」（根拠資料1-1）第14条、「寄附行為施行細則」（根拠資料10(1)-1）第3条により、理事会（根拠資料10(1)-8）は、学長等の任免に関する事項等のほか、教育方針や経営方針、財政計画の策定等、本法人の運営の基本に関する重要事項を決定処理することが規定されている（根拠資料10(1)-9）。

一方、大学においては、学長が教学関係を含む全ての校務を掌ることが前述の通り、「聖学院大学学則」（根拠資料1-8）第5条第2項に定められている。

・学生、教職員からの意見への対応

学生に対しては、学期ごとに授業アンケートを実施し、授業担当者ごとに受講生からの意見に対して、自らの授業の意味付け、方法などを踏まえ、「授業アンケートに答えて（応答集）」を作成している。また学生生活については、「大学生活に関するアンケート」を実施している。教職員の教育研究またキリスト教の活動についての意見は、「新年教職員研修会」、およびキリスト教センター主催の「全学礼拝懇談会」（週日に行われる全学礼拝の意義を話し合う教職員の懇談会）の機会を利用して、意見発表、討議によって汲み取っている。さらには、2018年3月に、教職員から、幅広くアイデアを募ることにより、本学の改革・改善を推進するため、「学内提案制度」を設けた。提案を求める事項は、①教育・学習、②学生指導・支援、③就職活動支援、④広報・入試、⑤研究、⑥地域連携・社会貢献、⑦学内運営、⑧施設、⑨職場環境の改善、⑩その他、のいずれか、もしくは複合的なものとしている。提案は、学長企画会議で審議され、その結果は大学教授会に報告

される（根拠資料10(1)-10）。

2：適切な危機管理対策の実施

危機管理対策の実施については、具体的に「聖学院大学危機管理マニュアル」、「聖学院大学 災害(地震・火災・風水害)対策マニュアル」等災害の事象別にマニュアルを策定し、危機管理体制を整備している（根拠資料10(1)-11、8-6）。

例年、防災避難訓練を学生・教職員・市職員・周辺地域住民が参加した形で実施している。（根拠資料10(1)-12、10(1)-13）。

「聖学院大学危機管理マニュアル」の第5章では、新型インフルエンザ等の感染症に対する危機管理についての体制、対応等を定めているものの、今般の新型コロナウイルス感染症に対しては、2020年2月初旬時点では全く対応を想定していなかった。そのため学長企画会議で、卒業式や入学式などの行事の実施の有無、また対面型の授業からオンライン授業への移行を踏まえた授業実施の形態、授業開始時期を、短期間において綿密に検討し、決定した（根拠資料10(1)-3、6-11）。さらに、国の示す感染レベルの状況に合わせ、「新型コロナウイルス感染症に伴う活動制限ガイドライン」を設けた（詳細は第8章点検・評価項目⑥参照のこと）（根拠資料8-52）。

点検・評価項目③

予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

評価の視点1：予算執行プロセスの明確性及び透明性

- ・内部統制等
- ・予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定

1：予算執行プロセスの明確性及び透明性

本法人では中長期計画である「SEIG VISION 2018-2023」のなかで、財政における中期的な安定財政基盤の構築を目的として5つの指標を掲げている（根拠資料1-38【ウェブ】）。この指標を踏まえて予算方針を策定している。

具体的な予算編成および予算執行の手続きについては、関連諸規程である「学校法人聖学院経理規程」、「稟議規程」、「予算執行の決裁権限に関する規程」および学校法人会計基準に則り、適正に実行している（根拠資料10(1)-14、10(1)-15、10(1)-16）。

予算編成においては、毎年度、「予算編成基本方針」を作成し、理事会の諮問機関である経営財務委員会にて「SEIG VISION 2018-2023」を基本とし、学院財政状況および当該重点事項を踏まえ、細部にわたり協議・修正を加えた後、理事会にて年度予算が承認される（根拠資料10(1)-17、10(1)-18）。各部局等が編成（財務システムにデータ入力）した予算をベースに、特に金額が大きい施設・設備は、緊急性、教育質向上により優先順位を付け、限られた財源内で調整をする。また、ICT関係は情報センターで学院全体の予算を統括的に編成している。これらを集計し経営財務委員会にて審議された当初予算（案）は評議員会の諮問を受け、理事会において決定される。予算作成については、学校法人聖学院寄附行為第27条において定めている（根拠資料1-1）。予算執行については「予算執行の決裁権限に関する規程」（根拠資料10(1)-16）により、承認された予算の範囲内で各決裁額

を上限として執行される。なお、承認されている予算であってもこの各決裁権限以上の金額を執行する場合は「稟議規程」（根拠資料 10(1)-15）により一般稟議として経営財務委員会および理事会にて報告し、内容を再度検証する仕組みをとっている。また、予算はすべて財務システムによる管理が徹底されており、執行する予算枠（上限額）を超えて支出することはできない。そのため、予算執行部署責任者または担当者は常に予算執行状況および予算残高を確認する。期中における計画変更、偶発的な支出も当然生じるが、その場合は特別稟議として扱い、当初予算全体の支出金額を超えない範囲で予算変更案を策定し、理事会にて承認を得ている。学院全体の予算執行状況は毎年9月に半期の状況および下期に向けた政策を理事会へ報告し、その結果を事務連絡会および教授会等で状況を説明している（根拠資料 10(1)-19）。また、規程等に基づく適正な予算執行、会計処理がなされているか検証するため、公認会計士および内部監査室と監事が連携を図り監査を実施している。決算の監査は、私立学校法に基づく監事監査、私立学校振興助成法に基づく公認会計士監査が行われ、それぞれ監査報告書が提出されている。指摘事項については改善するとともに理事会へ報告している。

予算執行の効果を分析・検証する仕組みの一つとしては毎年「SEIG VISION 2018-2023」に掲げている6項目について実施状況を含めた総括を実施している。今後はさらに予算執行の効果に特化した分析・検証するプロジェクト等を検討する予定である。

以上のことから、本学では、予算執行プロセスの明確性・透明性に留意し、予算執行に伴う効果を分析・検証する仕組みを設定するなど、予算編成及び予算執行を適切に行っていると判断できる。

点検・評価項目④

法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

評価の視点1：大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置

- ・業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備
- ・業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備
- ・人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善昇給制度で十分？
- ・職員の採用及び昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況
- ・教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働）

1：大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置

- ・職員の採用及び昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況

職員新規採用については、職員総数に一定程度の上限を設け、年度ごとの人事基本計画に基づき、学歴や性別等を問わず厳密な採用試験（書類審査、筆記試験、面接試験および必要がある場合は実務試験）を経て採用候補者名簿に登録された者の内から採用することとしている（根拠資料 10(1)-20、10(1)-21）。

- ・業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備

本法人および本学では、「組織規程」および「事務分掌規程」、「事務総局事案決定規程」、

「権限委任規程」等により、大学設置基準に定められた大学運営に必要な事務組織を設けている（根拠資料 10(1)-22、8-5、10(1)-23、10(1)-24）。

「SEIG VISION 2018-2023」（根拠資料 1-38【ウェブ】）の一環として、法人本部、大学事務局等における業務の洗い出し、標準化を進め、その後事務組織の改編を行い、法人事務局として、3部10課（情報センター、キリスト教センター、広報センター等の事務室を含む）、大学事務局として、2部8課（学長室、キャリアサポートセンター、留学生センター等の担当課を含む）をそれまでの2局9部24課（事務室を含む）から2局5部19課（事務室を含む）へ再編成した（根拠資料 10(1)-25、10(1)-26）。

業務内容の多様化、専門化にも対応できるよう、事務局内に、多くのセンターや担当を設けてきている。例を挙げると、本法人および本学では、長年、教育研究活動におけるICTを重要視しており、2017年には情報センターを設置し、技術に精通した職員を配置している。さらに本学では、学生の自学自修をサポートするため、2005年度にはラーニングセンターを、国際化の推進に伴い増える留学生に対応するため、2017年9月には留学生センターを開設し、事務責任者を置いている。ほかにも、事務職員のうち、特に建学の精神の実現のために学院が必要と判断した場合、本務職員として専門職を配置している。例えば、本学の建学の精神「神を仰ぎ 人に仕う」の精神の具現化とキリスト教大学における教育活動の一環として推奨されるボランティア活動の普及と活動支援、ボランティア活動を通じた学生たちの学びと成長を支援するためにボランティア活動支援センターを設置しているが、当センターにはコーディネーターを3名配置している。また、障がいや病気などにより、修学および学生生活において支援を必要とする学生の相談窓口として、オリブデスク（障害学生支援室）を設置している。本支援には専門的な知識や技術が必要とされることから、精神保健福祉士の資格を持った職員を配置している。総合図書館スタッフである司書課職員は全員が有資格者であり、専門性に配慮した外部研修に定期的に参加している。

各部門では、事務職員としての基本的な研修に加えて専門性を考慮した外部研修などを随時受講し、専門性を深めている。

本法人および本学における事務の正確かつ円滑な業務遂行については、「事務連絡会規程」に基づき、局長および部長からなる事務連絡会を毎月1回、第4週の木曜日に開催している（根拠資料 10(1)-27）。この連絡会では、理事会での協議事項や決定事項などを周知、徹底するとともに、法人、大学、各事務部署における懸案事項を挙げ、協議を行う。提案等としてまとめる場合には、理事会等へは、理事である総局長を通じて検討事項とすることができる。また、大学では、部課長会を毎月1回程度開催しており、事務連絡会同様、大学業務全般の適正な管理運営と持続的な業務改善等に寄与できるように体制を整えている。懸案事項を挙げ、協議を行い、提案等としてまとめる場合には、大学事務局長より学長へ進言できる仕組みになっている（根拠資料 10(1)-28）。

・ 教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働）

2017年4月1日に改正施行された「大学設置基準」の第2条の3で新設された「教員と事務職員等の連携及び協働」については、職員のモチベーションの向上と教学を含む大学運営への積極的な参加を促進するため、教授会のもとに設けられている教務部委員会、学生生活部委員会、入試部委員会、キャリアデザイン部委員会といった委員会の内規を2017

年9月20日に改定し、担当部署の部長および課長、および「事務職員のうちから学長が指名した者」を構成委員とするようにしている（根拠資料10(1)-29、10(1)-30、5-12、10(1)-31）。さらに、大学改革を推進、加速化していくため、同改革の基本方針および教学面の重要課題を随時審議し、学長を補佐する、教職員協働の機関として、「学長企画会議」を2018年4月1日に設置した。構成員は、学長、副学長、大学チャプレン、各学部長、学長補佐などに加え、大学事務局長、学務部長、経営企画部長、学長室マネージャーである。また、IR室、FD・SD委員会、学長主導による「内部改革」、「外部連携」、「職場環境」などの重点的な視点から教職連携の大学プロジェクトが複数立ち上げられ、教員と職員が共に懸案事項に取り組む教職協働型の大学運営を行っている。

大学事務局における2020年度の新型コロナウイルス感染症対策としては、決済のためのVPN(Virtual Private Network)、情報漏洩を防ぐためのFSS(Frequency Selective Surfaces)、連絡、会議などのためのTeamsの導入を一早く済ませ、緊急事態宣言が発出される前日の4月6日に教職員に向けて、在宅勤務を奨励するメッセージを学長および大学事務局長より発信した(根拠資料10(1)-32、10(1)-33)。

教員に関しては、研究室等への出入りについては自由としたものの、それ以外は厳しく限定し、教授会、委員会などは、Teamsを使って運営がされた。事務局では職員のローテーションによる在宅勤務も開始し、部署ごとに差があるものの、在宅勤務率は高いところで80%、低いところで20%、全体では50%程度を5月25日に緊急事態宣言が解除されるまで維持しつつ、VPN、FSS、Teams等のシステムを用いて滞ることなく、事務作業を遂行した(根拠資料10(1)-31)。こうしたシステムの活用によって在宅勤務への転換、それに伴う通勤の削減、効率的な事務運営が実現したと同時に、1カ月弱の期間でほぼすべての授業をオンラインで行う体制を整えることを可能にした。そのほかの学内の対応としては、大学事務局長を中心に大学全体としての対策を行うほか、各部署が工夫して不足分を補うことができるよう、作成した掲示やリソースを共有フォルダにて共有した。

・人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善昇給制度

人事・給与制度については、職員の昇進への意欲、事務局全体のモチベーションの向上を目的として制度改革を行い、2020年度より実施している。単線の年功序列型給与体系であったものを、新制度では給与体系を複線化(役割等級制)し、一定の経験を経て昇任試験および選考の結果によって昇格・昇進することになっている(根拠資料10(1)-34、10(1)-35)。また、公正かつ客観的に行うため職層ごとの職員に求められる標準的な職務遂行能力を定め、昇任試験および選考に合格した者の中から昇任者を定めることにしている(根拠資料10(1)-36)。さらに、事務職員人材育成アセスメント制度規程(根拠資料10(1)-37)を設けており、各職員、部署の職務の明確化、目標等の設定をし、アセスメントを1月1日から12月31日の1年間を対象期間として実施し始めている。しかし、新型コロナウイルス感染症のため準備が遅れ、2020年度は職務の明確化、目標の設定等、アセスメント実施の準備に留めることとした。

点検・評価項目⑤

大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

評価の視点 1：大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（SD）の組織的な実施

1：大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（SD）の組織的な実施

本学では従来、各部局単位で計画的に研修を実施してきたが、職員の「職務遂行に必要な知識、技能等を習得させるとともに、本法人職員としての自覚を促し、もって職員の勤務能率の発揮及び増進を図ること」を目的とし、法人全体として「事務職員教育研修制度規程」（2020年）を制定している。本規程に基づき、「事務職員研修基本計画」を作成し、また「事務職員人材育成アセスメント制度規程」（根拠資料10(1)-37）に基づき、求められる職員像を示したうえで、以下の通り、【集合型研修(事務総局)】【集合型研修(各局部課)】【職場研修(OJT)】に区分した研修を計画的かつ組織的に実施している(根拠資料10(1)-38、10(1)-39)。

[学内研修]

1) 集合型研修(事務総局)

「事務職員基礎研修」「職層研修」「ステップアップ研修」「専門研修」「学校経営研修」から成り、「事務職員基礎研修」は、必須研修として定期的の実施し、その他の研修は毎年度実施計画を立てたうえで実施することとしている。なお、「事務職員基礎研修」は、従来から実施しており、「職層研修」は、2019年度より実施を開始した(根拠資料10(1)-40)。

2) 集合型研修(各局部課)

各部課の実情を踏まえ、毎年度、各事務部門の長が研修責任者として実施計画を定めて実施している。

3) 職場研修(OJT)

各部課において、業務の遂行上必要とされる知識および技能を習得させることを目的として、主として日常の業務を通して実施する上司や先輩職員により行われる指導のことを言い、各部課で日常的に実施している。

[学外研修]

日本私立大学連盟主催の各種研修(オンデマンド研修、業務創造研修、創発思考プログラム等)、キリスト教学校教育同盟主催の事務職員夏期学校を主に、学外の研修機関による研修会やセミナーなどを利活用し、職員の職務能力向上を図っている。毎年度、研修参加者による報告会を「SD研修会」として開催し、職員間で研修内容を共有している。

日本私立大学連盟研修会 年度別参加者数

研修会名	2015	2016	2017	2018	2019
オンデマンド研修	1				8
マネジメントサイクル(PDCAサイクル)			1		1
業務創造研修			1	1	
創発思考プログラム			1	1	
ヒューマン・リソース・マネジメント研修				1	
大学職員短期創造研修				1	

キリスト教学校教育同盟研修会 年度別参加者数

研修会名	2015	2016	2017	2018	2019
事務職員夏期学校	2	3	2	2	3

〔新型コロナウイルス感染症への対応・対策〕

新型コロナウイルス感染症への対応に関する学外研修として、「日本私立大学連盟令和2年度コンシェルジュ会議」（オンライン開催）に大学総務課マネージャーが出席し、「学内の感染予防対策」のグループ討議に参加し、その内容を学内で共有した。

また、法人内研修として、夏期特別理事会に、顧問弁護士を講師に迎え、「学校法人におけるコロナ禍で求められる法的対応」というテーマで学長、副学長、事務局長、事務部長が受講した（根拠資料 10(1)-41）。

また、大学の全教職員を対象にした「新年教職員研修会」を実施している。そのほか、2018年度より毎年度、「情報セキュリティ研修」を必須研修として実施している。

これら学内外の事務職員研修会やSD活動については、教員と事務職員から構成される「FD・SD委員会」にて情報を取りまとめ、各種研修情報の把握、情報提供、参加者の推薦等を行っている。FD・SD委員会では、そのほか、FD・SD委員会主催の研修会の実施、他の部局との研修会の共催も行っている（根拠資料 4-9、4-10、4-11）。

以上の通り、大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（SD）を組織的に実施している。

点検・評価項目⑥

大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点2：監査プロセスの適切性

評価の視点3：点検・評価結果に基づく改善・向上

1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

本学における大学運営の適切性に関する点検・評価は、3つの主要なプロセスで実施している。

第一の点検・評価プロセスは、学内で行われる自己点検・評価である。これについては第2章を中心に第9章までに示した通り、2020年度に内部質保証システムを大幅に見直し、新しい方針を打ち立てた。

大学運営の適切性の評価・点検について、従来、学科、教務部、学生生活部、入試部、キャリアデザイン部が作成していたアジェンダ（年度の事業計画）および総括を、2020年度より、内部質保証システムの一環として扱うことにした。第2章で触れた通り、それらは全学評価委員会に提出され、全学的観点から自己点検・評価がなされる。また、その結果は、内部質保証推進IR委員会で審議・承認し、必要に応じて改善などの指示を行う。

第二に、学校法人聖学院として策定した中長期計画「SEIG VISION 2018-2023」（根拠資料 1-38【ウェブ】）に基づき、本学を含む法人内各校・園が、教育、財政、施設・設備、人材・組織、ICT、広報の6つの分野に関して、5年間のアクションプランを実施してい

る。進捗状況は、学校法人聖学院の理事長室会議が点検・評価を行っている。この部分は、本学の自己点検・評価のシステムの枠外に位置する（根拠資料 10(1)-42）。

第三に、人事、総務、会計などの事務組織に関わる事柄も、学校法人聖学院が点検・評価する仕組みとなっている。これについては、法人が定めた「学校法人聖学院内部監査規程」等に基づき、法人による監査が行われている（根拠資料 1-5、8-44）。

2：監査プロセスの適切性

3：点検・評価結果に基づく改善・向上

大学運営の適切性を定期的に点検・評価するための制度的な取り組みとして、本学では、法令上求められている①監査法人による監査、②学校法人聖学院の監事による監査に加え、③監査室による内部監査を適正に実施している（根拠資料 8-44）。①監査法人による監査は、「私立学校振興助成法」第 14 条第 3 項の規定に基づいて行われる監査であり、②学校法人聖学院の監事による監査は、「私立学校法」第 37 条第 3 項第 3 号に基づいて行われる監査である。

①監査法人による監査は、会計監査を中心に年 2 回（12 月期中監査、4 月決算監査）実施している。その度に法人の監事が監査概略を説明する。期中監査においては規程に則した運営がなされているか業務監査の意味合いが若干強い。決算監査については会計監査が主となる。

2019 年度の決算に関して、資金収支計算書（人件費支出内訳表を含む）、事業活動収支計算書、貸借対照表（資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む）、重要な会計方針およびその他の注記について監査を受けた。その結果、学校法人会計基準に準拠して、2019 年度の経営の状況および年度末現在の財政状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認めるといふ監査意見を得た（根拠資料 10(1)-43、10(1)-44、10(1)-42）。

②法人の監事は、3 人体制をとっている。会計監査、業務監査を中心に中立的な立場で法人の運営全般を監査し、本法人の業務および経理の適正を図るとともに、その実態を正確に把握し、経営の合理化、業務の改善、能率の増進、経理会計の過誤、不正の防止に役立たせ、もって、本法人の健全な発展と信頼性の保持に寄与している。具体的には、法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 カ月以内に理事会および評議員会に提出する。監査法人監査においては経理課と連携を図り、監査概要を説明する。会計監査および業務監査において監査室と連携を図り、該年度の監査方針を決め実施している。

2019 年度には、欧米文化学科を対象にして、学科運営、教育方針、学科独自の奨学金制度の運用などを中心に、学科専任教員全員に対する聴き取り調査と関連資料をもとに教学監査を実施した。日常的な運営に関しては合意形成が比較的図られていること、文化コースは学科設立時の精神を踏まえて進むべき方向について学科全員で検討する必要があること、奨学金制度は運用面で問題は見られないが、工夫すれば教育効果を上げることが可能であることなどの監査結果が得られた。同学科では、これらの結果に基づき、教育方針の見直しなどを鋭意進めている（根拠資料 8-44）。

③監査室は、監事と連携を図り、監査法人監査では実施しきれない細かい部分について監査を実施する（預り金などの会計処理および教学監査）。2019 年度は、学友会管理業務

(学生課 現学生支援課・経理課)、競争的資金の処理(研究支援交流・出版会事務課。現・大学総務課研究支援チーム)、アドミッションセンターの事務管理(入試・広報課)などの内部監査を実施した。

内部監査は、本法人の業務および経理の適正を図るとともに、その実態を正確に把握し、経営の合理化、業務の改善、能率の増進、経理会計の過誤、不正の防止に役立たせ、もって、本法人の健全な発展と信頼性の保持に寄与することを目的としている。

2. 長所・特色

私立大学のあり方からして、経営母体である学校法人と大学との関係は重要である。

両者の協力関係は、運営の規程、運用の実際からも、極めて円滑な協力関係が構築され運用されていると言える。監査法人、理事会監事、大学内部監査と三重の監査体制によって会計監査、業務監査、教育監査と教学の全般に、監査の視点が入り入れられており、実績を残し、機能しているところに本学の長所・特色がある。

職員の昇進への意欲、事務局全体のモチベーションの向上のため、人事・給与制度を改革するとともに、体系的な職員研修を実施している。部会・委員会に職員が正式委員として加わっているなど、教職協働を進めている。内部監査も定期的かつ適切に行われており、教学に関する監査も行い、教育の改善活動につながっている。

3. 問題点

監査を含めた大学運営の基本的原則にあたるガバナンスコードの策定が遅れている。所属機関私立大学連盟の策定の遅れもあるが、早急な策定公表を要する。

4. 全体のまとめ

18歳人口の激減、産業構造の激変等により私立大学の状況は厳しさを増すと予想される。2014年の大学の財政上の危機的状況は、教員への65歳定年制の導入や大学入試・広報課主体の広報活動の刷新を通して、改善した。現在は収容定員を満たしているが、入学者数が今後もそのままであるとは言えないと予想している。場合によっては定員の削減も考慮しなければならないだろう。

財務状況は上向き傾向であるが、なお予断を許さない。まずは組み入れ前収支のバランスが当面の目標である。収支のバランスを単年度ごとに図る必要がある。

私立大学の運営にとって、今後寄付金の占める割合を高めていく必要がある。卒業生や保護者の寄附金を広く募集したい。同窓会組織である学院全体のASF寄附金募集を、新たな広報体制のもとで活発に展開している。

建学の精神や教育理念を実現発展させるためには、人件費抑制や一般教育経費の節減にさらに取り組み、学生の成長を促す新たな施策や教育研究活動により多くの資金を投資できるよう、全学的な取り組みを続けていく。

教育改善のためには、一層健全な財政基盤を長期的に安定させていくことが重要であると考えている。

第 10 章 大学運営・財務

第 2 節 財務

1. 現状説明

点検・評価項目①

教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

評価の視点 1：大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画の策定〈私立大学〉

評価の視点 2：当該大学の財務関係比率に関する指標又は目標の設定

1：大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画の策定

本法人は 2017 年度より理事長を中心とした理事長室会議にて中長期の計画を具体的に検討し、前述のとおり中長期計画「SEIG VISION 2018-2023」を策定し、教職員への周知はもとより外部へも公開し、実行している（根拠資料 1-38【ウェブ】）。

財政面における過去の状況から将来の展望については、現在の財政状況の悪化の改善が課題である。現状を端的に表現すれば、収入の根幹となる学納金が 2006 年度をピークに学生数とともに減少傾向にあり、特に 2012 年度以降は学院全体の在籍数の半数強を占める大学で定員割れが生じたため、学院全体で加速度的な減収を被った。このような状況にあつて東日本大震災が発生し、校舎の耐震性（安全確保）が問われ、耐震工事に伴う設備投資に大きな支出を行った。こうして 2012 年度から 2017 年度にかけて収入大幅減のなかで大きな支出を強いられ、収支バランスが崩れた。また、経費で最も大きな人件費については、退職者不補充、賞与月数調整など抑制を図ってきたが大きな構造改革は 2015 年度まで実施しなかった。

このような状況にあつては単年度支出超過となってしまうが、不足した資金については特定預金を担保とした市中金融機関からの借入に依存していた。その結果、現在 18 億円の運転資金借入れが生じている。ただし、募集については学院全体の努力、特に大学の募集によって改善が図られている。2017、2018、2019 年度にわたり学則定員を超える状況を達成し、学納金減収については歯止めがかかり、回復傾向にある。現状は、基本金組入前収支差額において均衡することを最低目標としている。2024 年度までの中期シミュレーションでは、2021 年度（計画より 2 年度前倒し）で収支均衡になる予測が示されている。今後の展望については中期ビジョンに掲げた 6 項目についてより具体化し実行するとともに、特に財務としては以下の項目について目標として検討を進めていく。

〈収入〉

(1) 学納金収入（学生生徒等の人数）

基本金組入前収支差額における収支均衡を図るために最低 4,725 名体制（大学院 50 名、大学 2,000 名、男子中高 1,000 名、女子中高 1,000 名、小 450 名、聖幼 120 名、みどり幼 105 名）を確保する。

※大学在籍数（毎年4月1日現在）：2018年度1,872名、2019年度2,075名、2020年度2,259名

※大学については引き続き離学者数の減少が必要である。2017年度約160名、2018年度135名、2019年度134名が離学している。

（2）補助金収入

- ・大学においては文部科学省の動向に注意を払い、特に、大学教育改革および地域・他大学連携を重要視する。（私立大学改革総合支援事業補助金の獲得）
- ・高校以下の学校・園については教職員の人数配分に気を付け、最大限獲得する。
- ・施設設備の整備にあたっては最大限補助金を考慮する。

（3）寄付金収入

- ・2018年度は大学創立30周年、みどり幼稚園創立40周年を迎えた。将来ビジョンを打ち出し寄付金を募る。

※大学：学生会館、みどり幼：リフォームを含めた園舎改築

※駒込キャンパス：男子中高、女子中高、（小学校）における合同体育館構想の実現。男子中高の中学棟改築。

- ・広報センターを中心とした組織的な寄付金募集活動の実現

（4）その他収入

- ・施設設備利用収入の獲得
- ・競争的資金（科研費等）の獲得

《支出》

（1）人件費

- ・学生生徒等の人数に対応した教職員数の定員管理

※大学については教員85名前後へ計画的に進行中

- ・働き方改革関連法の遵守

※大学では教員について変形労働時間制を2019年4月1日より導入した。

※高校以下教員については変形労働時間制を2020年12月より導入した。

今後は超過労働時間の管理および同一労働同一賃金に関する手当等の見直しを実行する。

- ・手当ての見直し：管理職手当（役職手当）、家族扶養手当、住宅手当
- ・事務職の給与本俸構造改革（2020年度実行、進行中）
- ・事務職における業務改善・組織改善（2020年度実行、進行中）
- ・男子中高と女子中高小教員給与体系の一本化（働き方改革関連法の観点からも早急な対応が必須）

- ・産休時および病気療養休職の給与は私学共済給付金に移行

（2）一般経費（教育研究・管理経費）

- ・外部会社に依頼して教育研究経費および管理経費について削減案を提示してもらう。

※2020年度に電力会社の変更により経費の削減となった。

（3）施設設備費

○控えている設備投資

- ・大学パイプオルガン設置（過年度寄付による。財源1億円）※2022年度設置予定

- ・大学創立 30 周年記念事業「学生厚生棟建築」（A S F 寄付金等）
- ・駒込キャンパス小、両中高「体育館建築計画」※2019 年度準備委員会発足
- ・みどり幼稚園創立 40 周年記念事業「園舎改築計画」
- ・大学 A B グラウンドにおける総合開発案の策定（根拠資料 10(2)-1）

2：当該大学の財務関係比率に関する指標又は目標の設定

本法人では予算、決算、中期シミュレーション等において重要視している以下の財務関係比率を、日本私立学校振興・共済事業団「令和元年度今日の私学財政」掲出の 2018 年度大学法人（医療系大学を除く）の比率と比較して検証後、理事会・評議員会に報告を行っている。

事業活動収支計算書関係比率

（1）人件費比率

経費で最大の支出項目である人件費の経常収入に占める割合を示す比率は全国平均で 53%となっているが、本法人では 2015 年度の 77.7%をピークに 68%台で推移してきた。これには学納金収入が急激に減収したことも影響している。

（2）人件費依存率

人件費の学生生徒等納付金に占める割合を示す比率であり、100%を超えないことが理想とされ、全国平均では 70.9%となっている。本法人では 2016 年度より大学教員定年年齢を 65 歳に引き下げたことで退職金が増加し、人件費依存率が 122.7%まで上昇した。現在もなお 100%を若干超える状況にあり、中期シミュレーションでは 2021 年度以降は若干 100%を下回る見通しである。

（3）教育研究経費比率

教育研究経費の経常収入に占める割合を示す比率であり、教育研究用固定資産に係る減価償却額が含まれている。これらの経費は教育研究活動の維持・充実のため不可欠なものであり、収支均衡を失しない範囲内で高くなることが望ましいとされているが、本法人については 20%後半を推移しており、教育研究経費割合を上げることが課題となっている。

（4）事業活動収支差額比率

事業活動収入に対する基本金組入前の当年度収支差額が占める割合を示す比率であり、この比率がプラスで大きいほど自己資本が充実しているとされている。本法人は 2015 年度の -14.9%を底として徐々に改善してきたが、現在もマイナスとなっている。このことは当年度の事業活動収入で事業活動支出を賄うことができないことを示し、基本金組入前の段階で既に事業活動支出超過の状況にある。中期シミュレーションでは 2021 年度以降プラスに転じる予測である。

貸借対照表関係比率

（1）流動資産構成比率

流動資産の総資産に占める構成割合で、資産構成のバランスを全体的に見るための指標と言われている。この比率が高い場合、現金化が可能な資産の割合が大きく、資金流動

性に富んでいると判断できるが、本法人は全国平均 13.2%に対して直近7年間の平均では 6.6%となっている。

(2) 純資産構成比率

純資産の「総負債及び純資産の合計額」に占める構成割合で、学校法人の資産の調達状況を分析する上で重要な指標と言われている。当然、比率が高ければ自己財源が充実していると言えるが、本法人では全国平均である 87.8%に至らず、約 64%から 74%で推移しているのが現状である。要因としては運転資金の多額な借入金がある。

(3) 負債比率

他人資本と自己資本との割合で、他人資本である総負債が自己資本である純資産を上回っていないかを測る比率であり、本法人では 50%台と全国平均 13.9%と比較して高いが、債務超過はしていない（根拠資料 10(2)-2）。

目標設定

本法人の安定した財政基盤構築のために以下の財務関係比率を中・長期的改善目標としている。

- ①人件費比率の 50%台への引き下げ（教職員の定員管理および給与構造の検討など）
- ②教育研究経費比率の 30%台半ばへの引き上げ（経費に係る支出構造の検討など）
- ③事業活動収支差額比率のプラスへの転換
- ④純資産構成比率の 80%台への回復（運転資金借入金の計画的な返済および単年度資金収支均衡の実現）

点検・評価項目②

教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

評価の視点 1：大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤（又は予算配分）

評価の視点 2：教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み

評価の視点 3：外部資金（文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等）の獲得状況、資産運用等

1：大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤（又は予算配分）

18歳人口の減少、新型コロナウイルス感染症による世界経済の低迷、国内における消費税の引き上げ、人件費に係る働き方改革関連法など社会を取り巻く環境は大きく変化しており、外的要因に対応するため経費が増加傾向にある。このような状況のなか、教育研究活動を安定して遂行するための財政基盤を確立するためには、収入面では根幹となる①学生生徒等納付金の安定的確保、②寄附金、補助金を含めた財源の多様化が考えられる。また、支出面では③人件費の抑制および諸経費の削減を含めた効率的な支出が必要である（根拠資料 10(2)-3、10(2)-4、10(1)-42、10(1)-43、10(1)-44、様式 7-1 5ヶ年連続財務計算書類）。

学生生徒等納付金の安定的な確保のために、中期ビジョンとして学院全体の目標人数を

設定している（4,725名、内、大学2,000名、大学院50名）。大学については2020年4月1日現在2,259名が在籍しており目標に到達している。大学ではさらに2021年度より年次進行により授業料の値上げ、教育拡充費の4年間による平準化を実施することが決定している（根拠資料10(2)-5）。また、値上げについては高校以下の学校等についても検討中である。そのほか、聖学院中高では2020年度より高校入試（募集）を再開している。

寄付金については約30年前、大学の開学に伴い設立したオール聖学院フェロウシップ（ASF）を中心に各校・園の後援会、校友会、PTAの団体からの寄付はもとより、広報センターが中心となり卒業生を中心とした個人向け募金活動を開始している。2019年度決算額で約380百万円、寄付金比率では5.1%となり全国平均2.1%を上回っている（根拠資料10(2)-6）。

2：教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み

教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るために、私立大学経常費補助金および2013年度から開始している私立大学等改革総合支援事業補助金の獲得を目指し、教育研究活動の充実、教育環境の整備など、教育の質向上に向けて教職員が連携をとり、全学的に取り組んでいる。なお、私立大学等改革総合支援事業補助金については開始以来2017年度までいくつかのタイプについて採択を受けてきたが、2018年度以降採択される点数が毎年上がり採択はされていない。しかし、常に新たな制度改革などに取り組み、教職員連携を図りつつ採択に向けて努力をしている。

経費支出面については、最大の経費である人件費について収入状況に応じてバランスをとらなければならない。本学では急速な学納金収入の減収に伴い、2016年度より大学教員の定年年齢を65歳に引き下げ、希望に応じて割増退職金による退職、または70歳まで特任教員として再雇用とし、教員数の定員管理は大学設置基準を参考に実行している。また、本法人の事務職員については2020年度より給与改定を実行し、将来における人件費抑制を図っている（根拠資料10(2)-7）。教育研究・管理経費、施設設備などの一般経費については、第三者機関であるコンサルタントの意見を聞くなど削減方法等を検討し（根拠資料10(2)-8）、高額な支出については予算編成（事業計画）段階で3社見積りによる金額の妥当性を確保している。

3：外部資金（文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等）の獲得状況、資産運用等

このほか、外部競争的資金である科学研究費助成金等の獲得については大学総務課研究支援チームにより組織的に獲得を目指している。その結果、文部科学省および厚生労働省における科学研究費助成金を筆頭にその他の団体助成金を含めて2018年度21件、2019年度29件、2020年度30件と実績を伸ばしている。得られた間接経費分については教育研究の充実および教育環境整備に充当されている（根拠資料10(2)-9）。

そのほか、財源確保の多様化としては、大学を中心とした施設貸出を実施している。大学における直近3年間では2017、2018年度34百万円、2019年度29百万円となっている（根拠資料 様式 07_01 5カ年連続財務計算書類）。

2. 長所・特色

本法人は 2012 年度以降、各学校定員割れが生じて急速に財政が悪化した。特に 2016 年度は人件費の大幅減額をせざるを得ず、定期昇給の停止、賞与支給月数の大幅減額などを実行した。同時に、常に財政状況を把握してもらう意味で毎月の資金繰り状況や決算、中期シミュレーションなどを教職員へ説明し、財政再建意識を高めてきた。その結果もあり、2018 年度以降は特に大学は学則定員を超える募集状況が続き、財政の悪化に歯止めがかかり、現在は若干の回復傾向にある。ただし、2020 年度は新型コロナウイルス感染症による想定外の事態のため財政再建は足踏み状態である。

3. 問題点

大学については短期大学時代からの校舎も多く、耐震性は確保しているが、築 40 年を超える建物の建替えおよび学生会館の新築など多くの要望がある。現在財政再建の途上であり、寄付金などを募りつつ、限られた財源の中で計画的にこれらの新改築等を進めていくことが課題である。

加えて、2019 年 4 月より働き方改革関連法が施行され、大学教員では変形労働時間制の導入などを軸に就業規則の改定を実施し、法律に遵守する努力を行ってきた。2020 年 4 月からは同一労働同一賃金についても義務化され、学院全体では一部手当等の見直しが課題となっている。

4. 全体のまとめ

私立大学（学校）にとって安定した財政基盤を構築するためには、やはり収入の根幹となる学納金収入（学生生徒等の募集）の確保が重要である。少子化のなか、過去のような 6,000 人規模の学院運営は望めず、縮小傾向にあるのは否定できないが、当面は基本金組入前収支差額の均衡となる学院全体で 4,725 名体制を引き続き目標としたい。また、次なる目標である安定財政基盤（教育活動の充実、給与水準の適正回復）を実現するため、現行の学則定員に近い 5,100 名体制の実現が必要である。

最大経費の人件費については規模に応じた教職員数の定員管理を実施し、教員の給与構造改革などの実行と併せて、極力将来の資金留保や教育研究活動へ投資できるように全学的な取り組みを続けていく。

終章

前回の認証評価から7年が経過した。

この間、指摘された事項はもちろん、大学の教育・組織・運営の改善に全学の力を尽くして取り組んできた。2018年に中長期計画「SEIG VISION2018-2023」を法人として策定し、大学においてそれをさらに具体化し目標を策定した。重要な基盤である収容定員に対する在籍学生数の安定的確保をほぼ達成した。タグラインの新たな提示、学部の改組も行った。各委員会の改編、教職協働の在り方を教育研究に生かす方策をとり、理念にそって学生の育成を目指す小規模ながら強い大学を目指してきた。

また、従来自己点検評価体制を点検評価し、新たな内部質保証体制を構築した。

「内部質保証推進IR委員会」を設置し、学長を委員長として各部署の責任ある立場の教職員をそのメンバーとなるよう改編し、自己点検評価の結果を次年度の事業計画に反映させやすい形態とした。一方、同委員会からの学長への報告また学長から出された改善指示が各部局に依頼・指示が図れる仕組みを構築した。また、「全学評価委員会」を設置し、副学長を委員長として、学部・学科・研究科、大学事務局等における点検・評価を指示し、その結果を内部質保証推進IR委員会が全学的見地から点検・評価する形態として整備した。

各教員がそれぞれの授業レベルで行う授業評価システム、学部・学科・研究科、大学事務局等における点検・評価・改善計画のサイクル、また大学全体を統括する内部質保証推進IR委員会を中心とする点検・評価・改善・計画のサイクルと、3つのレベルのサイクルが、有機的連関を持つようにした。さらにこのPDCAのサイクルに「外部評価」のシステムを組み合わせることで、独善に陥らずに客観性を保てる制度を志向した。

現在、大学はあり方を根本的に問われる事態に直面している。少子化のさらなる進行、経済のグローバル化、情報技術の進展にともなう産業構造の変化、企業団体の雇用形態の変化等、社会環境は激変し、さらにその過程にある。大学が受け入れる学生の在り方にも変化がみられる。志望動機、学力、卒業後の進路の選択は多様であり、そうした学生に専門的知識を伝え身につけさせ、生涯の目標を定める助力をすることが大学の使命である。

社会をとりまく状況の変化は激しく、理念を遵守しつつ、学生の多様化や社会的変動への対応を図ることはやりがいがある一方で、困難な課題である。理念と現実との課題の調整を行う際に外部診断は必須である。

本学はその建学の経緯・精神から理念を重視する大学であるという自覚をもっている。理念重視は他面で現実的条件の軽視となりかねない。これまでの大学の歩みの中で、地域社会にとってはある意味で抽象的な存在であった一面がある。その反省から、地域に根差した官民との具体的連携を強める努力を続け、その実を挙げている。内部質保証のサイクルを意義ある展開にしていくことでこの成果を生かしていきたい。

今般の新型コロナウイルス感染症による事態の中で、緊急の対応が求められた。そのため改善への歩みが停滞する部分もあったことは否めない。しかし、新型コロナウイルス感染症の感染の拡大という現実を目の前に、この難局は本学の問題を良い部分、改善を求められている部分を改めて明るみに出したといえる。オンライン授業の展開、また学生の受講のなかで、この授業がどのような位置付けにあるのかという問題を、教員も、また学生も

抱くことになったのもその一例である。またオンライン授業の展開においていかに職員の協力が必要であるかも明らかになった。本学の対応とその自己評価は該当章で触れているとおりである。

今回の自己点検評価報告書の作成にあたっては、大学のあらゆる面を精査して、広く議論しその結果を記述した。今回の点検評価の結果を真摯に受けとめ、一層の改善を進め、大学の理念の実現実践に向け、不断の努力を続けていく決意を新たにしたい。

2021年3月
内部質保証推進IR委員会委員長
学長 清水 正之